人、動物、地域に向き合う 多頭飼育対策ガイドライン(案) ~社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて~

環境省

内容

はじめに		1
ガイドラ	イン策定の背景と目的	1
第1章 多頭	飼育問題とはどのような問題か	2
1. 多頭的	同育問題とは一多頭飼育がもたらす3つの影響	2
(1)	飼い主の生活状況の悪化	2
(2)	動物の状態の悪化	2
(3)	周辺の生活環境の悪化	3
2. 本ガ/	イドラインの位置づけー3つの影響と対策の3つの観点	3
(1)	飼い主の生活支援	3
(2)	動物の飼育状況の改善	4
(3)	周辺の生活環境の改善	4
3. わが	国における多頭飼育問題の現状	5
(1)	多頭飼育に係る苦情の状況	5
(2)	解決を困難にしている要因・課題等	7
4. 多頭的	同育問題が生じる社会的背景—生活困窮と悪循環のおそれ	13
5. 発生権	構造—行われない繁殖制限	13
(1)	動物の高い繁殖能力—不妊去勢は必須	15
(2)	飼い主側の要因-経済的困窮や適切な判断力の欠如	18
第2章 多頭	5飼育問題への対応	20
1. 官民	を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性-連携なくして解決なし	20
(1)	連携主体とその役割	20
(2)	地域住民等による協力	36
(3)	専門家による協力と助言	36
(4)	動物愛護ボランティアの協力	36
2. 関係注	去令	38
3. 多頭的	同育問題への対応-関係者が協力して問題を解決しましょう	47
(1)	多頭飼育問題への対応の流れ	47
(2)	予防	48
(3)	発見	49
(4)	発見後対応	56
(5)	再発防止	76
(6)	対策に当たっての留意事項	77
第3章 事例	川紹介	89
1. 予防	・発見に関する取組事例	89
(1)	滋賀県・甲賀市	89
(2)	長野県	93
(3)	川崎市	94

2	多様人	な主体との連携により事態が収束した事例	97
	(1)	多機関連携による見守り―長期にわたる犬の多頭飼育問題事例	97
	(2)	不良な生活環境と動物由来感染症—高齢者による犬の多頭飼育問題事例	100
	(3)	社会福祉協議会と保健所の協力―高齢者単身世帯の猫の多頭飼育問題事例	103
	(4)	支援を受入れない飼い主—猫の多頭飼育問題事例	106
	(5)	見守りの重要性―認知症患者による犬猫の多頭飼育問題事例	109
	(6)	共感と連携―障害者による犬の多頭飼育問題事例	. 112
	(7)	強制退去—県営住宅における猫の多頭飼育問題事例	116
	(8)	早期解決—市営住宅における猫の多頭飼育問題事例	. 118

はじめに

ガイドライン策定の背景と目的

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下、「動物愛護管理法」という。)は、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養と動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする法律です。

環境省は、平成24年の動物愛護管理法改正の目的に「人と動物の共生する社会の実現」が明記されたことを受けて、平成25年に「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を立ち上げ、地方自治体と連携してモデル事業を実施しました。そのなかで、全国の地方自治体が現場で抱える共通の課題として、不適切な多頭飼育に起因する問題(以下、「多頭飼育問題」という。)が、地方自治体における殺処分削減の取組を大きく妨げていることが明らかになりました。多頭飼育問題は多数の動物への影響だけでなく、飼い主自身の生活状況や周辺の生活環境への影響があることから、近年では報道やSNSで取りあげられる等社会的な問題としても注目が集まっています。

多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等の問題が複雑に絡んでいます。飼い主の中には支援を必要とする人も多く、動物虐待の罰則を適用するだけでは問題の解決を図ることは難しいため、対応にあたっては動物愛護管理分野だけでなく社会福祉分野の行政職員や専門家等と連携した施策展開が必要です。また、動物愛護管理行政、社会福祉行政以外にも、公衆衛生行政、警察行政を横断する問題であり、どの側面から問題が発覚するか、どの側面がクローズアップされるかによって、政策的な位置づけと対処すべき担当組織が異なるため、対応が難しくなるといった問題認識についても明らかとなりました。

そこで環境省は、平成30年度に動物愛護管理行政、獣医学、公衆衛生看護、社会福祉、精神医学の専門的な見地から検討を行う「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」を設置し、多機関連携による多頭飼育問題の解決の参考となる、本ガイドラインを作成しました。

多頭飼育問題への対応は、動物種やその数、地域における動物の譲渡等の体制、飼い主への生活支援等の必要性、周辺環境の状況等により異なることから、地方自治体が取り得る体制も多様なものとなります。したがって本ガイドラインは、全国各地での個別事案への対応事例等も参照できるものとしました。

地域は、高齢者、障害者、子どもといった世代や背景が異なるすべての人々の生活の基盤です。厚生労働省では、これまでに地域を基盤として人と人のつながりをはぐくむことで、誰もが尊重され包摂を受けながら、その人らしい生活を実現できる社会の構築を目指す「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めてきました。一方、環境省では、前述のとおり、人と動物の共生する社会の実現を目指しているところです。人や動物にとってやさしい地域は、生きるもの全てにとってやさしく住みよい街、地域であるとも考えられます。

このガイドラインが地方自治体の動物愛護管理部局や社会福祉部局をはじめ、多頭飼育対策を検討する関係者に広く活用され、全国各地でよりよい地域づくりが進み、人と動物のくらしを守る一助となることを期待します。

第1章 多頭飼育問題とはどのような問題か

1. 多頭飼育問題とは一多頭飼育がもたらす3つの影響

本ガイドラインでは、多頭飼育問題を、多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、下記の3つの影響のいずれか、もしくは複数の問題が生じている 状況と定義しました。

- ①飼い主の生活状況の悪化
- ②動物の状態の悪化
- ③周辺の生活環境の悪化

(1) 飼い主の生活状況の悪化

動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えることにより、動物の糞尿や食べ残しの餌等の清掃や処理が行き届かなくなると、これらの堆積による生活空間の物理的な圧迫やごみの散乱による生活環境の汚染のほか、臭気や害虫、ねずみ等の衛生動物の発生の要因にもなることから、飼い主の生活環境における適正な衛生状態を保つことが困難になります。また、このような不衛生な環境に身を置き続けることで、真菌による皮膚糸状菌症や犬ブルセラ症といった感染症の発生を招き、飼い主及び同居者の健康が損なわれることが考えられます。

また、動物の餌や衛生用品にかかる費用をはじめとする飼育コストの増大に伴い、飼い主の経済状況が逼迫すると、飼い主の生活環境の基本である衣食住そのものの状態の悪化(身体や衣服の汚れの放置、栄養状態の悪化、多頭飼育に起因する住居の損傷の放置、家賃滞納による退去要請等)を引き起こす可能性があります。

さらに、飼い主の生活環境悪化の影響が周辺環境にも及ぶことにより、近隣住民との関係に軋轢が生じ、地域における飼い主の孤立、もしくは飼い主の人間不信に発展する場合もあります。人間不信になると、他者との円滑なコミュニケーションや信頼関係の構築が阻害され、必要な支援を求めることも受けることも困難になることから、飼い主の生活環境がさらに悪化することが懸念されます。

(2) 動物の状態の悪化

上記 (1) に示した飼育場所における衛生状態の悪化は、飼い主のみならず、動物の健康 状態にも影響を及ぼします。動物の状態の悪化の程度によっては、動物愛護管理法第44条 に規定される動物の虐待(ネグレクト等による疾病、栄養不良、死亡等)に該当するおそれ があります。また、虐待に至る前段階の不適正な飼育や、引取り後の殺処分の問題も孕んで います。

住居の衛生状態が適切に管理されていない場合は、動物の健康管理にも適切な注意が払われていない可能性があり、獣医師による診察や治療が必要な動物の放置のほか、感染症が蔓延することも考えられます。

また、動物の個体数増加による物理的な過密状態の発生や、不適切な閉じ込め、散歩に連れ出さず、リードが短すぎて身体を横たえられない等の不適切な係留による動物の行動の制約は、動物の心身のストレス増大につながります。動物のストレスの増大は、鳴き声による騒音の発生の要因にもなります。

個体数増加の影響は、動物の行動の物理的制約のみにとどまりません。不妊去勢手術への 適切な対応が困難になり、さらなる個体数の増加や近親交配による先天的な異常をもった動 物が生まれるリスクの増大につながるほか、個体数に対して十分な給餌が行われない場合は、 飢餓状態に陥った動物による共食いを引き起こすこともあります。

飼い主の中には、動物の数を正確に把握できておらず、一部の個体しか識別できていない というケースも多く、多頭飼育下にあった動物は伴侶動物として人との適切な関係性が築け ていないことがしばしばあります。

体も心も不健康な状態に置かれた犬や猫は健康状態が悪いだけではなく、社会性もなく、人に慣れていないため、飼い主の生活が破綻し行き場を失ったとき、新しい飼い主を見つけるのは困難を極めます。地方自治体や動物愛護ボランティア等が協力して新しい飼い主を探す努力をしますが、全ての動物に譲渡先が見つかるとは限らず、治癒の見込みがない病気に罹患している、人馴れしておらず攻撃性がある等の他者への譲渡が適切ではない動物は、殺処分せざるを得ない場合もあります。

(3) 周辺の生活環境の悪化

悪臭や騒音、衛生動物の発生、感染症の蔓延等を伴う飼い主の生活状況及び動物の状態の 悪化が、飼い主の住居の内部に留まらず、外部の周辺環境にまで影響が及ぶと、近隣住民の 生活環境や健康状態を脅かす場合があります。

また、動物の逸走(逃げ出し)防止対策が十分でない場合は、逃げ出した動物の周辺家屋への侵入や、咬傷事故が発生するおそれもあります。

上述のとおり、多頭飼育問題は、飼い主や動物のみならず、飼い主の家族や周辺の近隣住民の生活環境にまで影響を及ぼすものであるため、問題が深刻化する前に、飼い主の生活環境、動物の飼育環境、周辺の生活環境における悪化の状況を早期に発見・把握し、それらの状況の改善・解消に向けた対策を講じることが求められます。

令和元年度の動物愛護管理法の改正では、こういった問題への一層の対応の強化を図る観点等から、犬又は猫の所有者に対し適正な飼養が困難となるおそれがある場合に、その繁殖を防止するため繁殖制限措置を施すことが義務付けられました(第37条関係)。また、関係機関の連携強化(第41条の4関係)に関して、国が地方公共団体に対して行う情報提供、技術的助言その他の必要な施策を講ずる努力義務の事項に、公衆衛生、福祉等に関する業務を担当する地方公共団体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項と地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が新たに規定されました。

多頭飼育問題は、様々な研究やアンケート結果から再発する可能性が高いことが示唆されています。このため、多頭飼育問題の解決とは上記の3つの影響が改善され、かつ、飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることなくその地域において生活を維持している状態を実現することとするのが適切と考えられます。

2. 本ガイドラインの位置づけー3つの影響と対策の3つの観点

ガイドラインの策定に当たっては、多頭飼育問題の予防と解決には上述の3つの影響をそれぞれ改善するための3つの観点、すなわち①飼い主の生活支援、②動物の状態の改善、③ 周辺の生活環境の改善が必要であることに主眼をおきました。

(1) 飼い主の生活支援

多頭飼育問題を引き起こす飼い主は、精神的・身体的・経済的な問題を抱えていることが

あります。アンケートによれば、一部の飼い主は認知症、知的障害、精神障害等が疑われ、 判断力の不足によって適切な飼育管理ができていないと考えられます。加齢により飼い主の 体力や判断力が低下し、動物を適切に飼育することができなくなる場合もあります。また、 経済的に困窮した事例では、動物の餌代のために借金をする、家賃の滞納のため住居から強 制退去させられる例もみられます。こうした飼い主が自らの努力によって問題を改善するこ とは非常に難しく、周囲のサポートが必要となります。

(2) 動物の飼育状況の改善

動物愛護管理法に基づき、動物は「命あるもの」として、その習性を考慮して適正に取り扱う必要があります。野生動物ではない飼育動物が、飼い主等による適切な飼育管理なしに生きていくことは容易ではありません。飼い主は、動物がその命を終えるまで適正に飼養し(終生飼養)、適切な給餌・給水、必要な健康の管理を行い、その動物の種類、習性等を考慮した飼育環境を確保することが求められます。

動物の飼育状況を改善するためには、飼い主の飼育管理能力を超えた不適正な多頭飼育状態の解消、即ち個体数増加の抑制及び個体数減少のための措置が必須です。

(3) 周辺の生活環境の改善

多頭飼育問題の対応にあたっては、地域の問題となり得ることを念頭に、家屋の破損箇所の修繕や柵の設置等の逸走(逃げ出し)防止策等、周辺への影響を低減する対策を検討することとなります。一方、その原因である不適正な多頭飼育状態の是正は別途行う必要があります。

また、多頭飼育問題を引き起こしている飼い主は、しばしば近隣住民との間にトラブルを 抱えており、多頭飼育に起因する汚物の堆積、悪臭、騒音、害虫の侵出といった近隣の生活 環境への悪影響によって、より一層の社会的孤立を招いてしまい、周囲のサポートが得られ にくいという一面もあります。

本ガイドラインでは、多様な関係主体が連携・協働し多頭飼育問題の予防と解決に向けた取組を進めるための考え方、対策等を整理して示しました。本ガイドラインを活用する対象者は、主として、都道府県・政令指定都市・中核市の動物愛護管理部局、左記以外の一般市町村を含む地方自治体の社会福祉部局、生活衛生部局、住宅部局等を想定していますが、その他、様々な形で飼い主と関わりを持つことが想定される民生委員、社会福祉法人、社会福祉事業者、動物愛護推進員、動物病院、動物愛護ボランティア等の関係者にも活用していただける内容としています。

また、本ガイドラインにおける「飼い主」とは、多頭飼育問題を抱えている者で、主として動物取扱業者ではない一般の飼い主を想定しています。

多頭飼育問題は根本的な解決が難しく再発しやすいため、問題の解消のためには、対症療法的な対応だけでなく根本的な原因に対して継続的に働きかけることが重要です。地域の問題としてとらえたうえで、飼い主が支障なく日常生活を送れるように支援し、動物を適正に管理できる数以下に減らして飼育状態を改善し、周辺の生活環境への影響を最小限にしていくことが望ましいと言えます。

3. わが国における多頭飼育問題の現状

(1) 多頭飼育に係る苦情の状況

環境省は、「令和元年度社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」(以下、「アンケート」という。)を通じて、都道府県・政令指定都市・中核市の 125 の地方自治体動物愛護管理部局に対して、多頭飼育に係る苦情の状況について調査を実施しました。動物を 2 頭以上飼育している飼い主に関して、平成 30 年度に複数の住民から苦情が寄せられた世帯の数について質問したところ、全国で年間 2,149 件、1 自治体あたり平均約 20.5 件の多頭飼育に係る苦情が存在することが明らかになりました。なお、1 世帯に対して苦情が複数寄せられた場合であっても、苦情の原因となっている世帯を1件として算定しています。

選択肢	苦情件数	苦情件数
		(1自治体あたり平均)
苦情のあった世帯数 (全体)	2,149	20.5
苦情のあった世帯数(都道府県)	1,252	26.6
苦情のあった世帯数 (政令指定都市)	440	22.0
苦情のあった世帯数 (中核市)	457	7.9

表 1 苦情のあった世帯数 (平成30年度の多頭飼育の苦情件数)

(出典:環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」)

また、これらの苦情のあった世帯の飼育頭数の内訳は、「2頭以上 10 頭未満」が 1,095 件 (51.0%) と全体の半数に達しており、次いで「10頭以上 30頭未満」では、561件(26.1%) と全体の約4分の1を占め、「30頭以上」は 137件(6.4%)でした。この結果から、例え当該世帯の飼育頭数が 10頭に満たなくても、繁殖制限措置や給餌・給水、衛生管理等の適切な飼育管理を行っていなければ、飼い主の周辺の生活環境を悪化させ、近隣住民からの苦情を招いていることが分かります。

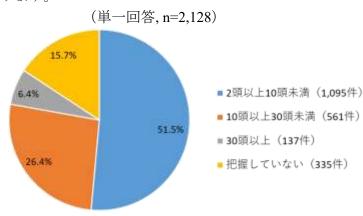


図 1 苦情のあった世帯における飼育頭数の件数の内訳

(出典:環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」)

アンケートでは、全国の地方自治体を対象に平成27年4月から令和元年10月末時点までに発生・継続(平成27年以前より発生し継続したもの、令和元年10月末時点までに終結したものも含む)した多頭飼育事例について最大5件まで事例収集を行った結果、385件の事例が寄せられました。

これらの事例において飼い主が飼育している動物の種別は、「猫」が 61.6%と 6 割を超え、「犬」が 45.2%と半数近くを占めました。犬猫以外の動物の種別としては、うさぎ (1.8%)、鶏 (1.0%)、鶏以外の鳥類 (1.0%) となりました。

また、多頭飼育状態にある動物は、適切な飼育管理がされず、糞尿が適切に片付けられていない等衛生的に問題のある環境に置かれていることがしばしばあります。このような状態は動物の健康上望ましくなく、動物へのネグレクトや虐待となるおそれがあります。

(単一回答、n=385)

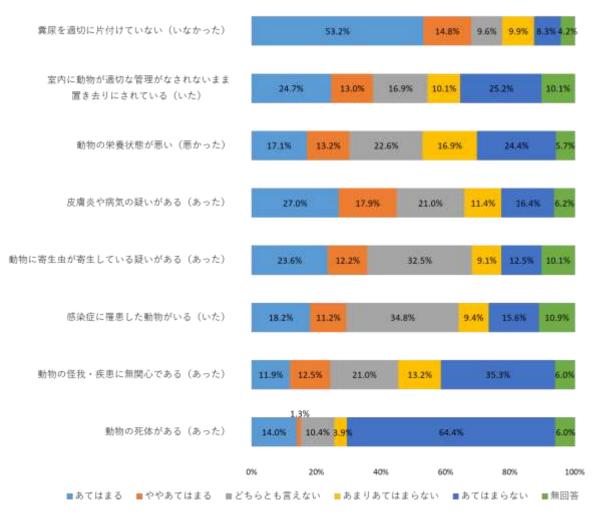


図 2 多頭飼育問題における動物の状況

(出典:環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」)

(2) 解決を困難にしている要因・課題等

アンケート結果に基づいて、動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育問題に関する課題の整理を行いました。上位5つの課題のうち、「飼い主が生活に困窮しており、引取りや不妊去勢の手数料を支払えない」、「飼い主が動物の所有権を手放さない」、「飼い主とのコミュニケーションができない」の3つが、飼い主の抱える固有の課題に起因するものです。その他の問題として、支援のためのリソースの不足、他部局・他機関との認識の共有の不足や連携体制の未構築、行政上の課題等様々な要因が指摘されており、これらの課題が複合的に絡まり合い、多頭飼育問題の解決を困難にしています。

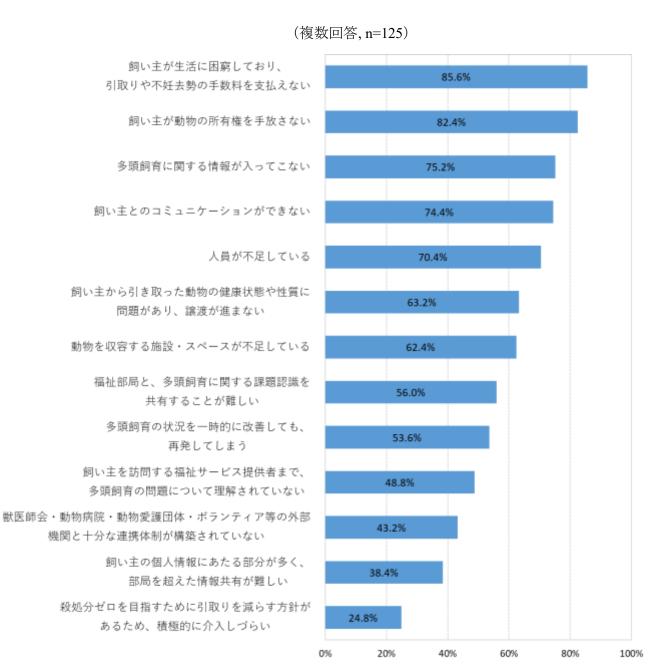


図 3 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題

(出典:環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」)

① 飼い主の抱える課題

解決を困難にしている要因や課題の一つに、飼い主の抱える固有の課題が挙げられます。 具体的には、経済的な問題、健康の問題、他者との関係性の問題であり、全ての飼い主にみられるわけではないですが、比較的多くの飼い主に共通しています。

アンケートにおいても、飼い主の経済的な困窮について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答があった事例が全体の 53.5%と過半数を占め、生活が困窮している飼い主の割合は高いと言えます。また、生活保護を受給していた飼い主は全体の 21.3%と事例全体の約2割でした。

(単一回答, n=385)

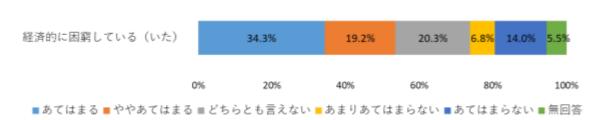
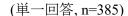


図 4 飼い主の経済状況

(出典:環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」)

飼い主には、健康上の問題や障害等の困難を抱える人も比較的多く存在しています。アンケートでは、「身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる」状況に「あてはまる」及び「ややあてはまる」飼い主の割合が、29.9%と全体の約3割を占めています。また、「十分な食事を取っていない様子がみられる、もしくはやせが目立つ」飼い主も18.7%と全体の2割近くを占め、「入退院を繰り返している」飼い主も8.6%と1割近くを占めています。実際に聴覚障害、認知症、知的障害、精神障害等の様々な障害や疾患を抱えている事例や、具体的な診断の有無は不明であっても健康上何らかの問題がみられる事例、十分な判断能力を有していないと思われる飼い主の事例も多数報告されています。こうした飼い主に対しては、必要な対処について検討し、適切な支援につなげることが重要です。



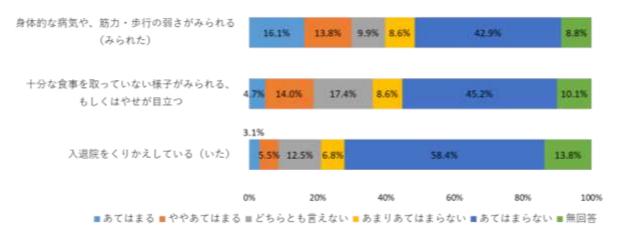


図 5 飼い主の健康状態

(出典:環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」)

アンケートによると、性別・年齢・居住環境等の傾向は、女性が約6割と男性より割合が高く、60代以上の高齢世代が過半数を占める等の偏りはみられるが、男性や若年層の飼い主もおり、様々な属性の人が多頭飼育問題を引き起こしていることが明らかになりました。居住環境についても、戸建てか集合住宅か、持ち家か借家か、住宅の規模の大小、住宅密集地か否かを問わず、様々な環境下で多頭飼育問題は発生しています。

飼い主の特徴を類型化するため、因子分析を行った結果、7つの要素(「不衛生」、「自立困難」、「貧困」、「暴力」、「固執」、「サービス拒否」、「依存」)を得ることができました。多頭飼育に陥る飼い主には、「不衛生」、「自立困難」、「貧困」、「サービス拒否」のように、衛生面・健康面・経済面の問題を抱え社会福祉の観点からの支援が必要と認められる要素、「依存」や「固執」のように、動物に依存し、動物の所有権放棄や不妊去勢手術の実施の説得に応じない等の動物愛護管理部局の職員による介入を困難にする要素、「自立困難」や「暴力」のように、近隣住民や自治体職員等との円滑なコミュニケーションに支障をきたす要素等を含んでいます。本分析により、多頭飼育に陥る飼い主が、以下の7つの要素の全てを有しているわけではないものの、多くの事例において一つ、又は複数の要素を有していることも判明しました。

また、同じ要素を有する飼い主であっても、その具体的特徴は飼い主によって様々です。 下記の「貧困」に示すように、十分な収入が得られていないために困窮する事例もあれば、 安定収入はあっても適切な金銭管理ができず困窮する事例もあります。因子間にも有意な相 関は見られず、多頭飼育事例のパターン化は非常に困難であることから、実際の対応に当た っては、事例ごとに飼い主の状況を個々に把握し、対応を検討していく必要があります。

なお、7つの要素はアンケート結果に基づくものであるため、アンケートの設問に含まれない「孤立」等の要素が関与している可能性もあります。

表 2 飼い主が持つ要素及びその特徴(因子分析から得られた7つの因子)

要素	主な特徴
	飼育場所もしくはその屋外、またはその両方に動物の糞尿や白骨死体、
	ごみが大量に放置されており、そのため敷地からは非常に強い悪臭や害
不衛生	虫が発生している。当事者は、そのような状況を気にかけておらず、本
	人からも入浴や洗濯を怠ることによる獣臭・悪臭や、ノミ・ダニ等の害
	虫による全身への刺咬跡がみられることがある。
	会話を通して、「担当者の顔を把握していない」、「複数の問題を同時に処
	理できない」、「話を理解できていない様子がみられる」、「動物の個体識
	別ができていない」等の認知能力の低下、老いや病気による歩行困難等
自立困難	の身体的な能力の低下といった1人での生活が困難であると思われる特
	徴を持ち、その結果、動物への世話も十分に行き届いていないことがあ
	る。このような特徴を持つことから、ホームヘルパーや介護サービス等
	が関与していることも少なくない。
	経済的な困窮により、動物引取りの手数料が払えないだけでなく、家賃
貧困	や公共料金の未払いといった状況もみられる。日雇派遣労働の収入や年
貝凹	金、知人からの支援等によってある程度の収入を得ていることもあるが、
	金銭の適切な使い方ができていないことが多い。
	近所の住民への暴言や威嚇的行動や、自治体職員の訪問に対して暴れる
	等の攻撃的な態度での抵抗がみられる。常時そのような態度となるわけ
暴力	ではなく、自治体職員だけには温和な態度を取ること(その逆もあり得
	る) や、動物の話になると態度が急変するといった、特定の人物または
	話題にのみ攻撃的な態度を取る場合もある。
	動物の所有権を放棄しようとしない、または殺処分や不妊去勢手術へ非
固執	常に強い抵抗感を示す。当事者の住居とは別の場所で動物を飼育してい
	る場合もある。
	 医療や保険、福祉サービスを拒否する傾向が強い。病気を罹患していた
サービス	医療で体験、個性リーに入を担告する傾向が強い。例えば惟志していた
拒否	としても医療機関への受診を行わないため、症状が悪化し、結果として
	本人と動物の生活状況が悪化する。
	指導の度に飲酒した状態で応対するといった、アルコールやギャンブル
依存	等への依存がみられる。動物に対しては、特定の1頭に特別な愛情を注
八十	ぐことや、睡眠時間を削って動物の世話をする等、他タイプ以上の変わ
	った動物への依存がみられることもある。

(出典:環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」に基づき分析)

多頭飼育の苦情は近隣住民から寄せられることが多いですが、大抵はその段階で既に飼い

主と近隣住民との関係が悪化しています。近隣住民と良好な関係を構築できずに、飼い主が 地域社会で孤立する傾向がしばしばみられます。こうした近隣住民との関係性の問題は、自 治体職員との関係においてもみられ、自治体職員の訪問を拒む、説得に応じない、暴言を吐 く等、飼い主とのコミュニケーションに課題を抱える事例が多く存在しています。

このため、貧困、健康問題等の様々な問題を抱え、地域社会において孤立する飼い主に対して、飼い主がどのような人物であるか、飼い主が誰を信頼し、何に不安を感じているのか、必要な支援は何か、どのような部署・機関に相談し連携を図っていくのか等について、個々の事例に応じて検討しなければならないところに多頭飼育問題の解決の難しさがあります。こうした問題を少しでも予防し、改善していくためには、多頭飼育問題の発生した後の対応だけでなく、多頭飼育問題が生じる前、もしくは多頭飼育問題が深刻化する前の段階で、予防的観点から飼い主の生活支援も含めた対策を講じていく必要があります。

【コラム 1】海外におけるアニマルホーダーについて

<定義>

ホーディング・ディスオーダー(hoarding disorder)(以下、「ホーディング」という。)とは「ためこみ症」とも訳され、病理的な問題の用語として使われている。アメリカ精神医学会が出す「精神疾患の診断・統計マニュアル第 5 版(DSM-5)」(2013 年)ではホーディングを独立した精神疾患の一障害と位置付けており、世界保健機関(WHO)においても、疾病の分類を記した国際疾病分類第 11 回改訂版(ICD-11、2018 年)で「ホーディング」を初めて独立した「疾病」として加えました。

アメリカ精神医学会は、ホーディングを「他の人からは価値がないと思われるモノを 過剰にためこみ、その所有したモノを捨てたり、手放したりするのが持続的に困難であ り、その結果、生活や仕事のスペースがモノで溢れてしまう状態になること」と定義し ています¹。このように過剰にモノをためこむ人をホーダーと呼び、特に動物をためこ む人がアニマルホーダーと称されます。

アニマルホーダーには、大量の動物をためこんでいる、動物に対し最低限の栄養、衛生、獣医学的ケアを提供できない、動物が悪化した状態(感染症、飢餓、または死亡を含む)や環境の悪化(過密状態や極めて不衛生な状態)に対処できない、動物の収集により自分自身や家族の健康状態や満足できる生活状況に及ぼす悪影響に対処できないといった特徴が見られます²。

これまで、アニマルホーダーは女性が多く、独居老人で、社会的にも経済的にも脆弱な立場にいる人である、という固定観念がありましたが、性別、年齢、配偶者の有無、専門性のある職業に就いているかどうか等に関係なく誰にでも起きる症状であるという最近の研究結果もあります³。そのため事例により対応は様々で、セラピーが中心となるものから動物虐待に対する訴追までと多岐にわたります⁴。

2002 年にこの分野に関心がある研究者が集まった協議会 HARC (Hoarding of Animals Research Consortium) では、アニマルホーディングへの対応は精神疾患の問題とともに

_

¹ アメリカ精神医学会(<u>https://www.psychiatry.org/patients-families/hoarding-disorder/what-is-hoarding-disorder</u>) 2020.11.4

² HARC (2002) "Health implication of animal hoarding", Health & Social Work, May 2002, p.132

³ HARC https://vet.tufts.edu/hoarding/, 2020.11.4

⁴ HARC https://vet.tufts.edu/hoarding/, 2020.11.4

コミュニティの問題として捉え、福祉関係者、動物関係者、警察、消防等様々な関係者が協力して対応するべきだと提唱しています。アメリカでは多機関でタスクフォースを組成して取組む自治体の例もでてきているほか、イギリスでは多くの自治体で「ホーディングに対する多機関での対応ガイドライン(Multi-Agency Hoarding Guideline)」を作成しています。

② その他の課題

飼い主の抱える固有の課題以外に、動物の繁殖に伴う悪循環の発生、様々な支援のための リソースの不足、他部局・他機関との認識の共有の不足や連携体制の未構築、行政上の課題、 再発のしやすさ、発見の難しさ等の課題があります。

動物の繁殖に伴う悪循環の発生については、動物は適切な繁殖制限を行わない限り、雌雄がそろった状態で飼育すれば交配・繁殖し数の増加に歯止めがきかないことに起因します。不妊去勢手術を行い、その時点以上の動物の増加を防止すること、行政や動物愛護ボランティア等の人の手を介して動物の引取りや譲渡の取組を行い減少させることが必要となります。様々な支援のためのリソースの不足という点について、動物の不妊去勢手術や行政による引取り、新たな飼い主への譲渡、殺処分には、金銭的、時間・労力・空間的に多大な負担をもたらします。動物愛護管理センター等の施設は動物の収容可能数に限界があります。動物の数が多いほど引取った動物を収容するスペースの確保、動物の管理、譲渡、殺処分の手続き等の負担は大きくなります。また、動物愛護ボランティア等の協力を仰ぐ場合においても、資金力や人員に限りがあるなかで、動物の捕獲や移送、保護した動物の管理、譲渡につなげるための負担等は大きくなります。

他部局・他機関との認識の共有の不足や連携体制の未構築については、地方自治体の中には、他部局・他機関と認識を共有する環境が未整備で、十分な連携体制が構築されていないところも多いようです。課題を認識する職員がいて属人的なレベルで一時的・部分的に連携が進んでいても、組織全体で多頭飼育問題への対応の必要性が認識されていない場合には、継続的な連携は困難となります。

行政上の課題としては、動物愛護管理法には周辺の生活環境の保全、動物の虐待のおそれの改善のために立入検査等ができる旨が規定されています(第25条第5項)が、地方自治体が多頭飼育問題の情報を得ても、飼い主の住居(庭等の囲繞地を含む)に立ち入ることは容易ではなく、動物の正確な数の把握や飼育状況の確認は困難です。また、地方自治体が飼い主に対して動物の所有権を強制的に放棄させることも認められていません。このため自治体職員は、説得を通じて動物の所有権放棄の同意を飼い主から取り付ける必要があります。この他にも、個人情報を保護するため他の部署・機関への情報共有が困難となる事例、殺処分数を減らす取組を進めている動物愛護管理センターや保健所による積極的介入(動物の引取り)が困難となるケースも存在します。

多頭飼育問題は一度解決しても再発しやすいという特徴があります。アンケートにおいても、解決後に再び動物の飼育を始め、多頭飼育状態が再発した事例が多数報告されています。

発見の難しさについては、近年のライフスタイルの変化により、各家庭内で起きている問題を発見することが難しくなってきていると考えられます。例えば都市化により近隣住民との交流が希薄になっていること、核家族化又は単身世帯で居住する例も多くなってきていることから、親族や身近な近隣住民が、問題に早期に気が付いて対処することが難しくなってきています。一方、新型コロナウイルスの感染防止対策のために在宅時間が増えた近隣住民が悪臭や騒音等に関する苦情を地方自治体に寄せることで、多頭飼育問題が顕在化するとい

った事例もあるようです。

4. 多頭飼育問題が生じる社会的背景—生活困窮と悪循環のおそれ

単身世帯や核家族世帯が増加している状況において、就労困難や失業による収入の減少に至った場合や、疾病や障害、認知機能の低下等により心身の健康が損なわれた場合、子どもの自立・離婚・死別等といったライフステージの変化が生じた場合等に、深刻な生活困窮が生じる可能性が高く、個人の自助努力による生活上の諸問題の解決は困難になります。このように、社会のなかで個人が抱える経済的困窮、関係性の困窮等の複数の要素が重なって、生活困窮に結びつき、地域社会からの孤立を招き、虐待や DV (ドメスティック・バイオレンス) 問題、ホームレス問題、ごみ屋敷問題等様々な社会問題につながっていきます。多頭飼育はそれらの地域社会が抱える諸問題の一つと考えられます。また、多頭飼育に陥ることで、多数の動物を飼育するために更なる経済的困窮を招くほか、周辺住民等との軋轢が生じることで関係性の困窮が深刻化し、生活困窮がより一層悪化する等悪循環を招くこともあります。

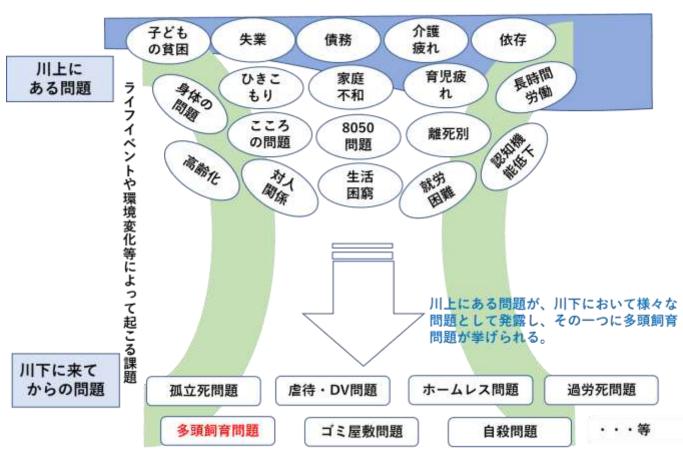


図 6 多頭飼育問題が生じる社会的背景

(出典:佐藤尚治(社会福祉法人 長野県社会福祉協議会)、「社会的孤立の背景と要因~社会福祉の立場からみた 多頭飼養者の特徴について~」を一部改変)

5. 発生構造—行われない繁殖制限

多頭飼育問題は、飼い主が、動物を拾得、餌やり、譲渡、購入、により入手し、適切な繁殖制限措置を施さずに飼育し続け、その数が増加することにより発生します。最初は1頭のみの飼育だったとしても、飼育方法によっては繁殖力の高い動物は短期間で急速に増えてい

きます。また、放し飼いや餌やり等により外部の個体の侵入を招くことも、個体数増加の一因となります。アンケートでは、動物の飼育状況について、「不妊去勢手術を行っていない動物がいる(いた)」が91.7%、「家屋内・敷地内では放し飼いにしている(いた)」が88.1%と、9割近くの飼い主が動物の個体数が増えるおそれのある飼い方をしています。

動物の個体数が飼い主の飼育管理能力を上回ると、個体数の増加に歯止めがきかなくなり、 飼い主の生活状況の悪化等が生じ、個体数の更なる増加とともに多頭飼育状態も深刻化して いきます。このため、例え1頭であっても、非計画的な繁殖につながる可能性のある不妊去 勢手術未実施の動物を飼育している、個体数が増加傾向にある等、多頭飼育問題に陥るリス クが高い状態にある飼い主に対して、数の少ない早期の段階で、適切な飼育を行うための働 きかけを行っていくことが非常に重要です。

多頭飼育問題に陥る

リスクが高い状態

非計画的な繁殖につながる可能

性のある不妊去勢手術未実施の 動物を飼育している、個体数が

多頭飼育問題

多数の動物の飼養により、 ・**飼い主の生活状況の悪化**

・(侵入個体の定着につながる) 家屋損壊部の未修繕

適切な繁殖制限措置(不妊去勢手 術、雌雄の分別飼育等)の未実施

飼い主が個体数を増加させて

動物の繁殖生態等に関する知識

不妊去勢手術の費用を負担する

繁殖は自然の摂理であり生殖機 能を奪いたくない、傷つけるの

の不足、認知機能の低下など

・動物の状態の悪化 ・周辺の生活環境の悪化 のいずれか、もしくは複数が

生じている状態

個体数増加の要因 ・動物の高い繁殖能力 ・無責任な餌やり ・放し飼い

しまう理由 ・判断力の不足

・経済的困窮

ことが困難など ・**信念・感情**

は可哀想など

増加傾向にある等



図 7 多頭飼育問題の発生構造

(1) 動物の高い繁殖能力—不妊去勢は必須

犬、猫、うさぎ等の動物は高い繁殖能力を有しています。無責任な餌やり、放し飼い、侵入個体の定着を招く家屋損壊部の放置、適切な繁殖制限措置を実施しない飼育といった行為は、急速な個体数の増加につながります。

【コラム 2】動物の繁殖生態

多頭飼育状態に陥る原因のひとつに、動物種の生態、特に繁殖に関する生態についての知識不足が考えられます。また、多頭飼育問題へ対応する際にも動物種ごとの繁殖生態について理解しておくことは重要です。特に猫とうさぎは、その特有の繁殖生態から多頭飼育に発展しやすい特性があります。このコラムでは、犬、猫、うさぎの繁殖生態について比較しながらまとめてみたいと思います。

1. 性成熟期について

各動物種とも雄は雌に比べて性成熟 (繁殖できるようになること) が遅い傾向があります。個体差も大きく、前後する場合もあります。猫では日照時間 (季節) も関連があることが知られています。性成熟後は、雌ではそれぞれの種で特徴的な性周期をとり、雄は縄張り行動など雄らしい行動を示すようになり、交尾が可能となります。

動物種	雌	雄
イヌ(犬)	6 か月~12 か月齢	10 か月齢 (大型犬では遅い)
ネコ (猫)	6 か月~12 か月齢	7 か月~12 か月齢
イエウサギ(うさぎ)	4か月~8か月齢 (大型種では遅い)	5か月~9か月齢

表 各動物種の性成熟期

2. 性周期について

人を含む霊長類は月経ですが、犬の性周期は平均7か月間隔で、年に1回から2回の発情となります。性周期は、発情前期、発情期、発情休止期、無発情期に分かれ、発情前期から外陰部が腫れる、血様分泌物が見られるなど発情に伴う外見的な変化が起こります。雌犬が雄犬を受け入れる発情期は平均9日間で、発情期に入って約2日目に排卵します。受胎しやすい時期は、卵子が成熟するための期間が必要であるため、発情期の4~5日目、発情前期に入ってからは13日目前後となります。このように犬の発情は、月経に似た周期性があり、排卵は性周期の特定の時期に起こる自然排卵です。それに対して、猫やうさぎでは、発情期に交尾刺激によって排卵が誘発される交尾排卵です。交尾排卵では、自然排卵よりも受精する確率が高くなります。交尾刺激が無かった場合には、自然排卵か無排卵となります。猫は季節性多発情で、子育てに適した季節に出産を迎えるように、日照時間が14時間程度になる時期に発情するため、2月~4月と6月~8月に発情する個体が多くなります。ただし、完全室内飼育では必ずしも当てはまらない場合もあります。うさぎの発情は、野生では日照

時間と気温に影響を受け、春に迎えることが多いとされています。しかし、イエウサギでは、繁殖には周期性がなく一年を通じて繁殖が可能で、 $1 \sim 2$ 日間の休止期と $4 \sim 17$ 日の許容期を繰り返しているため、繁殖力が高いのが特徴です。

表 各動物種の性周期

動物種	性周期
イヌ (犬)	4 か月~12 か月周期
1 / (/)	(平均7か月)
ネコ (猫)	長日繁殖、季節性多発情、交尾排卵
イコ (畑)	発情期に2~3週間の発情を数回繰り返す
ノエウサゼ	周年繁殖、多発情、交尾排卵
イエウサギ	発情期が長い
(うさぎ)	1~2日間の休止期と4~17日間の許容期を繰り返す

3. 妊娠期間と産子数

大と猫の妊娠期間は約2か月ですが、うさぎでは1か月と短く、産子数も6~8頭と多いことに加え、出産後も早期に妊娠が可能となるため、年8回の出産も可能とされています。

表 各動物種の妊娠期間と産子数

動物種	妊娠期間	産子数		
イヌ(犬)	56~70 日	2~8頭 小型犬:2~3頭 大型犬:4~12頭		
ネコ (猫)	64~69 日	2~6頭		
イエウサギ (うさぎ)	30~32 日	4~10頭 大型種の方が多産 高齢になると産子数減少		

このように犬、猫、うさぎの3つの動物種においても、それぞれ独特な繁殖生態を持っています。本来は、それぞれの動物の祖先たちが置かれていた生態系での立場に関連して、種が生き残っていくために必要な仕組みであったと考えられます。しかし、人が飼育するという野生下とは異なり死亡率が非常に低い状況下では、個体数が過剰に増加しないよう適切な繁殖制限を行うことが必要です。

(参考)環境省パンフレット「もっと飼いたい?」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2 data/pamph/h2305a/03.pdf

(執筆:帝京科学大学生命環境学部准教授 佐伯潤)

複数の動物を飼育する場合には、飼い主自身が動物を適切に飼育できる数を把握し、動物に対して適切な繁殖制限措置を施す必要があります。1頭飼いの場合でも、無計画な繁殖を防ぎ、生殖器系の病気を予防するために不妊去勢手術は重要ですが、多頭飼育状態にある家屋における繁殖制限措置としては、不妊去勢手術が必須です。雌雄分別飼育も繁殖制限措置の一つですが、多頭飼育が行われている家屋において、犬猫のようにケージ飼いを基本としない動物を完全に雌雄分別することは極めて困難です。また、不妊去勢をしていない動物を同一家屋内で雌雄分別飼育することは、発情期の動物に強いストレスをもたらします。こうした理由により、多頭飼育を行っている動物の繁殖制限措置は、うさぎ、ハムスターのようなケージ飼いの動物が適切に雌雄分別飼育されている場合を除き、原則として不妊去勢手術を行う必要があります。

表 3 犬猫の不妊去勢に関するメリット・デメリット

	雄の去勢手術	雌の不妊手術			
	(精巣の除去)	(卵巣と子宮の除去)			
メリット	が高くなる。	・望まない妊娠がなくなる。 ・卵巣、子宮の病気のリスクがなくなる。 ・性ホルモンに関係する乳腺腫瘍等の病気のリスクが低くなる。 ・発情期特有の困った行動がなくなる。(猫:大きな鳴き声、トイレ以外での排尿、外に出たがる等、犬:出血で部屋を汚す、外に出たがる、飼い主の言うことを聞かない等)			
	・社会全体として、不適切な飼育をされている動物や殺処分される動物を減らすことができ、繁殖しないことで、遺伝性疾患の減少にも役立つ。・発情期のストレスや、発情に関連した問題行動が減少することによって、外出の制約がなくなる。周囲への迷惑も軽減できる。				
デメリット	・麻酔のリスクがある。(適切な麻酔管理で軽減できる) ・肥満傾向になる。(適切な栄養管理で防げる) ・犬では尿失禁の発生率が上がる。(薬で治療できるが、完治は難しい)				

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2 data/pamph/h2706h/pdf/07.pdf を改変)

不妊去勢手術を施すことによるメリットは、デメリットを上回ります。不妊去勢手術を施すことによって肥満につながりやすくなる等、動物の飼育に関して留意すべき事項はあるものの、生殖器等の疾病(雄は前立腺・精巣・肛門に係る疾病、雌は子宮の病気や乳がん等)の予防や、交尾により罹患する感染症のリスク、繁殖行動をとれないストレスによる問題行動、近親交配による奇形や死産等の遺伝性疾患のリスクを減少させることが可能となります。このため、総じて雌雄ともに健康に長生きできる可能性が高くなることから、不妊去勢手術は動物福祉の観点からも適しています。

なお、個体数の少ない初期の段階で不妊去勢手術を行うことは、結果的に飼い主の経済的 負担を減らすことになります。殺処分につながる可能性のある繁殖を減らすことを目的に、 犬猫の不妊去勢に助成している地方自治体もあります。

(2) 飼い主側の要因ー経済的困窮や適切な判断力の欠如

多頭飼育問題の発生要因には、動物の高い繁殖能力を理解し、適切に管理することができていない飼い主側の要因も当然にあります。

動物の個体数の増加を引き起こす飼い主側の行動として、無責任な餌やり、放し飼い、侵入個体の定着を招く家屋損壊部の未修繕、適切な繁殖制限措置の未実施等が挙げられます。 それらの行為の背景には、飼い主が経済的困窮の問題を抱えていること、十分な判断力が不足していること、特有の信念・感情等を有していること等が考えられます。

経済的に困窮している飼い主は、手術費用を負担できずに不妊去勢手術を行わないまま飼育を続けることが多いようです。また、修繕費用を捻出することが困難であることを理由に家屋の損壊部分を修繕せずに放置していると、そこから動物が侵入して繁殖することもあります。

認知症やその他様々な疾病、障害等の理由により、飼い主の判断力が不足しているケースもみられます。また、明確な疾病や障害に関する診断はないものの、判断力が不十分であると思われるケースもあります。こうした飼い主は、そもそも動物の繁殖力に関する知識が不足していたり、自分が適切に飼育できる動物の数、将来にわたる動物の管理にかかる費用、労力を把握することが難しかったりすることで、結果として繁殖制限措置を怠り、飼育可能な数を超えた動物を抱えることとなります。

一定の判断力を有している飼い主であっても、飼い主のいない動物を保護しなくてはならないという動物への強い愛着や、不妊去勢手術等の繁殖制限措置が自然の摂理に反している等の強い信念、もしくは不妊去勢手術を施すのがかわいそうといった感情が強い場合、無責任な餌やりや、飼育可能個体数を超えた動物の飼育という行為につながることもあります。

このほか、不衛生な状況や、動物の問題行動に気がつかない、気にならないといった飼い主もいます。その一方で、表面的には現状に疑問を感じていないという振る舞いを示しながら、自治体職員や動物愛護ボランティア等が飼い主に寄り沿いながら説得を続けるうちに、徐々に多頭飼育の問題を認識し、意識や行動の変容がみられるようになった事例も報告されています。

飼い主が適切な繁殖制限措置を行わず、多頭飼育問題に陥る背景には、上記のような様々な要因があるため、飼い主の行動がどのような考え方に基づいているものなのか、見極めて対応する必要があります。

不妊去勢手術や室内飼育の重要性を飼い主に説明するにあたっては、このように飼い主の考え方を見極めたうえで、「なぜそれを行うのか」「どれによるメリットは何か」「それをしないことによるデメリットは何か」を具体的な例や、客観的事実等を飼い主に合わせて伝えましょう。

例えば、不妊去勢手術を実践してもらうためには、動物の繁殖力について伝える、猫の安全を守るためと伝える、ご近所からの苦情対策として伝える、動物の健康と長生きのためと伝える、問題行動の解決法として伝える等が考えられます。

室内飼育の推奨には、まずは適切な室内飼育方法を伝える、交通事故で死亡する動物の数や感染症のリスク、ご近所トラブルの深刻さ等の事実を伝えることが効果的です。

(参考)

環境省パンフレット「猫の適正譲渡ガイドブック」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2 data/pamph/h2806a/pdf/04 01.pdf

第2章 多頭飼育問題への対応

多頭飼育問題の解決に取り組むにあたっては、人と動物の命や健康、生活を守るため、3 つの影響(「飼い主の生活状況の悪化」、「動物の状態の悪化」、「周辺の生活環境の悪化」)を把握し、それぞれに対応する3つの観点「飼い主の生活支援」、「動物の飼育状況の改善」、「周辺の生活環境の改善」に着目して対策を講じることが重要です。飼い主、動物、周辺環境に対し、多様な側面からの働きかけが考えられることから、地方自治体の動物愛護管理部局だけではなく、社会福祉部局、生活衛生部局、警察、動物愛護ボランティア、社会福祉事業者等、行政・民間を問わず多機関と連携しながら改善策を講じていく必要があります。

1 官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性ー連携なくして解決なし

多頭飼育問題の根本的な解決を図るためには、3つの観点に対して対策を行うことで、3つの影響を低減させることが重要です。具体的には、「飼い主の生活支援」については社会福祉、「動物の飼育状況の改善」は動物愛護管理、「周辺の生活環境の改善」はその他公衆衛生等、様々な関係者の連携が必要になります。連携に当たっては、飼い主や関係者の個別の状況を踏まえ、関係者となりうる主体とその役割を理解することで、より適切に連携することができます。本項では、各主体が果たす役割の概要をまとめていますので、連携先を検討する際の参考としてください。まずは、関係する主体を特定し、それぞれがすべきこと、できることをよく理解し、解決のために誰が何をするかを決めて取組みを進めることが有効です。状況によっては、通常の業務の枠組みを超えて柔軟に対応することが多頭飼育問題の解決の鍵となる場合もあります。

連携にあたっては、体制の構築も重要です。関係主体は案件ごとに異なりますが、多頭飼育問題に関わることが多い主体を中心に、常日頃から情報交換を行うこと、連絡窓口を明らかにすること、対応の仕方を決めておくことによって、多頭飼育問題の早期発見やスムーズな対応が可能となります。多くの機関や団体、ボランティア、社会福祉事業者等が多頭飼育問題への感度を高めることによって、そのきっかけをいち早く見つけ、関係主体に適切に繋げることによって、事態の深刻化を防ぐことが期待されます。

対応方法のすき間に落ちることで、対応できないという事態が生じることのないよう、関係主体がそれぞれ取り組むことのできることを持ち寄ること、責任の所在が不明な事象については誰が対応すべきか早期に検討すること、飼い主の特質等により主導権を持って対応にあたる部局を決めることが求められます。

(1) 連携主体とその役割

以下では、①社会福祉関連、②動物愛護管理分野、③その他の各分野における、連携主体とそれぞれの役割を一覧で示しました。①及び②については、関係する行政機関を、都道府県、政令指定都市、中核市、市町村等に分類し、表4に関連する社会政策分野に係る各機関の設置状況を、表7に動物愛護管理法に基づく業務内容と権限をそれぞれ示しています。地方自治体においては、都道府県・市町村といった行政区分によって所掌する事務が決まっています。表に整理した役割は一例であり、実際にどの自治体がどのような役割を果たすかは場合によって異なるので、個別に確認する必要があります。例えば、社会福祉部局の各種支援は一般市等が担うことが多く、動物愛護管理部局・動物愛護管理センター・保健所は都道府県・政令指定都市・中核市等、人口20万人以上の規模の自治体が担います。社会福祉行政と動物愛護管理行政間の情報共有であれば、市と県等、自治体間の連携が重要となる場合も

あります。個人情報の取扱いに配慮しつつ、業務上の必要に応じて適切な情報共有を図ることにより、状況を正確に理解し、効果的な対策に繋げることが望まれます。

行政と民間双方の動物愛護管理関係者と社会福祉関係者が一堂に会する場を設け、多頭飼育問題をはじめとする人と動物の問題について定期的に情報共有を行っている地方自治体もあります。

① 社会福祉関連

多頭飼育問題は、動物愛護、公衆衛生の観点から問題をとらえることが多いですが、その 背景には、高齢者福祉、精神保健福祉、生活困窮等飼い主の社会福祉にかかる問題が潜んで いる例があります。社会福祉制度は、対象者の属性によって種類が分かれています。

飼い主の経済的困窮、疾病、障害、社会的孤立等の問題への対応には、福祉事務所、自立 相談支援機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、精神保健 福祉センターといった機関や、社会福祉事業者、生活保護のケースワーカー、保健師、精神 保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、相談支援専門員、民生委員等 の関係者の協力が不可欠となります。

都道府県及び市町村ではこれら社会福祉の実現のために、社会福祉法等の各種法令に基づいて、地方自治体の規模に応じた事務所を設置することが求められています。

表 4 関連する社会政策分野と関係する行政機関等

		設置状況					
機関名等	関連する社会政策分野	都道府県	政令 指定 都市	中核市	一般市	町村	特別区
社会福祉部局	生活保護·困窮者支援、高 齢者福祉、障害者福祉、児 童福祉	0	0	0	0	1	0
保健所	高齢者福祉、障害者福祉、 児童福祉	0	0	0	-	-	0
福祉事務所	生活保護·困窮者支援、高 齢者福祉、障害者福祉、児 童福祉	0	0	0	0	Δ	0
自立相談支援 機関	困窮者支援	0	0	0	0	0	Δ
地域包括支援センター	高齢者福祉	-	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
基幹相談支援 センター	障害福祉		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
認知症初期集 中支援チーム	高齢者福祉	-	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

精神保健福祉 センター	障害者福祉(精神)	0	0	-	-	-	-
児童相談所	児童福祉	0	0	Δ	-	-	△2)
社会福祉協議会3)	生活保護·困窮者支援、高 齢者福祉、障害者福祉、児 童福祉	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
居宅介護支援 事業所	高齢者福祉	-	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	Δ
相談支援事業 所(指定特定相 談支援事業者・ 指定一般相談 支援事業者)	障害者福祉	-	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
民生委員	生活保護·困窮者支援、高 齢者福祉、障害者福祉、児 童福祉	-	-	-	-	-	-

- ○:設置が義務付けされているもの、△:設置ができる旨が制度上明記されているもの
- 1) 名称は地方自治体によって異なる(保健福祉局、健康福祉部、住民福祉課、社会福祉課等)
- 2) 東京都特別区
- 3) 民間発意で設立される

上述した社会福祉政策分野の行政機関等が、多頭飼育問題に対応する際の主な役割・関与については次のとおりです。

表 5 関係主体等一覧表(社会福祉関係)

関係主体		関係する職位・ 有資格者
社会福祉部局	社会福祉法等に障害者福祉、生を担う。下記といて飼いをき役として課力護保険課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課	医師、看護師、保 健師、社会福祉 士、介護福祉士、 精神保健福祉 士、介護支援専 門員等
保健所	地域の社会福祉 を担っている。 地域保健法に基 保健、精神保健 品衛生、医事 う。 様々な対人保健 状況を把握する 発見や未然防止	医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、獣医師、薬 剤師等
福祉事務所	福祉事務所とはいる「福祉、児童福祉、児童福祉、児童福祉、選別の選別でである。一個である。一個である。一個である。一個である。一個である。一個である。一個である。一個である。一個である。一個である。一個である。一個である。	社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、精神保健福祉士、保健師、看護師等

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・ 有資格者
自立相談支援機関	自立相談支援機関とは、生活困窮者自立支援法第 3条第2項に規定されている自立相談支援事業を 行う機関であり、生活困窮者に対する就労その他 の自立に関する相談支援等を行っており、その中 で、多頭飼育問題の発見につながる可能性がある。	(主任)相談支援員 ⁵ 、家計改善支援員 ⁶ 等
地域包括支援センター	介護保険法に基づき、包括的支援事業等の事業を 実施し、近隣住民の心身の健康の保持及び生活の 安定のために必要な援助を行うことにより、その 保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援す ることを目的とする施設。 介護等に関する総合相談窓口として機能している ことから、飼い主が高齢者である場合に、同セン ターを通じて発見につながることもある。	保健師、社会福祉士、主任介護 支援専門員等
基幹相談支援センター	障害者総合支援法に基づき、地域における相談 支援の中核的な役割を担い、障害者相談支援事業 等の事業を実施する機関。 地域の実情に応じた総合的・専門的な相談支援の 実施、地域の相談機関との連携の強化の取組等を 行っており、多頭飼育問題の発覚に繋がる可能性 がある。	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等

_

⁵ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階でアセスメント、プラン作成、社 会資源の活用を含む包括的な支援の実施、相談記録の管理や訪問支援等のアウトリーチといった自立相談支援を 行う。

なお、主任相談支援員は相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、困難ケースへの対応等高度な 相談支援、社会資源の開拓・連携等を担っている。

飼い主の生活の立て直しのための支援の一環として、多頭飼育問題にも対応する可能性がある。

⁶ 生活困窮者自立支援法に基づき、家計改善支援事業(任意事業)に従事する。生活困窮者の多くが家計に関わる問題を抱えていることを踏まえ、家計の視点から相談支援を実施することにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、相談者自身の家計を管理する意欲を高め、再び生活困窮状態になることを防ぐ観点からも、自ら家計管理ができるようになることを支援する。

保健師や地域包括支援センター職員等が飼い主から家計相談を受け、動物の不妊去勢手術・引取り費用の捻出に協力することで多頭飼育状態の改善につながった事例があるが、家計改善支援事業により同様の取組が行われる可能性がある。

認知症初期集中支援チーム	<u>.</u>
けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした組織であり、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に自立生活のサポートを行う。認知症の可能性のある飼い主に対して、福祉部局を通じて支援(認知症の進行状況の確認及び、入浴サービス等)がなされたケースがある。 精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 児童相談所 現童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 、特神保健	、保
接体制を構築することを目的とした組織であり、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、 護支援専門員等 なんらか月)に自立生活のサポートを行う。認知症の可能性のある飼い主に対して、福祉部局を通じて支援(認知症の進行状況の確認及び、入浴サービス等)がなされたケースがある。 精神保健福祉センター 精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子どもの健全な発達に係る問題等)について助言指で、 関語福祉保健	祉
認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、 家族支援等の初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に自立生活のサポートを行う。 認知症の可能性のある飼い主に対して、福祉部局を通じて支援(認知症の進行状況の確認及び、入浴サービス等)がなされたケースがある。 精神保健福祉センター 精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子ともの健全な発達に係る問題等)について助言指 記支援専門員等	士、
家族支援等の初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に自立生活のサポートを行う。認知症の可能性のある飼い主に対して、福祉部局を通じて支援(認知症の進行状況の確認及び、入浴サービス等)がなされたケースがある。 精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 「児童相談所」 「児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子健師、児童福との健全な発達に係る問題等)について助言指で、精神保健	介
むね6か月)に自立生活のサポートを行う。 認知症の可能性のある飼い主に対して、福祉部局を通じて支援(認知症の進行状況の確認及び、入浴サービス等)がなされたケースがある。 精神保健福祉センター 精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関である。 児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関である。 児童福祉法に基づいて設置される行政機関である。 児童福祉法に基づいて設置される行政機関である。 児童福祉法に基づいて設置される行政機関である。 北会福祉士、関、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子とどもの健全な発達に係る問題等)について助言指で、精神保健	、等
認知症の可能性のある飼い主に対して、福祉部局を通じて支援(認知症の進行状況の確認及び、入浴サービス等)がなされたケースがある。 精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づ 精神保健福 き、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進 を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の 保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推 進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であ り、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子 健師、児童福どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 司、精神保健	
を通じて支援(認知症の進行状況の確認及び、入浴サービス等)がなされたケースがある。 精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づ 精神保健福 き、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進 士、臨床心理を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の 保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推 護師等 進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であ 社会福祉士、り、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子 健師、児童福 どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 司、精神保健	
浴サービス等)がなされたケースがある。	
精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づ 精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づ き、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進 を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の 保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推 進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であ り、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子 どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 司、精神保健	
き、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進 を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の 保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推 進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動へ の参加の促進のための援助等である。 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であ り、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子 どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 司、精神保健	
を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 「児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 司、精神保健	·祉
保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推 進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動へ の参加の促進のための援助等である。 児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であ り、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子 どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 司、精神保健	胜技
進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。 児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であせる福祉士、り、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子健師、児童福どもの健全な発達に係る問題等)について助言指司、精神保健	、看
の参加の促進のための援助等である。 児童相談所	
児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であ 社会福祉士、り、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子 健師、児童福 どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 司、精神保健	
り、子どもに係る様々な問題(虐待、非行問題、子 健師、児童福 どもの健全な発達に係る問題等)について助言指 司、精神保健	
どもの健全な発達に係る問題等) について助言指 司、精神保健	保
	証
導、一時保護等を行う。 祉士等	雚福
子どものいる多頭飼育状態にある家庭において、	
子どももがネグレクト状態にあり、児童相談所が	
支援や介入する際に、多頭飼育問題の発見につな	
がることもある。	
社会福祉協議会 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進す 社会福祉士、	介
ることを目的とした営利を目的としない民間組織 護福祉士、精	
であり、社会福祉法に基づいて設置されている。 保健福祉士、	介
各種の福祉サービスや相談活動を通じた生活課題 護支援専門員	į,
への支援、ボランティアや市民活動の支援、権利 保健師、看護師	師、
擁護の推進などを、地域の様々な社会資源とのネ 保育士等	
ットワークをつくりながら行っている。う上記業	
務にて飼い主との関わりがある場合には、飼い主	
と自治体のつなぎ役としての関与を行う場合があ	
る。また、多頭飼育問題の解決に向けた会議等へ	
参画している事例もある。	

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・ 有資格者
居宅介護支援事業所	介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを 利用できるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整等も行ったりする。 飼い主が要介護認定を受けている場合もあり、介護支援専門員を介し、多頭飼育の発見につながることがある。また、多頭飼育を改善するために動物を引取った後においては、日ごろの見守り等が再発防止の役割を果たすこともある。	(主任)介護支 援専門員
相談支援事業所(指定 特定相談支援事業者・ 指定一般相談支援事業 者)	障害福祉サービス等利用計画についての相談及び 作成等の支援が必要と認められる場合に、障害者 の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解 決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメ ントにより支援を行う。 一般的な相談支援のなかで、障害福祉サービス等 の利用契約や、地域生活を継続していくための支 援等を行っており、一般的な相談支援の中から多 頭飼育問題の発見につながる可能性がある。	相談支援専門員等
民生委員	民生委員法に基づいて、社会奉仕として、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。民生委員は、「児童委員」を兼ねている。地域の一人暮らし高齢者、子育て中の世帯、障害のある方がいる世帯等への見守り活動や、地域で孤立して支援を受けることが困難な状況にある人への相談や支援のつなぎ役を担っており、これらの活動を通じて多頭飼育問題の発見につながることがある。また、飼い主と地方自治体のつなぎ役としての関与する場合もみられる。	_

表 6 社会福祉に関係する職位・有資格者一覧表(社会福祉関係)

医師(主に精神科医)	医師法に基づき、医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の
	向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する。
	飼い主の入院をきっかけに、福祉部局の担当者が飼い主の主治医と協
	議し、飼い主の入院及び動物の引取り等の方針決定の支援を行った事
	例もある。

-5-#-AT	
看護師	保健師助産師看護師法に基づき、傷病者若しくはじょく婦に対する療
	養上の世話又は診療の補助を行う。
	飼い主の入院の際に、多頭飼育している動物についての相談を受け、
	多頭飼育問題の発見につながることもある。
保健師	保健師助産師看護師法に基づき、保健指導を行う。
	生活習慣病、児童虐待、高齢者や障害者の孤立、自殺対策等のメンタ
	ルヘルス、感染症対策、健康格差等の公衆衛生に関して、地域に働き
	かけて支援する。
	飼い主への日常生活支援が行われている場合に、地方自治体との情報
	共有や飼育状況改善に向けた飼い主への助言、飼い主宅訪問時の同行
	等、事例ごとに様々な関与のあり方がみられる。
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて、身体上又は精神上の障害が
	あること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
	の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する機
	関や医師との連絡及び調整その他の援助を行う。
	飼い主への日常生活支援が行われている場合に、社会福祉士からの相
	談が地方自治体へ寄せられることで多頭飼育問題の発見につながる
	ことがある。
	社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて、身体上又は精神上の障害が
7 股間瓜工	あること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
	に関し、心身の状況に応じた介護(喀痰吸引等)を行い、その者及び
	その介護者に対して介護に関する指導を行う。
	介護福祉士が、介護が必要な飼い主の居宅を訪問し、飼い主への日常
	生活支援が行われている場合、介護福祉士からの苦情や相談が地方自
A -# 1.15 - HH H	治体へ寄せられることもある。
介護支援専門員	介護保険法に基づいて、要介護者の相談に応じ、要介護者がその心身
(ケアマネジャー)	の状況等に応じ適切な介護サービスを利用できるよう介護事業者等
	の相談が地方自治体へ寄せられることで多頭飼育問題の発見につな
	がる等、地方自治体との情報共有に加え、飼い主宅訪問時の同行や仲
	介を担う事例もある。また、地方自治体が介護支援専門員等に対する
	研修会のなかで動物の適切な飼養管理に関する講義を行っている事
	例もある。
社会福祉主事	社会福祉法に基づき、地方自治体の設置する福祉事務所等において、
(ケースワーカー)	生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める
	援護又は育成の措置に関する事務を行う。
	飼い主宅への定期的な訪問等が行われている場合に、地方自治体が飼
	い主宅へ訪問する際に同行してもらう事例が多くみられる。その他に
	も、多頭飼育の解決に向けた会議等への参画等、地方自治体と積極的
	に情報共有を行っている事例もある。
社会福祉主事	との連絡調整等を行う。(例:居宅介護支援事業所で介護サービス計画 (ケアプラン) の作成等。) 飼い主への日常生活支援が行われている場合に、介護支援専門員から の相談が地方自治体へ寄せられることで多頭飼育問題の発見につな がる等、地方自治体との情報共有に加え、飼い主宅訪問時の同行や仲 介を担う事例もある。また、地方自治体が介護支援専門員等に対する 研修会のなかで動物の適切な飼養管理に関する講義を行っている事 例もある。 社会福祉法に基づき、地方自治体の設置する福祉事務所等において、 生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める 援護又は育成の措置に関する事務を行う。 飼い主宅への定期的な訪問等が行われている場合に、地方自治体が飼 い主宅へ訪問する際に同行してもらう事例が多くみられる。その他に も、多頭飼育の解決に向けた会議等への参画等、地方自治体と積極的

精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づき、精神科病院等や精神障害者の社会復帰を
	促進する施設を利用している人の社会復帰に関する相談や、助言、指
	導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。
	飼い主への支援が行われている場合に、地方自治体との情報共有とい
	った関与がみられる事例もある。また、飼い主の状態によっては精神
	保健福祉士を交えた支援会議等が開かれた事例もある。
臨床心理技術者	心理学に関する専門的知識及び技術により心理に関する相談に応じ、
	助言、指導、その他の援助を行う能力を有すると認められる専門職。
	公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士等がいる。
相談支援専門員	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日
	常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応
	じ、助言、指導その他の支援を行う相談支援業務等に従事する。
	相談が端緒となり、多頭飼育問題の発見につながる可能性がある。
児童福祉司	児童福祉法に基づき、児童の保護及びその他児童の福祉に関する事項
	について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う。
	子どものいる多頭飼育状態にある家庭において、子どもがネグレクト
	状態にあり、児童相談所の児童福祉司が支援や介入する際に、多頭飼
	育問題の発見につながることもある。
保育士	児童福祉法に基づき、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び
	児童の保護者に関する指導を行う。
	児童の生活の様子や態度等から、子どものネグレクトや多頭飼育問題
	への発見につながる可能性がある。

(出典:社会福祉関係者への取材・聞き取り、岸恵美子(2017)「セルフネグレクトの支援と予防の手引き」、各種関係法令、 獣医師会ウェブサイト、全国保健師教育機関協議会ウェブサイトを元に作成)

② 動物愛護管理関連

都道府県、政令指定都市及び中核市は、動物愛護管理法第37条の2に基づいて、動物愛護管理に関する以下の業務を行うこととなっています(中核市については、④~⑥のみ該当)。

- ① 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- ② 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- ③ 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- ④ 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- ⑤ 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- ⑥ その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

名称は地方自治体により異なりますが、生活衛生課などの動物愛護管理部局、動物愛護管理センター、保健所等がこれらの業務を担っています。周辺の生活環境の保全等に係る措置、 大猫の引取り・譲渡し、大猫の繁殖制限、動物虐待等罪については、以下のとおり規定されています。

表 7 動物愛護管理法に基づく業務内容と所管する行政機関

		所	管	
業務内容 (動物愛護管理法条項)	都道 府県	政令 指定 都市	中核市	市町村※
周辺の生活環境の保全等に係る措置 (第25条)				
動物の飼養・保管、給餌・給水に起因する騒音・悪臭の 発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周 辺の生活環境が損なわれた場合、原因者に対し、必要な 指導・助言、勧告・命令をすることができる。 不適正な動物の飼養等に起因して、動物が衰弱する等の 虐待を受けるおそれがある場合、原因者に対して、命令・ 勧告をすることができる。 上記に関し、報告の徴収及び立入検査することができ る。命令に違反した者は罰金に処される。(第46条の2)	0	0		
大猫の引取り・譲渡し(第35条) 犬や猫の引取りを求められた場合、引取りを行う。 (ただし、終生飼養(できる限り、ペットがその命を終 えるまで適切に飼養すること)の原則に鑑み、飼い主か ら繰り返し引取りを求められる場合には引取りを拒否 することができる等の例外あり。) 殺処分を減らすため、引取られた犬猫は譲渡に努めるこ ととされている。	0	0	0	
大猫の繁殖制限(第37条) 大や猫がむやみに繁殖して適正に飼えなくなるおそれがある場合、飼い主には、不妊去勢手術等を行うことが義務づけられている。これを踏まえ、行政は、動物愛護管理法第35条に基づく引取りに際し、繁殖制限措置が適切になされるよう、飼い主に指導・助言を行うように努めることとされている。	0	0	0	-
動物虐待等罪(第44条) ペット等の愛護動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を虐待したり、遺棄したりすると、犯罪行為として、懲役や罰金に処される。 虐待には、積極的虐待に加え、十分な世話を行わず衰弱させる、糞尿が堆積した場所で飼うといったネグレクトも含まれる。	-	-	-	-

○:法で定められているもの、□:必要な協力を求めることができるもの ※市町村(政令指定都市、中核市を除く)

動物の飼育状況の改善という観点からは、地方自治体の動物愛護管理センター等をはじめ、動物愛護推進員、地域の動物病院・獣医師会、動物愛護ボランティア等の関係者が重要な役

割を果たします。適正飼育の普及啓発や指導、多頭飼育問題の発見、多頭飼育問題を深刻化させないための見守り等に加え、動物の救護に携わることがあります。

表 8 関係主体等一覧表 (動物愛護管理関係)

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・ 有資格者
動物愛護管理部局・	多頭飼育問題の解決において、動物の飼育状況の改	医師、獣医師等
動物愛護管理センタ	善に対応する主要な主体である。動物愛護管理法に	
ー・保健所	基づき、犬猫の引取り・譲渡し、飼い主等に対する指	
	導、助言、勧告、命令、立入検査、動物取扱業の監督、	
	動物の適正な愛護及び適正な飼養に関する啓発活動	
	等を行う。 なお、保健所の一部は動物愛護管理法に基づく業務	
	を行っていないが、その場合にも、狂犬病予防法に	
	基づく飼い犬の登録及び鑑札、狂犬病予防注射済票	
	の交付、注射済票のない犬の捕獲、抑留等を行って	
	いる。	
動物愛護推進員	動物愛護管理法に基づき、条例によって委嘱され、	_
	地域における動物の愛護と適正な飼養の推進に携わ	
	るボランティア。普及啓発、行政への協力のほか、飼	
	い主等の求めに応じ、繁殖制限措置に関する助言、	
	譲渡の支援等を行う(※行政の権限はない)。法に基	
	づき、活動支援等・調整を行う協議会を組織するこ	
	とができる。	
	動物の飼育に係る助言、飼い主と地方自治体のつな	
₩ <u>\</u> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ぎ役としての関与がみられる。	ν.
獣医師会	獣医師によって構成される職能団体。獣医師の知識	獣医師
	と技術向上等のため、学術雑誌の刊行、学会・講習	
	会・研修会の開催、獣医事に関する調査・研究、動物	
	愛護思想の啓蒙・普及等の多岐にわたる事業を行っ	
	ている。 公益的な活動の一環として、不妊去勢手術、感染症	
	の治療等技術的な協力を行う場合があり、実際の多	
	頭飼育問題においては、不妊去勢手術、動物の登録	
	や予防接種等の役割を担うことがある。	
動物病院	飼育動物の診療、保健衛生の指導等を行う民間施設。	獣医師、
	獣医師が動物の不妊去勢、診療及び保健衛生の指導	動物看護師
	等を実施する。	
	なお、獣医師は、虐待の疑いがある動物を発見した	
	場合に、通報することを義務づけられていることか	
	ら、飼い主が来院した際に動物の健康状態から多頭	
	飼育問題の早期発見につながることがある。	

その他、警察が動物虐待罪を検挙する際に必要な獣 医学的所見を提供する、動物由来感染症の発生時に 適切な処置を行う等のほか、動物愛護ボランティア と協働している動物病院においては、不妊去勢手術 に協力する場合もある。 動物に関わる問題についての普及啓発、保護動物の 譲渡活動等、団体により多様な活動を行っている。 不妊去勢手術に係る支援や、飼い主に対する動物の 所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の 様々な場面において関与がみられる。 第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱い のうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取 扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェ ルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 (第一種動物取扱業 者を含む) ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入 (第一種動物取扱業 者を含む) 第三種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に 動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、 保管業、貸出し業、訓練業、展示業等が該当する。			
適切な処置を行う等のほか、動物愛護ボランティアと協働している動物病院においては、不妊去勢手術に協力する場合もある。 動物愛護ボランティア(第二種動物取扱 譲渡活動等、団体により多様な活動を行っている。不妊去勢手術に係る支援や、飼い主に対する動物の所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の様々な場面において関与がみられる。第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに多頭飼育問題の発見につながることがある。第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、		その他、警察が動物虐待罪を検挙する際に必要な獣	
と協働している動物病院においては、不妊去勢手術に協力する場合もある。 動物愛護ボランティア(第二種動物取扱 護渡活動等、団体により多様な活動を行っている。不妊去勢手術に係る支援や、飼い主に対する動物の所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の様々な場面において関与がみられる。第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入 手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに多頭飼育問題の発見につながることがある。第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、		医学的所見を提供する、動物由来感染症の発生時に	
に協力する場合もある。 1		適切な処置を行う等のほか、動物愛護ボランティア	
動物愛護ボランティア(第二種動物取扱 譲渡活動等、団体により多様な活動を行っている。		と協働している動物病院においては、不妊去勢手術	
ア(第二種動物取扱 譲渡活動等、団体により多様な活動を行っている。 不妊去勢手術に係る支援や、飼い主に対する動物の 所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の 様々な場面において関与がみられる。 第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱い のうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取 扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェ ルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 (第一種動物取扱業 者を含む) ペットの頻繁な購入等をきっかけに 多頭飼育問題の発見につながることがある。 第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に 動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、		に協力する場合もある。	
業者を含む) 不妊去勢手術に係る支援や、飼い主に対する動物の所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の様々な場面において関与がみられる。第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 (第一種動物取扱業者を含む) ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入 手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに多頭飼育問題の発見につながることがある。第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、	動物愛護ボランティ	動物に関わる問題についての普及啓発、保護動物の	(獣医師)
所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の様々な場面において関与がみられる。第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 (第一種動物取扱業者を含む) ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに多頭飼育問題の発見につながることがある。第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、	ア(第二種動物取扱	譲渡活動等、団体により多様な活動を行っている。	
様々な場面において関与がみられる。 第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入 年経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに多頭飼育問題の発見につながることがある。 第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、	業者を含む)	不妊去勢手術に係る支援や、飼い主に対する動物の	
第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入 (第一種動物取扱業者を含む)		所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の	
のうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入 (第一種動物取扱業 手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに多頭飼育問題の発見につながることがある。第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、		様々な場面において関与がみられる。	
扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入 (第一種動物取扱業者を含む) 手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに多頭飼育問題の発見につながることがある。第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、		第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱い	
ルター等と称される場合がある。 ペット関連事業者 ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入 (第一種動物取扱業 者を含む)		のうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取	
ペット関連事業者 (第一種動物取扱業 者を含む) 第一種動物取扱業は を含む) 第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に 動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、		扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェ	
(第一種動物取扱業 手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに 多頭飼育問題の発見につながることがある。 第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に 動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、		ルター等と称される場合がある。	
者を含む) 多頭飼育問題の発見につながることがある。 第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に 動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、	ペット関連事業者	ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入	_
第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に 動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、	(第一種動物取扱業	手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに	
動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、	者を含む)	多頭飼育問題の発見につながることがある。	
		第一種動物取扱業は、反復・継続して営利を目的に	
保管業、貸出し業、訓練業、展示業等が該当する。		動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、	
		保管業、貸出し業、訓練業、展示業等が該当する。	

※代表的な役割を示したが、具体的な活動内容は個別の事例によって異なることに留意。

③ その他

多頭飼育問題の解決にあたっては、動物愛護管理、社会福祉分野以外の主体と連携する必要がある場合もしばしばあり、生活環境や住宅、防災等の部局、警察、地域住民等との連携が想定されます。

表 9 関係主体等一覧表 (その他の関係主体)

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・ 有資格者
都道府県・政令指定都市	วี	
生活環境部局	環境基本法や悪臭防止法、廃棄物処理法等に基づき、環境保全や廃棄物対策(一般廃棄物収集)、温暖化対策等に係る業務を担う。 ごみ屋敷条例が制定されている地方自治体においては、ごみ屋敷対策についても所掌するケースが多く、住民からの苦情により、調査・指導・勧告・命令・行政代執行等を行う。多頭飼育の現場が「ごみ屋敷」状態になっている、もしくは悪臭等が発生し、近隣住民へ悪影響を及ぼしている場合には、飼い主に環境面における指導等を行う。	

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・ 有資格者
住宅部局	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営む に足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得 者に対して低廉な家賃での賃貸、又は転貸を行う。 公営住宅で多頭飼育状態に陥っている場合に、住 民からの苦情や当事者の家賃滞納に係る強制退去 手続き等をきっかけとして多頭飼育問題の発見に つながることがある。	_
防災部局	災害対策基本法に基づく防災計画の策定や防災対策の指導等、災害予防に係る業務、消防法に基づく火災予防上必要と認められる者への指導を実施する。荷物など大量の可燃物が屋外に放置されている場合等、飼い主宅に出火または放火の恐れがある場合に、飼い主へ防災面における指導等を行う。	_
外部機関		
市区町村	都道府県内の基礎自治体であり、地域の行政サービスの提供を担う。地域に密着した社会福祉、生活環境施策の中核であり、犬猫の適正飼養指導を含む、様々な行政サービスを提供している。保健所等の行政機関の設置有無は基礎自治体の規模等によって異なる。 行政サービスの提供を行う過程又は近隣住民からの苦情を受けて多頭飼育事案を探知し、都道府県とともに情報共有・飼い主宅への訪問等を行うことがある。	護師、精神保健
医療機関(精神科を含む)	医療機関は、診断・治療・処方を行う。訪問による在宅診療を行う医療機関もある。飼い主の入院をきっかけとして、多頭飼育問題が顕在化するケースがしばしばみられる。また、飼い主自身、(精神疾患を含む)様々な疾患の治療のために通院していることもある。	神保健福祉士、
学校	学校教育法に基づく学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)。 子どものいる多頭飼育状態にある家庭において、子どもがネグレクト状態にある場合に、学校関係者を通じて多頭飼育問題の発見につながることがある。	教師

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・ 有資格者
警察署	事件の検挙と未然防止の両面から諸対策を推進し、住民の安全を推進する。警察署では主に、生活面において以下の活動を行う。住民からの要望、苦情、相談等に専門の相談員が応じる、交番・駐在所を活動の場として、地域で起こる事件・事故に素早く対応するとともに、身近な地域安全情報の提供や巡回連絡、困りごと相談等を通じて住民とふれあい、その要望に応える活動等を行う。動物に関しては、動物愛護管理法に基づき、動物の虐待に関する通報の受理や捜査を担うほか、各地方自治体で定められる動物愛護管理条例の下、動物の愛護、普段の見守りや異変時の対応に加え、動物の鳴き声や逸走(逃げ出し)、また逸走時に咬傷事故が生じた場合にも、法に基づく取り締まりを行うことがある。また、飼い主宅へ関係者が訪問する際には、安全確保のために同行するといった形での関与もみられる。	警察官
裁判所	法に基づいて争いごとを解決する機関。 長期にわたる家賃の滞納により、裁判所命令で建 物明け渡し請求の強制執行(強制退去)の申し立 てが行われた場合に、手続きを行う。 強制退去のために、弁護士や住宅等管理業者、ボ ランティア等から動物愛護管理センターに相談が あったことにより、多頭飼育問題の発見につなが ることもある。	弁護士、裁判官
弁護士事務所	弁護士事務所や弁護士は様々な局面で関与している。例えば、強制退去のための調整の際に弁護士から動物の引取り相談が寄せられ多頭飼育問題の発見につながる事例、強制退去や多頭飼育問題の解消を求める住宅等所有者の弁護士との調整の結果、飼い主の転居により多頭飼育問題が収束した事例などがある。 その一方で、弁護士が、行政や社会福祉協議会等の関係者の会議に参加し、飼い主の破産手続等に協力した事例、弁護士事務所が保佐人として判断能力が不十分な飼い主を支援し、多頭飼育状態の改善に寄与した事例などもある。	弁護士

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・ 有資格者
住宅等管理業者	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に基づき、賃貸住宅の管理業務を担う。	
	管理する住宅で多頭飼育の事象が発生した際に、 近隣住民等からの苦情が住宅等管理業者へ寄せら	
	加解性氏等が500百円が住宅等は埋業者へ前と5 れた場合や、または住居契約に違反する行い(家	
	賃滞納・ペット不可の住宅での飼育等) をきっか	
	けとして多頭飼育問題の発見につながることがあ	
	る。	
 住宅等所有者	~。 住宅の所有者であり、民法や借地借家法に基づき、	_
	建物の管理・修繕等を実施する。	
	動物の糞尿による汚損や家賃滞納、近隣住民から	
	の苦情により、住宅等所有者がこれを把握するに	
	至り、多頭飼育問題の発見につながることがある。	
自治会、町内会、区会	日本の集落又は都市の一部分(町)において、そ	_
	の住民等によって組織される親睦、共通の利益の	
	促進、地域自治のための任意団体・地縁団体とそ	
	の集会・会合である。市町村や住民によって様々	
	な名称で存在している。	
	飼い主が近隣住民へ悪影響を及ぼしている場合に	
	は、近隣住民からの苦情が自治会・町内会等を通	
	じて寄せられることが多い。	
近隣住民	飼い主の自宅からの悪臭や鳴き声、放し飼いの動	_
	物に対する苦情や飼い主の生活状況に関する相談	
	を地方自治体、警察、自治会・町内会、住宅等管	
	理業者等に寄せられることで、多頭飼育問題の発	
	見につながることがある。	
飼い主の親族	飼い主の飼育状況を見かねたり、飼い主の入院や	_
	死亡によって、親族が動物の世話をせざるを得な	
	い状況になったりした場合、親族から動物愛護管	
	理センター等に相談が寄せられることで多頭飼育	
	問題の発見につながることがある。多頭飼育問題	
	の対応時には、飼い主への治療や社会福祉サービ	
	スを受ける事への推奨や動物の所有権放棄につい	
	ての説得や手続、動物の譲渡先探し等多岐にわた	
	る関与がみられる。	

このように多頭飼育問題を解決するに当たっては、飼い主を取り巻く関係主体と連携しながら取り組むことが必要です。

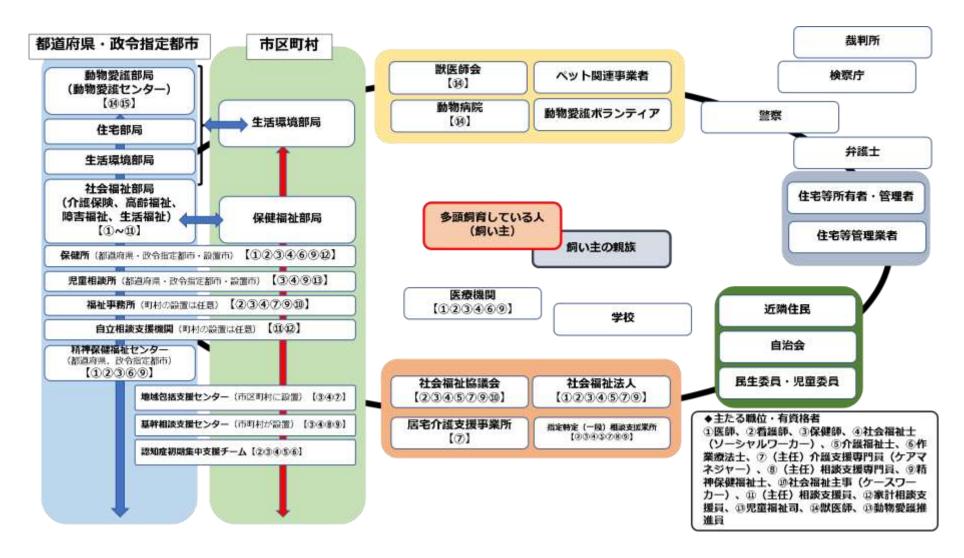


図 8 多頭飼育している飼い主を取り巻く相関図 (イメージ)

(2) 地域住民等による協力

多頭飼育問題を探知・発見し、対応し、見守る中で、問題に深く、しかも長く関わることになるのは、同居の家族、近所住民、住宅の所有者・管理者である大家、親族等です。

また、民生委員や地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネジャー)、社会福祉士 (ソーシャルワーカー)、保健師、訪問看護のヘルパーや、訪問介護・ステーションの訪問看 護師といった社会福祉事業者は飼い主の生活に深く根ざしています。

多頭飼育問題への対応前には対応の概要について、また、対応中にあっては、必要に応じて説明可能な範囲で対応状況や今後の見通しなどについて、関係の深い社会福祉事業者に説明するのみでなく、自治会等を通して地域住民や大家に説明、共有することで、不安や不信感を取り除き、円滑に対応することが可能となります。飼い主宅前に公用車を駐車する、屋外で飼い主と話をする等、適切に指導を行っている様子を近隣住民に見せることを心がけていた事例もありました。

地域住民や社会福祉事業者の理解を得ることは、日常生活・日常業務の中で「いつもと違う」「何かおかしい」と感じたときに、相談、連絡をしてもらうといった地域による緩やかな見守りにつながります。また、動物の譲渡先を探すに際に協力が得られる可能性もあります。

(3) 専門家による協力と助言

多頭飼育問題への対応にあたっては、社会福祉や動物愛護管理等に関する専門家・研究者 等の協力を得ることも重要です。

人の医療の観点では、多頭飼育問題に陥る飼い主は、からだやこころの問題を抱えていることが多く、十分なケアがされていないことがあります。医師等の適切な専門家に繋ぎ、飼い主が適切な治療等を受けることができれば、健康状態の改善が期待できるでしょう。飼い主の措置入院にあたり、精神科医と連携した事例もあります。

また、動物の医療の観点からは、繁殖を防ぐための不妊去勢手術の実施が不可欠であるほか、動物の健康状態を改善するための駆虫やワクチン接種、けがや病気の個体の治療、動物 虐待に関する獣医学的所見の提供等、獣医師の果たす役割は大きいと考えられます。あらかじめ、獣医師会と連携強化を図っている地方自治体も存在します。

このため、地域の専門家について情報収集しておき、必要に応じて協力と助言が得られるように備えておくことが望ましいでしょう。

(4) 動物愛護ボランティアの協力

① 動物愛護ボランティアとの連携の重要性

多頭飼育の現場には、適正飼育にかかる助言、動物のケア、治療や一時預かりに伴う動物の捕獲・輸送、譲渡等、様々な活動が必要となりますが、その担い手が限られる中、しばしば、動物愛護ボランティアが動物の状況の改善に重要な役割を果たしています。

都道府県知事等により委嘱される動物愛護推進員は、動物への理解と知識の普及のため、 地域の身近な相談員として地域住民の相談に応じる、求めに応じて適正な飼育に関する助言 を行うなど、様々な活動を行っており、動物愛護管理行政と地域をつなぐ存在と言えます。

また、非営利で一定頭数以上の動物を取り扱い、動物シェルターを運営している第二種動物取扱業者も存在します。

この他にも、個人や団体、多様な人々が動物愛護ボランティアとして活動しており、その 目的及び活動内容は多岐にわたります。 その一方で、活動に伴って様々なトラブルが生じる可能性もあります。動物の保護を優先するあまりに飼い主や関係者との調整が十分でなかったり、適切な手続きをとらなかったりすることで、その後の活動に差し支えることもあります。

劣悪な状況におかれている動物の救護は重要なことですが、たとえその動物を救護しても、 飼い主が行動を変えなければ、多頭飼育問題は容易に再発し、また新たな動物が同じような 状態におかれることになります。動物の救護だけでなく、その飼い主の置かれている状況も 把握し、どうすれば飼い主も動物も幸せになるのかを考えることが、根本的な解決の近道と なります。

② 必要と考えられるボランティアの種類

動物愛護ボランティアの活動内容は多岐にわたり、有償無償含め様々なボランティアが存在します。人的資源、活動資金が限られる一方で、行政組織のように必ずしも公平性や受益者負担等に縛られないことから、柔軟な対応が可能です。以下にその活動内容の例をご紹介します。

· 見守りボランティア

飼い主の自宅等を訪問して、飼い主が動物を適正に飼育することができるようにアドバイス等を行い、見守ります。例えば、動物の健康管理や正しい飼育知識についてアドバイスしたり、不妊去勢手術の説得を行ったりと、飼い主と動物の橋渡し役となって動物を守る活動を行います。

救護・移送ボランティア

劣悪な飼育環境にいる動物を救出・保護するため、飼い主の自宅等を訪問して動物の捕獲作業を行い、動物愛護管理センター、保健所、動物病院、譲渡先、一時預かり先まで無事に送り届けます。

· 一時預かりボランティア

動物の飼育が困難になった飼い主から一時預かりの依頼があった場合や、動物の個体数が多いことから動物愛護管理センター等で全頭の受入が困難な場合等に、譲渡先が見つかるまで、一時的に自宅等で動物を飼育します。預かり期間は1か月以内の短期間から1年以上の長期間まで団体によって様々です。ボランティアは、動物の給餌・給水、散歩、ブラッシング等の日常的な健康管理を行います。

・ 譲渡ボランティア

動物と譲受けを希望する一般家庭等のマッチングを行います (譲渡仲介)。動物愛護管理 センターが主催する譲渡会等や譲受け希望者を探すための広報への協力だけでなく、普 段から広域的に活動しているボランティアの中には、独自のネットワークや媒体 (譲渡 会、HP、SNS等)を持ち、譲渡活動を推進しているボランティアもいます。

· 専門職ボランティア

獣医師、動物看護師等による不妊去勢手術や動物の治療・看護、トレーナー等によるしつけや動物の取扱い方に関する助言等が考えられます。過密な飼育状況下では、寄生虫や感染症が発生しやすく、動物が人慣れしていないため、一般家庭への譲渡が困難なことがあります。専門家の協力により動物の健康状態が改善し、適切なしつけがされることで、譲渡が進むことが期待されます。

③ 協力にあたっての留意事項

地方自治体と動物愛護ボランティアの連携のためには、それぞれの役割を互いに理解することが重要です。動物愛護ボランティアの数や規模は地域的な偏りがあり、慢性的にボランティア人材が不足している地域もあります。このような場合、地方自治体がボランティアを育成することも選択肢の一つです。リーダーや調整役を担う人材の育成も重要です。

地域の動物愛護ボランティアとは、研修会の開催や動物愛護管理センターにおける活動などへの協力を通して、信頼関係を構築しておくことが重要です。平素より協力関係にある地域の動物愛護ボランティアは多頭飼育問題が生じた時だけでなく、災害時の救護対応などにおいても強力な連携のパートナーとなるでしょう。

ボランティア活動に当たっては、活動中のけがや事故等への備えとして、ボランティア保険への加入を勧めたり、ボランティアの活動にルールを設けたりすることも検討しましょう。 大規模な多頭飼育問題が発生した時には、全国から動物愛護ボランティアが動物の救護のために駆けつけ、地域の関係主体の活動とは別に独自の活動を展開するといった事例もあることから、対応に混乱を生じさせないためにも、ボランティア活動のためのルールは重要です。 混乱が生じた場合は、対応初期の方針(自分たちは解決のために何をしようとしていたのか)に立ち戻って状況を整理しましょう。

また、動物愛護ボランティア等や民間の動物シェルター自体が、動物の救護を優先するあまりに自らの救護能力を超えて動物を保護した結果、動物を適正に飼養できなくなり、二次的に多頭飼育問題が生じる危険性もあります。動物愛護ボランティアは、動物の受入れに関する自らのキャパシティを把握し、これを超えることのないよう心がけること、また、行政側は、善意で関わっている動物愛護ボランティアに過剰な負担がかからないように、受入れ側の能力を踏まえた動物の取扱いが行えるように全体像を把握することなど、関係者同士で情報共有しながら対応方針を定めることが大切です。行政区をまたいで広域的に活動をしている動物愛護ボランティアについては、一つの地方自治体では活動実態の全容が把握しづらいことがあります。知らぬ間に過大な負担をかけていたということにならないよう、十分なコミュニケーションを心がけましょう。

2. 関係法令

多頭飼育問題への対応を行うにあたって関係する各種法令をまとめました。対応にあたって知っておくべき法令として、「飼い主の生活支援のための法令」、「行政指導等を行うための法令」、「行政指導等を行うに当たって知っておくべき法令」、「対応全般を通して知っておくべき法令」の4分類に分けました。

「対応全般を通して知っておくべき法令」では、対応の全段階において重要となる個人情報保護法を取りあげています。多頭飼育問題への対応にあたって、連携主体に必要な情報を共有するために、あらかじめ個人情報の取扱いに関する制度の確認やルールについて検討しておく必要があります(第2章3.(7)対策に当たっての留意事項①個人情報の取扱い及びコラム6を参照)。

表 10 飼い主の生活支援のための法令

社会福祉法 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることにより、社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」を分類し、前者について列挙・整理する。都道府県と市に、社会福祉政策に関わる部局として「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に容かるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。 生活保護法 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人福祉法 老人福祉と関する原理を明らかにするとともに、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の増進でするともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の増進で野め、老人の福祉と関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び管害となるともに、障害の有無にかかわらず国民が相互によると思り、またと思りにするともに、障害の有無にかかわらず国民が相互によると思り、またと思りとするとは、原言の有無にかかわらず国民が相互によると思りとすると思りままとは、を思りままと思りままと思りままとまままままままままままままままままままままままま	法令名	概要
保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることにより、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。 「社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」を分類し、前者について列挙・整理する。都道府県と市に、社会福祉政策に関わる部局として「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。 生活保護法 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために大格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社
明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることにより、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。 「社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」を分類し、前者について列挙・整理する。都道府県と市に、社会福祉政策に関わる部局として「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。 生活保護法 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を構じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害別の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の
ることにより、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。 「社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」を分類し、前者について列挙・整理する。都道府県と市に、社会福祉政策に関わる部局として「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。 生活保護法 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人福祉法 と大福祉法 と大の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 「障害者の日常生活及びまたは社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及びに会合的に支障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために人体と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与に入れている。		保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公
「社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」を分類し、前者について列挙・整理する。都道府県と市に、社会福祉政策に関わる部局として「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。 生活保護法 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために人体と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図
いて列挙・整理する。都道府県と市に、社会福祉政策に関わる部局として「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。 生活保護法 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		ることにより、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。
「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の違成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。 生活保護法 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。 生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。 生活保護法 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活及び、または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び援するために行りて暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
を活保護法 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日 常生活及び 社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
生活保護法 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するため		
日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の目常生活を対しての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
の国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。 生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日 常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。 生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活をざむことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を結合、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び総合的に支障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために持続といる。	生活保護法	
生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活及び、対理を関する個人としての尊厳にふさわしい日常生活ままには社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る治付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及びに対して関連を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために大い、もって障害者及びに入格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活及び、対しての尊厳にふさわしい日常生活また活及び、対してもいるというに対しての尊厳にふさわしい日常生活を活を活を対しての支援を総合的に行い、もって障害者及び、対し、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び、対し、地域生活支援事業をの他の支援を総合的に行い、もって障害者及び、対し、地域生活支援事業をの他の支援を総合的に行い、もって障害者及び、対し、地域生活支援事業をの他の支援を総合的に行い、もって障害者及び、対し、地域生活支援事業をの他の支援を総合的に行い、もって障害者及び、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して		
総付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る治会生活を紹介、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び降害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために入格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日		
保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日 常害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活常生活及びまたは社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を治付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び総合的に支障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与	* 1 *= *1 \/+	
目的とする法律。 国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日 常生活及び または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を 給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び総合的に支 障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するため に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与	老人偏似法	
国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日 常生活及び または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を 給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び総合的に支 障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するため に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の		
施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日 障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活常生活及びまたは社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び総合的に支障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するために人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日 障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活常生活及び または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を 給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び総合的に支 障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するため に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。 障害者の日 障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活常生活及び または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る社会生活を 給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び総合的に支 障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互援するため に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
障害者の日 障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活 常生活及び または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る 社会生活を 給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び 総合的に支 障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互 援するため に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
常生活及び 社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る 社会生活を 総合的に支 障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互 援するため に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与	 	
社会生活を 給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び 総合的に支 障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互 ほ人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
総合的に支 障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互 援するため に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与		
援するために人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与	, , , , , , , ,	
ツイ5/甲方 りることを日別とりる広拝。	の法律(障害	することを目的とする法律。
者総合支援		
法)		

法令名	概要
介護保険法	介護や機能訓練、看護、療養上の管理その他の医療を要する者等が尊厳
	を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる
	よう、必要な保健医療サービスや福祉サービスに係る給付を行うために介
	護保険制度を設け、介護保険制度における保険給付等に関する必要な事項
	を定める法律。
	平成23年(2011年)の改正では、高齢者が地域で自立した生活を営める
	よう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提
	が定められた。
生活困窮者	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律。
自立支援法	市及び福祉事務所を設置する町村は、この法律の実施に関し、関係機関
	との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活
	困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。生活困窮者自立支援制
	度には、包括的な相談支援である自立相談支援事業と、本人の状況に応じ
	た支援として住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家
	計改善支援事業等の諸事業が設けられている。
高齢者虐待	高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、高齢
の防止、高齢	者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。
者の養護者	高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する
に対する支	保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等による高齢者虐待防止
援等に関する法律(高齢	に資する支援のための措置等を規定する。
る伝体(同断 者虐待防止	
法)	
民法(第7条	成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不
等成年後見	十分な人を保護し支援する制度。
制度)	法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は本人の判断能力
	の程度等に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つにさらに分けられる。
	法定後見制度では家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の利益を考慮
	しながら、本人に代理して法律行為をしたり、本人の法律行為に同意を与
	えたり、本人が同意せずにした不利益な法律行為の取り消し等を行う。任
	意後見制度では、本人の判断能力があるうちにあらかじめ自分が選んだ代
	理人(任意後見人)に、自分の生活や療養看護、財産管理等に関する事務 について代理権を与える契約を公正証書で締結する。
児童虐待の	児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資す
防止等に関	ることを目的とする法律。
する法律(児	児童虐待の定義やその禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童
童虐待防止	虐待の防止に関する国及び地方自治体の責務、児童虐待を受けた児童の保
法)	護及び自立の支援のための措置等を規定する。都道府県知事は、児童虐待
	が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員または児童福祉事
	務に従事する職員に児童の住所または居所に立ち入り、必要な調査または
	質問をさせることができる。

法令名	概要
配偶者から	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備す
の暴力の防	ることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目
止及び被害	的とする法律。
者の保護等	国及び地方自治体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の
に関する法	自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することを規
律(DV 防止	定している。都道府県は配偶者暴力相談支援センターを設置しなければな
法)	らない。DV 被害者を発見した人は、警察や同センターに通報する努力をす
	ること、また医師・医療関係者は被害者本人の意思を尊重したうえで通報
	できることを定めている。
障害者虐待	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害
の防止、障害	者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。
者の養護者	障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障
に対する支	害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対す
援等に関す	る保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担軽減等に資する支援の
る法律(障害	ための措置等を規定する。国や地方自治体の障害者福祉部局や関係機関、
者虐待防止	障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者福祉の関連団体等、
法)	学校の教職員、医師、保健師等障害者福祉に係わる者は、障害者虐待の早
	期発見に努めなければならない。市町村は、障害者の福祉に関する事務を
	所掌する部局または当該市町村が設置する施設において、当該部局または
	施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにしなけ
	ればならないことが定められている。

表 11 行政指導等を行うための法令

法令名	概要
動物の愛護	動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び
及び管理に	安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護す
関する法律	る気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、
(動物愛護	動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対
管理法)	する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することにより、人と動物
	の共生する社会の実現を図ることを目的とする法律。
狂犬病予防	狂犬病を予防、蔓延防止、撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共
法	の福祉の増進を図ることを目的とする法律。
	大の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、その犬の所在地を管轄
	する市町村(特別区であれば区長)に大の登録を申請しなければならない。
	 また所有者は狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないこと
	が定められている。
悪臭防止法	規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必
	要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資す
	ることを目的とする法律。
	都道府県知事等は、住民の生活環境保全のため悪臭を防止する必要があ
	ると認める地域を指定し、規制地域における自然的、社会的条件を考慮し
	て、特定悪臭物質または臭気指数の規制基準を定める。市町村長は、事業場
	において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める
	場合、改善勧告・改善命令を行うことができる。また、国民は、愛がん動物
	の飼養やその他日常生活による悪臭発生により周辺地域における住民の生
	活環境が損なわれないように努めなければならないことが定められてい
	る。
民法(建物明	民法第3編第2章第1節第4款は契約の解除を規定し、第 541 条は催告
渡請求(強制	による解除について「当事者の一方がその債務を履行しない場合において、
退去))	相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がな
	いときは、相手方は、契約の解除をすることができる」と定める。また、第
	542条では催告によらない解除として、債務全部の履行が不能である場合等
	は、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる
	と定めている。
	契約解除後、物件明渡しのために、建物明渡請求訴訟を提起する。勝訴した
	後、強制執行は、申立てにより、裁判所または執行官が行う(民事訴訟法第
	2条)。

法令名	概要
廃棄物の処	廃棄物排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処 のでは、では、では、では、では、では、では、では、できます。
理及び清掃	分等の処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び
に関する法	公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。
律(廃棄物処	
理法、廃掃	減量その他その適正な処理に関し国及び地方自治体の施策に協力しなけれ
法)	ばならず、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと定められている。施
14)	行令第6条第1号ホに、産業廃棄物の保管基準が規定されているが、家庭や
	事業者には、一般廃棄物の処理基準は適用されない。
	火災の予防、警戒、鎮圧により、国民の生命、身体及び財産を火災から保
1 付例伝	護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減するほか、災害
	等による傷病者の搬送を適切に行い、安寧秩序を保持することにより、社会 公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。
	公共の価値の増進に負することを目的とする伝律。 消防長、消防署長、消防吏員は火災予防に危険である物件や消火・避難活
	動に支障がある物件の所有者等に、危険物又は放置され、若しくはみだりに
	新に文庫がある物件の所有有等に、危険物文は放置され、右しくはかたりに 存置され燃焼の恐れのある物件の除去やその他の処理等を命じることがで
	行直され燃焼の窓れのめる物件の除去やての他の処理等を申しることがで
建築基準法	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の
建杂基单 位	生命、健康及び財産の保護を図ることにより、公共の福祉の増進に資するこ
	とを目的とする法律。
	建築物の所有者、管理者、占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設
	備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定められて
	いる。特定行政庁7は、建築物の敷地、構造、建築設備が著しく保安上危険
	であり、または著しく衛生上有害であると認める場合は、当該建築物または
	その敷地の所有者等に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除
	却、改築、増築、修繕、使用禁止、使用制限等の措置を命じることができる。
化製場等に	化製場又は死亡獣畜取扱場を規制し、死亡獣畜の処理及び動物の飼養ま
関する法律	たは収容によって起こる衛生上の危害の発生を防止し、生活環境を保全す
(化製場法)	ることを目的とする法律。
,,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	この法律で対象となる「獣畜」は、牛、馬、豚、めん羊及び山羊である。
	- 同法第9条第1項は、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が
	指定する区域内において、政令で定める種類の動物(牛、馬、豚、めん羊、
	やぎ、犬、鶏、あひる、その他都道府県条例で定める動物)を、その飼養又
	は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数
	以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施
	設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならないと定めている。
	第9条1項に違反した場合は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金が科
	せられる。

 $^{^7}$ 建築主事を置く地方自治体の長のこと。都道府県及び人口 25 万人以上の市には建築主事の設置が義務付けられており、25 万人未満の地方自治体でも設置することができる。

法令名等	概要
動物愛護管理	動物愛護管理法に基づき制定される条例で、動物の健康及び安全の保
条例(飼い犬	持、市民の間に動物愛護の気風を高めること、動物による人の生命、身体
管理条例等含	及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止すること、そ
む)	れらにより人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。
	飼い主の責務や遵守事項、動物の引取り、譲渡、立入検査等を定める。
	飼い主の遵守事項には、動物が繁殖して適正な飼養が難しい場合は、繁殖
	防止のために不妊去勢手術等を行うことが含まれる。飼い主が動物を適正
	に飼養していない場合は、市長は勧告や措置命令を行うことができる。地
	方自治体の中には条例で犬猫の多頭飼育の届出を定めている場合がある
	(多くは10頭以上を基準としている)。
犬の危害防止	犬による人や動物等への危害を防止し、住民の社会生活の安全や公衆衛
条例	生の向上を図ることを目的とする条例。
	飼い主は飼い犬を、一定の場所に、綱、鎖その他のものよってつないで
	おかなければならない(自己の所有、占有する場所において、おり、さく、
	塀等の囲いを設けて飼い犬を収容するとき等はその限りではない)。違反
	者に対して、市長は犬の繋留等を命じることができる。犬の危害防止条例
	のなかで、飼い犬が繁殖して適正飼養が難しくなった場合に繁殖防止のた
	め飼い主が不妊去勢手術等を行うことを含めている地方自治体もある。
不良な生活環	建造物等における不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関
境を解消する	し必要な事項を定め、その状態の解消を図ることにより、堆積者及び近隣
ための条例関	住民が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境の確保に寄与
連(いわゆる	することを目的とする条例。
ごみ屋敷条	不良な生活環境の一つとして、多数の動物の飼育、これらへの給餌若し
例)	くは給水により生活環境等に係る衛生等の不良な状態が定められている
	場合もある。不良な生活環境の解消は堆積者自らの責任であるが、不良な
	生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題が
	あり得ることを踏まえ、福祉的観点から当事者に寄り添った支援を行うこ
	とを条例で定める地方自治体もある。

表 12 行政指導等を行うに当たって知っておくべき法令

法令名	概要
民法	民法第2編第3章は所有権を規定し、第206条は所有権の内容として「所
	有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分を
	する権利を有する」と定める。動物は飼い主の所有物にあたる。
刑法	刑罰と、刑罰を科せられるべき行為である犯罪を規定した法律で、広い意
	味で犯罪を防止し、刑罰を科すことにより社会秩序を維持し、国民全体の
	利益を守る機能を持つ。
	公務執行妨害(第 95 条)及び職務強要、住居侵入罪(第 130 条)、窃盗
	(第235条)、器物損壊(第261条)に関する規定等については、立入検査
	等の対応にあたって民法の所有権とあわせて知識を得ておくことが望まし
	い。仮に動物を保護しなくてはならない状況が明らかだとしても、住居内
	だけでなく庭に立ち入ることも住居侵入罪に該当すること、また、所有権
	を放棄していない動物を勝手に保護することは窃盗に当たることなどは、
	関係者が十分に理解しておく必要がある。
	また、人に対する傷害罪(第 204 条)や暴行罪(第 208 条)、保護責任者
	遺棄等罪(第 218 条)等についても定めている。
警察官職務	警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の
執行法	維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な
	手段を定めることを目的とする法律。
	犯罪の予防及び制止について、第5条は「警察官は、犯罪がまさに行われ
	ようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、
	又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に
	重大な損害を受ける虞があって、急を要する場合においては、その行為を
	制止することができる」と定める。
刑事訴訟法	刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全う
	しつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現す
	ることを目的とする法律。
	現行犯逮捕について、第213条は「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくし」
	てこれを逮捕することができる」と定める。

表 13 対応全般を通して知っておくべき法令

法令名	概要
個人情報の保	個人の権利利益を保護することを目的とする法律。
護に関する法	個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作
律(個人情報	成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めている。
保護法)	また、個人情報保護に係る国、地方自治体の責務を明らかにし、事業者
	に対しても遵守すべき義務等を定めることで、高度情報通信社会の進展に
	伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な
	取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報
	の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務
	等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務
	等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用を目指してい
	る。地方自治体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有す
	る目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよ
	う必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。
個人情報保護	個人情報保護法の理念に加え、地方自治体(都道府県、市区町村、広域
条例	連合)における個人情報の取扱いについて定めた条例。全国で 2,000 程度
	の条例が存在する。

3. 多頭飼育問題への対応-関係者が協力して問題を解決しましょう

(1) 多頭飼育問題への対応の流れ

多頭飼育問題への対応は、時系列的に予防・発見・発見後対応・再発防止の4つに大きく 分けることができます。

多頭飼育問題は、人と動物の命や健康にも関わることから、3つの影響が深刻化する前の 段階で問題を察知し、対応することが極めて重要です。早期対応により、動物の個体数増加 を最小限に留めることができ、3つの影響だけでなく対応に係る労力や費用も最小限に抑え ることができます。

1. 予防

地方自治体等は、飼い主やそれ以外の住民も広く対象として、不適正な多頭飼育に係るリスク及び防止策、気づいた場合の連絡先等を効果的に普及啓発する



2. 発見

- ①多頭飼育問題に陥るリスクが高い段階での探知
- ②多頭飼育問題の初期段階での探知・発見
- ③多頭飼育問題の発見
- ①~③を探知・発見し、動物愛護管理部局及び社会福祉 部局で情報共有を行う



3. 発見後対応

飼い主の努力・取組だけでは問題解決が困難で、地方自 治体・関係機関等が解決に乗り出さなくてはならない段 階であり、事例に則して動物愛護管理、社会福祉、その 他の支援策等を用いて、地方自治体・関係機関・団体等 が連携して対応する



4. 再発防止

多頭飼育問題を解消した後、再び多頭飼育問題を引き起こさないように、地域住民・地方自治体・関係機関等による飼い主の見守りを行う

図 9 多頭飼育問題への対応フロー (概要)

(2) 予防

「予防」は、地方自治体等が、飼い主やそれ以外の住民も広く対象として、不適正な多頭 飼育に係るリスクや防止策、気づいた場合の連絡先等について、普及啓発を行う段階です。

動物を適正に飼育してもらうための普及啓発は、地域全体で多頭飼育問題を含む動物の飼育に起因する問題を未然に防止することにつながります。

飼い主が個体数を増加させてしまう理由は様々ですが、その要因として、動物の適正な飼育の方法を飼い主が十分理解していないことや、適切な判断ができないことが挙げられます。

多頭飼育問題を予防するためには、動物に関する正しい情報(動物の繁殖生態、しつけの大切さ、動物の寿命、習性、生理等)、動物の飼い主として求められる責任(終生飼養、不妊去勢手術の実施、近隣住民への配慮等)、飼育に関する相談窓口(飼育で困った時の相談先や早期に相談することの重要性等)、地方自治体の制度・取組(動物の引取り手数料の減免、不妊去勢手術費用の助成制度等)に加えて、多頭飼育問題により引き起こされる3つの影響とそのリスク等を一般に周知することが重要です。

このように広く住民に働きかけ、地域全体がリスクを軽減したり、予防したりすることを「ポピュレーションアプローチ」と言います。既に多くの動物愛護管理部局で様々な冊子やパンフレット、セミナー等による普及啓発に取り組んでいますが、動物に関心がない人にも情報が届くよう、地域の生活や住宅管理、社会福祉を担う部局等の協力を得ながら、効果的な普及啓発に取り組むとよいでしょう。学校教育や動物愛護管理センター等で開催する講習会などにより、動物の適正飼育について学ぶ機会を提供することも非常に大切です。

動物の飼育にあたっては、飼い主が正しい知識を学び、それを実現するためには何が必要なのかを考え、その方法を実行する必要があります。給餌・給水、糞尿の始末、温度・湿度の管理、清潔の保持、予防注射等の健康管理、動物がけがや病気になったときに必要な治療を受けさせること、動物に介護が必要になったときにケアをすること、災害のときには一緒に避難することといった適切な飼育管理、また、飼い主の転居や出産のほか、入院、介護施設等への入所等、飼い主が動物を世話できなくなったときに、飼い主に代わって確実に面倒を見てくれる人を確保することなど、きちんと動物を飼うためにすべきことはたくさんあります。飼い主には、飼育する動物に見合う適切なこれらのお世話(手間・時間、お金、飼育スペースの広さ、必要な資機材を含む)を、動物が命を全うするまで提供できるかどうかについて、理解を求めましょう。

さらに、複数の動物を適切に飼育管理するためには、一頭だけを飼育するときとは異なる配慮が必要です。動物どうしの行き過ぎた闘争(けんか)が起きないようにする、全ての個体に餌がいきわたるようにする、個体ごとの健康状態を把握することや、犬猫ならば人とのふれあいや動物同士のふれあいによって社会化をすることも非常に重要です。また、動物を高密度で飼育すると感染症や寄生虫が蔓延しやすくなるので、そういった場合に通院や治療、飼育場所の隔離、個別のケアといった適切な対処ができる数以上は飼育しないようにしなくてはなりません。

(参考)

環境省パンフレット「宣誓!無責任飼い主0宣言!!|

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2 data/pamph/h2706e.html

また、こうした情報を飼い主だけではなく、家族や親族、近隣住民等に周知することで、 多頭飼育問題が深刻化する前に周囲が気付くことが期待されます。多頭飼育問題の兆しを発 見した場合に相談できる窓口を明確化し、周知することにより、情報を把握できる環境を整備しておくことは多頭飼育問題の未然防止や早期対応のために重要です。

(3) 発見

多頭飼育問題の発見については、飼い主を取りまく親族、近隣住民、学校関係者、社会福祉関係者、ペット関係事業者等の多様な関係者が関与していることがわかっています(表 14)。

表 14 「多頭飼育に係るアンケート」に見る多頭飼育状態の発見時の状況

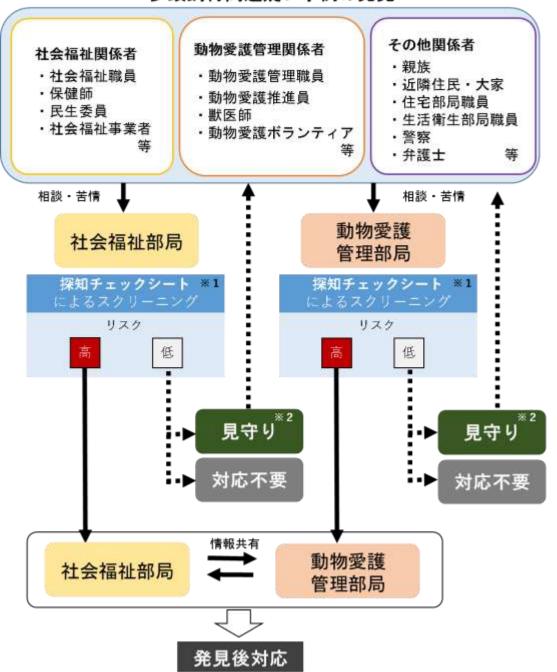
- ・ 民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等による相談
- ・ 保健所の保健師が飼い主の新生児訪問時に発見し、情報提供
- ・ 生活保護のケースワーカーが飼い主の家庭訪問時に探知し、情報提供
- ・ 入院していた飼い主が退院し自宅に訪問した介護支援専門員の情報提供
- ・ 飼い主の子供の悪臭からネグレクトを疑った学校関係者や児童福祉司などからの通報
- ・ 飼い主が動物愛護管理センターへ、増えた動物の引取りについて相談
- ・ 飼い主が病気になって入院しなければならなくなったとの親族から保健所へ相談
- ・ 動物飼育禁止の公営住宅で動物を飼育している、悪臭や鳴き声に迷惑しているとの近 隣住民からの通報
- 頻繁な動物の死体の持ち込みから虐待を疑った動物葬儀関係者からの通報
- ・ 購入を繰り返す飼い主の行動を不審に思ったペットショップからの通報
- ・ 飼い主と住居立ち退きについて調整していた住宅等管理業者からの相談
- ・ 飼い主が住んでいる公営住宅を管理する公社の職員からの情報提供

なかでも、飼い主の生活に密接に関係する福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉事務所の職員や訪問介護員(ホームヘルパー)等の社会福祉施策の担い手により発見される場合が多いようです。ある地方自治体では、ケースワーカーに対して生活保護受給者の動物の飼育状況を把握するためのアンケートを実施したところ、生活保護受給者のうち、一部の人は猫を飼育し、かつ飼育個体数が多い傾向にあることがわかりました。また、動物の多頭飼育を発見したとしても社会福祉事業者はどのように対応してよいかわからないといった悩みを抱えていることも明らかになっています。

一方、動物愛護管理部局に相談や通報が寄せられた場合に、飼い主が介護や治療、経済的支援といった生活支援を必要としていると思われる場合もしばしばあります。この場合、速やかに動物愛護管理部局から社会福祉部局へ情報共有することが、円滑な対応のために非常に重要となります。また、既に飼い主が社会福祉に係るサービスを利用している場合は、足並みを揃えた対応を行うためにも適切に情報共有することが望ましいと考えられます。

発見

多頭飼育問題疑い事例の発見



※1:探知チェックシートの項目を基に総合的に判断する。

※2:図12における「地域での見守り等」参照。

図 10 多頭飼育問題への対応フロー (発見)

「発見」は、多頭飼育問題やそのおそれがある状態が外部に明らかになることを指します。 多頭飼育問題の進行の程度に応じ、以下の3つの段階に分けます。

- ①多頭飼育問題に陥るリスクが高い段階での探知 多頭飼育問題が高いリスクのある飼い主を地方自治体等が早期に探知し、指導等を通 じて、不適正な多頭飼育の発生防止に努めることができる段階
- ②多頭飼育問題の初期段階での探知・発見 既に多頭飼育問題が生じている事案について、事態が深刻化する前に探知・発見した 段階
- ③多頭飼育問題の発見

既に多頭飼育問題が深刻化し、周囲に露呈した段階

①は、多頭飼育問題に陥るリスクが高い状態を早期に探知して多頭飼育問題の発生を未然 に防ぐことができる段階です。

近隣住民や民生委員、行政、社会福祉事業者、地域見守りサポーター(高齢者に身近な立場での見守り・声かけ活動を実施するボランティア)といった飼い主に比較的近い立場にある地域の関係者に、多頭飼育問題の影響や早期対応の重要性を認識してもらうことが重要です。多頭飼育問題に陥る可能性のある世帯等について、地域の関係者にアンケート調査を実施する、多頭飼育問題の状況判断を容易にし、どのような対応を行うかについて整理したフローチャートを作成する等によりリスクが高い飼い主の探知に努めている事例もあります。

多頭飼育問題に陥るリスクが高い状態について探知した方から、相談、通報があった場合は、探知チェックシート(表 15)に記入して情報を整理します。聞き取り事項が明確であることは、動物愛護管理部局や、社会福祉部局において情報把握を容易にします。また、発見後対応での現地調査等の検討材料や、関係主体との情報共有の際の資料としても役立ちます。探知チェックシートに盛り込むべき項目やどの程度記入すべきかについては、地域や個別の事例ごとに柔軟に判断するとよいでしょう。

ペットショップや動物葬祭業等を営むペット関連事業者も、多頭飼育問題の早期発見に資する関係主体となりえます。こうしたペット関連事業者に多頭飼育問題について周知し、動物の適正な飼育に関する飼い主への情報提供や多頭飼育問題に陥るリスクが高い状態の早期発見のための通報等について協力を仰いだ事例も存在します。

多頭飼育問題に陥るリスクが高い飼い主に対して、そのリスクを下げるように働きかけることを「ハイリスクアプローチ」と言います。動物愛護管理部局の担当者や、普段飼い主と接する機会のある社会福祉部局の担当者は役割分担や連携を調整した上で、飼い主に以下のような情報提供、助言、指導等を行います。

- 繁殖制限措置を講じなければあっという間に動物の個体数が増加してしまうこと
- ・それにより引き起こされる問題
- 繁殖、拾得、譲渡、購入等の動物の増加要因に応じた対策

【コラム 3】条例に基づく多頭飼育の届出

動物愛護管理法第9条に「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることがで

きる。」と規定されていることから、動物愛護管理条例で一定数以上の動物を飼育する場合に届出制度を導入し、なかには地方自治体の開催する講習会の受講を義務づけているところもあります。

また、化製場法に基づく化製場等に関する法律施行条例に基づき、指定区域内(住宅地、市街地、観光地を含む区域)において条例で定める一定数以上の動物を飼育する場合、動物の飼養又は収容の許可を要する地方自治体も存在します。

多頭飼育に係るアンケート調査結果によると、地方自治体による多頭飼育の届出制度(登録、届出等の条例又は要項等による制度)は約4分の1にあたる自治体で導入されています。

②は、既に飼い主の飼育可能頭数を超えた、もしくは超えつつある動物を飼育しているものの、飼料や糞尿の片付けがある程度行われており、飼い主自体も一定の社会生活が行えているといった初期の段階での探知、発見です。

この段階では、ハイリスクアプローチに加え、以下のような対応を飼い主にさせたり、助言、指導等をしたりします。この場合、関係主体は、①の場合の行政担当者だけでなく、必要に応じて動物愛護ボランティアにも加わってもらいます。

- ・不妊去勢手術を行う動物を特定し、実施する日、実施する場所(動物病院)、費用負担等 について、飼い主と相談して決める
- ・家屋の内外が動物の飼育環境として清潔に保たれているか等を確認し、不適切な場合は 改善させ、定期的に見守りに来る旨を伝える
- ・初期段階であっても、飼い主の健康状態等によって十分な世話ができない状況等がみられる場合は、譲渡団体への譲渡等を決断してもらう

③は、既に多頭飼育状態が深刻化し、近隣住民からの苦情が発生する等周囲に問題が露呈している、いわゆる多頭飼育崩壊と称される段階での発見です。動物の糞尿が残置され、飼い主の家屋及びその周辺で悪臭や害虫等の発生、あるいは、動物の鳴き声による騒音の発生、不適切な放し飼い等の問題により、近隣住民や周辺地域に被害が及んでいる状況です。このような状況下では、飼い主と近隣住民との関係性がかなり悪化している可能性があります。

住宅等管理業者等からの退去要請・退去命令を巡るトラブルから多頭飼育問題が発見されることもあります。早期の発見につなげることができれば、飼い主が退去を余儀なくされるリスクの低減につなげることが可能となります。

①~③のいずれの段階にあっても、不適切な多頭飼育の状況や飼い主への生活支援の必要性を察知したら、動物愛護管理部局・社会福祉部局間での情報共有が必要となります。効果的な対応には連携主体間の一定の情報共有が不可欠ですが、個人情報の取扱いは十分注意しなければなりません(第2章3.(7)対策に当たっての留意事項①個人情報の取扱い及びコラム6を参照)。

表 15 探知チェックシートの例

記 <i>力</i>	(年月日					
氏	名		所	属		
連	絡 先	電話番号:			e-mail:	

1. 相談者等の情報

氏 名	住所
連絡先	電話番号: e-mail:
	同居家族 ・ 別居家族 ・ 近隣住民 ・ 社会福祉関係者・ その他
当事者との 関係	(下段:把握できる範囲で詳細を記載:(例)町内会長、民生委員、ホーム ヘルパー等)

1. 飼い主等の情報

	氏 名	年齢		性別	男性	・女性	
	住 所						
	同居家族	なし・ あり(続柄:)	
住居	種類	一戸建て・ 集合住宅 ・ その	一戸建て ・ 集合住宅 ・ その他(
居	周辺環境	住宅密集地 · 郊外住宅地 ·	商業均	也/繁華街			
	非難·暴言	なし・あり					
	感情のコントロー	できる・ やや困難・ 非常に困難					
	ル						
性格	欲求のコントロー	できる・ やや困難・ 非常に	困難				
114	ル						
	動物への過度の	全くない・ あまりない・ やや	ある・引	強くある			
	愛着						
	家族との関係						
意	近所付合い						
意思疎通	行政·支援機関	新しつ 可坐 - 性字の / hb/2	↑ 可纰 /)	. #· 不	
通	等とのコミュニケ	誰とでも可能・特定の人物な も拒絶	誰とでも可能・特定の人物なら可能(誰で	
	ーション	りが正常出					

2. 目視による所見

(1)動物の飼育状況

チェック項目	該当 性	備考
1. 飼育している動物の種類		
犬		
猫		
その他の動物(種類:)		
2. 動物の飼育の状況		
動物は放し飼いにされている(家の内外を自由に出入りしている)		
動物は屋内だけで飼われている		
狭い場所(ケージなど)に閉じ込められている動物がいる		
ずっと繋がれたままと思われる動物がいる		
3. 動物の状態		
極端にやせた動物や、ふらつきのある動物がいる		
けがをした動物、病気と思われる動物がいる		
動物の死体・骨がある		

(2) 衛生狀態

チェック項目		該当性		備考
	屋内	屋外	周辺	
動物の臭いを感じる				
鳴き声その他動物の飼育に起因する音が頻繁				
に発生している				
動物の毛・羽毛が著しく飛散している				
動物の排泄物が目につく				
害虫が多数発生している、もしくはねずみが発生				
している				

3. 【追加項目】相談者が飼い主の家族等である場合の聞き取り

Q1	何頭くらいの動物を飼っていますか。いつ頃から飼っていますか。
Q2	動物に不妊去勢手術をしていますか。
Q3	動物のお世話で困っていることはありますか。

Q4	お世話になっている動物病院はありますか。
a /#	-17
4. 備	传

(4) 発見後対応

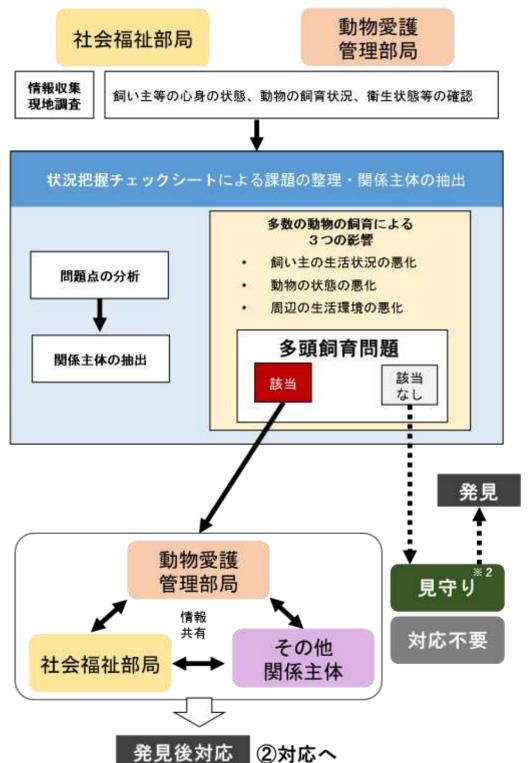
「発見後対応」は、既に多頭飼育状態が深刻化しており、飼い主の努力・取組だけでは問題解決が困難で、地方自治体や関係機関、団体等が連携して対応する必要がある段階です。

① 状況把握及び連携すべき関係主体の抽出

多頭飼育問題を発見した後は、現地調査等により収集した情報をもとに、状況把握、問題点の分析、連携すべき主体の抽出を行いましょう。状況把握チェックシート(表 16)はそのためのツールの例です。状況把握チェックシートに、多段階評価を盛り込み、より詳細な判定に役立てることも考えられます。

なお、状況把握チェックシートにある「想定される連携先」については、あくまでも目安 であり、地方自治体ごとに担当部局の名称や役割等は異なることから、地域の実情等を踏ま えて柔軟に活用してください。

発見後対応 ①状況把握・関係主体の抽出



※2:図12における「地域での見守り等」参照。

図 11 多頭飼育問題への対応フロー (発見後対応)

表 16 状況把握チェックシートの例

1. 基本情報

(1) 記載者情報

記入日		記入者名	
所属(行政機関名・部署や団		団体名称等を記載	₹)
連絡先	電話番号:	e-n	nail:

(2) 飼い主等の情報 →探知チェックシートを用います。

2. 飼い主等の生活環境

以下の項目に対して、当てはまるものに○、当てはまらないものに×を記入してください。 不明な項目は空欄のままで結構です。

1 / 1	<u>「頃日は空懶のままで結構です。</u> チェック項目	該当	想定される	備考
	7 エノノ 祝日	性	連携先	IIH "C
(1)日常生活	IT.	上15九	
1	日常生活は自分で行えるが、多少の支援が必要な状態である。		社会福祉部局(介護 保険、高齢福祉・障害 福祉・生活福祉)、医 療機関、地域包括支	
2	自分一人で日常生活を送ること が難しく、誰かの介護が必要な状態である。		援センター、居宅介 護支援事業所、地域 活動支援センター等	
3	コミュニケーションを円滑にと ることが、困難である。		社会福祉部局(高齢 福祉·障害福祉)、保 健所、医療機関	
4	経済的困窮により、最低限の生活 (衣食住等)に支障をきたしてい る。		社会福祉部局(生活福祉)	
(2)住環境			
5	家屋の破損等により、人が住める 状態ではない。		社会福祉部局(高齢 福祉・障害福祉) 住宅部局・生活環境 部局、住宅等管理業 者、家主等	
6	ライフライン(電気、ガス、水道) が途絶えており、代替手段がな く、生命維持に必要な最低限の生 活に支障をきたしている。		社会福祉部局(高齢 福祉·障害福祉、生活 福祉)	
7	当該建築物等に害虫が多数発生 しており、容易に確認できる。 当該建築物等で、多数のねずみが 発生している。		社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉、生活福祉)住宅部局、生活環境	
8	堆積物に多数の生ごみ、汚物及び		部局、防災部局、住	

	それが付着している物品等があ	宅等管理業者、住宅	
	る。	等所有者等	
	臭気の判定を行った全員が、生活		
9	に耐えられない臭気があると判		
	定した。		
(3)家族の状況		
10	虐待等(身体的・性的・心理的・	社会福祉部局(高齢	
	ネグレクト・経済的等) の疑いが	福祉、障害福祉、生活	
	ある	福祉)、福祉事務所、	
		児童相談所、	
		地域包括支援センタ	
		ー、地域活動支援セ	
		ンター、	
		配偶者暴力相談支援	
		センター、医療機関、	
		学校、警察等	

3. 不適正な動物の飼育状況

	チェック項目	該当	想定される	備考
		性	連携先	
1	極端に痩せた動物や、ふらつきのある動		動物愛護管理部	
	物がいる		局(動物愛護管	
2	動物に、目やに、鼻水、耳の汚れ等がみ		理センター)・保	
	られる		健所、動物病	
3	動物に脱毛、皮膚の赤み、皮膚病等の症		院、獣医師会、	
	状がみられる		動物愛護ボラン	
4	痒そうにしていたり、頻繁に体を掻いたりし		ティア、動物愛護	
	ている		推進員、警察等	
5	著しく毛玉ができたり、爪が伸び過ぎたりし			
	ている動物がいる			
6	以前に比べて動物の数が増えている(よう			
	に見える)			
7	動物の餌が固まったり腐ったりしたまま放置			
	されている			
8	屋内または屋外に排泄物が堆積してい			
	る。			
9	屋内または屋外に動物の死体や骨がある			
10	妊娠した動物、新たに生まれた動物がい		動物愛護管理部	
	る		局(動物愛護管	
			理センター)・保	
			健所、獣医師会、	
			動物愛護ボラン	
			ティア等	

その(※ い。	これより後のチェック項目については、可能な	お範囲で	飼い主等から聞き取	なってご記入くださ
11	飼い主は、自身が何匹動物を飼っている か把握できていない		動物愛護管理部 局(動物愛護管	
12	動物に対して不妊去勢手術が行われていない		理センター)・保健所、獣医師会、	
13	かかりつけの獣医師がいない		動物愛護ボラン ティア等	

4. 周辺の生活環境

	チェック項目	該当 性	想定される 連携先	備考
1	鳴き声その他の音が頻繁に発生し、受忍 限度を超えている。		動物愛護管理部 局(動物愛護管 理センター)・ 保健所、生活環 境部局、住宅等 管理業者、住宅 等所有者、警察 等	
2	動物の毛・羽毛が周辺に著しく飛散している。		動物愛護管理部 局(動物愛護管 理センター)・ 保健所、住宅等 管理業者、住宅 等所有者等	
3	当該建築物等の周囲に害虫が多数発生しており、容易に確認できる。 当該建築物等の周囲で、多数のねずみが 発生している。		動物愛護管理部 局(動物愛護管 理センター)・ 保健所、生活環 境部局、住宅等 管理業者、住宅	
4	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐 えられない臭気があると判定した者が過 半数以上である。		等所有者等	

5.	その他

(2) 対応

連携主体や関係者を含めて対応方針の検討に必要となる情報を収集し、多頭飼育問題に係る総合的な判断のもと、「飼い主の生活支援」、「動物の飼育状況の改善」、「周辺の生活環境の改善」の3つの観点を踏まえた対応方針を決定し、方針に基づき対応します。

対応の際は、必要に応じて連携主体とともに同行訪問や現地調査を行います。動物愛護管理部局では飼い主が何らかの健康上の問題を抱えていたとしても判断が難しく、様々な疾病や、認知症、精神疾患、発達障害等の障害を有する人と接するための知識やスキルが不足していることから、コミュニケーションに困難を伴う場合があります。一方で、社会福祉部局だけでは、飼い主の動物の飼育状況や健康状態に問題がないのか等の判断は難しいと考えられるほか、動物が動物由来感染症に罹患していた場合等にそれと知らずに接することで、飼い主だけでなく対応者自身が感染のリスクを負う可能性があります。社会福祉部局、動物愛護管理部局が同行して現地調査することで、相互に専門的な知見を補い合い、より円滑な多頭飼育問題の解決につなげる必要があります。また、要配慮個人情報のような機微な情報の共有が困難な場合には、同行して現地調査することにより各連携主体が飼い主から直接情報を得ることができるというメリットもあります。

個人情報の共有にあたっては、飼い主本人に同意を得てから行うことが基本となりますが、 本人同意が困難な場合もしばしばあります。そのため、関係主体に関与を求める際は、個人 情報保護条例に抵触しない範囲での情報共有を行うに留め、同行訪問等を行うことで、関係 主体各自が直接個人情報を得るといった工夫をしている事例もあります。

さらに、多頭飼育問題が周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている場合や飼い主が経済的に 逼迫し、公営住宅や賃貸住宅等の家賃を滞納している場合は公衆衛生部局や住宅部局又は住 宅等管理業者と、深刻な動物虐待の疑いがある場合やトラブルが予見される場合は警察と対 応を検討する必要があります。

また、案件記録票(表 17)により経過を記録しながら多頭飼育問題の解決に取組ます。案件記録表を用いることで、対応経緯を把握しやすくなるほか、職員間の引継ぎや解決後の課題の振り返りが容易になります。

また、飼育している動物リスト (表 18)、動物カルテ (表 19) を作成して、動物の種類、性別、年齢、毛色、不妊去勢手術の状況、ワクチン接種の有無等の記述に加えて、写真等を添えて整理することで個体識別に役立ち、その後の治療や引取り・民間への譲渡方針の検討、進捗確認のための資料として役立つとともに、飼い主にとっても飼育の状況について改めて振り返るきっかけにもなります。

【コラム 4】対応者のメンタルヘルス対策

多頭飼育問題の解決にあたっては、飼い主との信頼関係を構築することが極めて重要です。

飼い主がコミュニケーションに問題を抱えている場合も多く、信頼関係の構築には 非常に時間を要し、短期間で成果を期待するのは難しい場合も多々あるため、多頭飼 育問題の対応者の精神的健康を保つための配慮が必要となります。

対応に対する評価の方法については、「改善あり」、「改善なし」、「悪化」等大きな枠で評価するだけでなく、評価項目や評価段階、達成目標を細かく設定したり自由記述欄で記録できるようにしたりする等、わずかな改善やプラスの兆候を記録するようにしておくことは、関係主体との連携を円滑にするだけでなく、対応する側のモチベー

ションを確保することにも繋がります。飼い主の家を訪問しても、「最初は声をかけてもドアを開けてくれなかった」、「何度か訪問を重ねた後、ようやく返事をしてくれた」、「挨拶ができるようになった」、「会話ができるようになった」等、気長に関係を構築し、支援に繋げている事例もあります。

解決には時間がかかるものと認識し、対応者が 1 人で問題を抱え込み、燃え尽き症候群*に陥ることのないよう、組織的な対応を心がけるようにしましょう。

※燃え尽き症候群:それまで意欲を持って一つのことに没頭していた人が、あたかも燃えつきたかのように意欲を失い、社会に適応できなくなること。絶え間ない過度のストレスにより発生し、鬱病の一種とも考えられています。(厚生労働省 e-ヘルスネット https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/exercise/ys-047.html)

発見後対応



②対応

案件記録票への記録・対応方針等の共有

社会福祉部局

情報共有

動物愛護管理部局

情報共有

その他関係主体

飼い主の生活支援

- 福祉法令等に基づ く支援
- 医師(精神科医を 含む)等との連携 による健康ケア
- 地域社会等との関係性構築のための支援

動物の飼育状況の改善

動物リスト・動物カルテ への記録

- 負傷動物、感染症に罹患した動物等の治療
- 動物の繁殖制限措置
- 動物の逸走・侵入防止 等に係る助言等
- 動物の引取り・譲渡
- ・ 虐待のおそれの改善
- 動物虐待事案としての 対応(警察)
- 狂犬病予防法違反による対応
- 周辺の生活環境の改善

周辺の生活環境の改善

- 周辺の生活環境の 改善
- 自宅、周辺地域の 清掃
- 強制退去
- 治安維持等のための警戒活動(現地調査等への同行含む)

再発防止



発見

地域での見守り等

- 緩やかな見守り:地域住民・民間事業者等
- 担当による見守り:民生委員・児童委員・住民ボランティア等
- 専門的な見守り:地域包括支援センター、社会福祉協議会等

図 12 多頭飼育問題への対応フロー(発見後対応・再発防止)

表 17 案件記録票の例

71 F P P	訂 1 土	所属	
記入年月日	記入者	氏名	

1. 飼い主等の情報

Tr.114 T	7 21 4 5 111 1	P.								
氏	名			年齢		性別	男性	女性		
住	所									
同居家族 なし・あり(続格			柄:	 丙:)		
経済	斉状況	非困窮 · 困窮	(生活保護受給中)・ 困窮(生活保護受給なし)							
	種類		一戸建て・ 集	一戸建て ・ 集合住宅 ・ その他						
	1里块		(平屋/2階建)	· ()階建ての	○階)				
住 居	所有形態	能	持ち家・ 賃貸	間	取り					
周辺	田江福存		住宅密集地 · 郊外住宅地 · 農村/中山間地域 ·							
		兒	商業地/繁華街							
	非難•暴	言	なし・あり							
性	* 感情のコントロール		できる・ やや困難・ 非常に困難							
格	欲求のコントロール		できる・ やや困難・ 非常に困難							
	動物への過度の愛着		全くない・ あまりない・ ややある・ 強くある							
辛	家族との関係									
意思疎诵	近所付合い									
嵊 通	行政・支ミュニケ	接機関等とのコ ーション	誰とでも可能 も拒絶	• 特定	どの人物な	よら可能()・誰で		

■その他の所見

(進捗等について記載:(例)インターホン越し、玄関越し、対面(玄関先)、対面(室内)で挨拶ができるようになった、会話が出来るようになった等)

2. 動物に関する情報

	犬 オス(頭)・メス(頭)・うち幼齢(頭)
動物の種	猫 オス(頭)・メス(頭)・うち幼齢(頭)
類等	その他(種類:)		
	オス(頭)・メス(頭)・うち幼齢(頭)
	購入・捕獲・	餌やり等による収集・	他者からの譲渡・ 預かり	• その他
入手経路	入手経路の詳細			

近隣からの苦情	なし ・ あり 苦情の内容(「なし」の場合も共有すべき情報があれば記入)
飼育方法	屋内 ・ 内外出入り ・ 屋外
不妊去勢	未実施 ・ 実施済み ・ 不明
手術	
予防接種	実施済み()・ 未実施 ・ 不明
栄養状態	良好 ・ やせている ・ 太っている
負傷•疾	あり・ なし
患への関	
心	
負傷個体	なし・あり(頭)
衰弱個体	なし・あり(頭)
妊娠個体	なし・あり(頭)
障害のあ	なし・ あり(頭)
る個体	
死体•骨	なし・あり(頭)
排泄物の	なし・あり
堆積	

■その他の所見

(進捗等について記載: (例)負傷、衰弱個体の回復状況、○個体に不妊去勢手術を実施、 △個体を○○に譲渡等)

3. 周辺の生活環境の情報

鳴き声等の騒音	あり・ なし
飼料の残さ・排泄物	あり・ なし
等の悪臭	
動物の毛・羽毛	あり・ なし
害虫・ねずみ	あり・ なし
排泄物	あり・ なし

■その他の所見

(進捗等について記載: (例)飼料の残さ・排泄物等の清掃を実施、ねずみ・害虫等の衛生動物の駆除を実施等)

4. 対応状況及び今後の対応予定等

(進捗等について記載(例)動物愛護管理部局が動物愛護管理法第 25 条に基づく勧告予定、地域包括支援センターにて飼い主のケアプランを作成中等)

表 18 動物リストの例

記入日		記入者名				
所属	(行政機関名・部署や団体名称等を記載)					
連絡先	電話番号:	e-m	ail:			
飼い主氏名						

※1: 写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存しておく (撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておくとわかりやすい)。

※2:「不妊去勢」欄は記号で記入(済=〇、未=×、不明=△)

※3:「人への慣れ具合」欄は記号で記入(よく慣れている=○、やや警戒する=△、全く慣れていない=×)

※4:「引取予定」欄は、予定があれば○を記入

No.	写真	動物種	名前	毛色・ 身体的 特徴	性別	不妊去勢	年齢 (推定)	人への慣れ具合	動物間の 血縁関係	引取予定	備考 (入動物の 接子、動飼い 主ピソード など)
例	*1	猫	タマ	茶トラ	メス	*2	2歳	*3 △	1が2 <i>の</i> 親	*4	・飼いにするがる。・妊娠のの・妊娠のり。
1											
2											
3											
4											
5											

表 19 動物カルテの例

記入日		記入者名	
所属	(行政機関名・部署や団体名称等を記載)		
連絡先	電話番号:	e-m	nail:
飼い主氏名			

※1:写真を撮影した場合は、No.と紐づけて保存する。

(撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく)

※2:犬の場合使用する項目。

No.		動物種	犬・	猫 •	その他()
No. ●タマ	*1	名前 身体的 特徴、毛 色 性格、 人、の 慣れ具合		性別	年齢 (推定)	
外傷/ 疾病			不妊去勢 手術	(耳	済 ・ 未実施 ・ カットの有無	不明)
狂犬病予 防法の 登録 ^{※2}	有 ・ (登録番号:	無)	狂犬病 予防 注射 ^{**2}		済 ・ 未実施 ・	不明
血縁関係 動物の 相性						
飼い主の 意向						
引取り (予定) _日			譲渡 (予定) _日			
備考備考	(不妊去勢手術の 渡に係る調整状況		7クチン接種	・ウイバ	レスチェック状況	/引取り・譲

a. 飼い主の生活支援

やるべきこと

- ・支援が必要な飼い主を要因に応じた社会福祉の支援につなぐ
- ・支援を受けるために必要な相談・申請等を自ら行わせるか、あるいはそれを補助する
- ・支援が必要な人が飼い主自身か、その家族かを見極める
- ・支援を行う分野としては、「貧困・生活困窮状態」、「高齢者の介護・生活支援」、「心身 に障害を抱える方の支援」、「児童の安全の確保と母子・父子家庭の支援」等がある
- ・既存の支援チームや機関、事業等である「認知症初期集中支援チーム」、「地域包括支援 センター」、「生活困窮者自立相談支援機関」、「重層的支援体制整備事業」等との連携も 考えられます。
- ・飼い主へのアプローチの際は、拙速に結果を求めるのではなく信頼関係を構築しながら 行う(飼い主と信頼関係のある親族や近隣住民、社会福祉関係者等のキーパーソンとな る人の関与が重要)

支援を必要とする飼い主には、生活困窮者自立支援法や老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法等に基づく各種の社会福祉サービスや、保健師や医師、精神科医等との連携による健康ケア等、その要因に応じた適切な社会福祉の支援につなぐ必要があります。

多頭飼育問題に陥っている飼い主の中には、支援が必要とされる状況であったとしても、 それを認識していない人や、支援を受けることを拒否する人もいます。支援を受けるために は、飼い主本人、または親族等が支援の必要性を認識し、然るべきところに相談・申請等を 行う必要があります。飼い主の中には多頭飼育から生じるトラブルにより親族や近隣住民か ら責められることで孤立感や疎外感を抱え、動物を心理的なよりどころにしている人もいる ことから、こうした飼い主に対しては、飼い主自身とその生活を心配していることを伝え、 信頼関係を構築しながら、適切な支援を見極めて生活改善に繋げていく必要があります。

また、飼い主だけでなく、家族の中に支援が必要な人が存在する場合もあることから、飼い主の同居家族等についても状況を把握することも重要です。

なお、介護等の社会福祉的支援はあくまでも人の生活を対象にしており、犬の散歩や餌、トイレの世話、飼い主の代わりに動物病院に連れて行くといった動物の世話については支援の対象とはなりません。訪問介護事業者が保険外サービスとしてペットの世話を行う場合は、訪問介護事業者としての指定とは別に、第一種動物取扱業者として地方自治体に登録することが必要です。

・貧困・生活困窮状態の相談支援

多数の動物を飼育するには多額の餌代やケア代、医療費等が必要であり、飼い主の経済 状況を圧迫します。動物の餌代等を捻出するために飼い主自身が食事をとれず、健康を害 した事例もあります。飼い主が経済的問題を抱えている場合は、動物の個体数を減らすだ けでは飼い主の経済状況は改善せず、経済的な課題等を抱えた方への包括的な相談支援等 を行う生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を活用することが必要となる場合もありま す。社会福祉協議会等が、飼い主の家計管理について相談支援を行い、不妊去勢手術費用 や動物の引取り手数料を捻出したことにより多頭飼育問題の解決につながった事例もあり ます。

高齢者の介護や生活支援

アンケートでは、多頭飼育問題に陥る飼い主には、60代、70代といった比較的高齢の飼い主が多く見られました。加齢による体力の衰えや、疾病等により身体的に自由がききにくくなったり、認知症等により判断力が低下したりすることで、動物の世話が行き届かなくなることもあります。飼い主の状況から、日常生活に支援が必要と考えられる場合は、介護保険制度を利用することが考えられます。介護保険サービスには居宅サービス(訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所介護等)、のほか、施設サービスも含まれ、65歳以上の高齢者または40~64歳の特定疾病患者が対象になります。利用にあたっては、市区町村に要介護度の審査・判定を申請し、要介護者もしくは要支援者の認定を受ける必要があります。

また、多頭飼育問題の解決に認知症初期集中支援チームが大きな役割を担った事例もあります。認知症初期集中支援チームとは、地域包括支援センター等に配置され、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるための早期診断・早期対応に向け構築された支援チームで、家族等の相談により認知症が疑われる人を訪問し適切な医療や介護を受けられるよう支援します。

市町村が設置主体となっている地域包括支援センターでは、総合相談支援業務として、 介護等に関する初期段階での相談対応や継続的・専門的な相談支援、地域の高齢者の状況 の実態把握等を行っており、場合によっては、こうした業務の中で多頭飼育問題について 情報を得ることも想定されます。

・障害を抱える人々の権利擁護や自立支援

障害者総合支援法は、18歳以上の障害のある人への支援を定めた法律です。居宅介護(ホームヘルプ)、行動援護、生活介護といった介護給付や相談支援、訓練等給付、自立支援医療等の活用が可能であるほか、地域生活支援事業の一環として様々な日常生活又は社会生活支援が受けられる制度もあります。精神障害のある方については、精神保健福祉士が適切な医療に結びつける役割も担っており、飼い主に治療が必要な場合は、医療機関の受診を推奨するといったことも考えられます。

・児童の安全の確保・子育て支援

都道府県では児童相談所、市区町村では子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)、市区町村子ども家庭総合支援拠点等を設置し、子育て支援施策、母子保健施策等を担っています。18歳未満の子どもが多頭飼育問題の飼い主であった事例もありますが、飼い主の子どもがネグレクト等を受けている事例もあります。このため、児童相談所等の機関からも多頭飼育の情報が得られるように事前に連絡体制を作っておく必要があります。

・市町村における地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・ 複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わ ない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制 整備事業(市町村の任意事業)が令和3年4月から始まります。

b. 動物の飼育状況の改善

やるべきこと

- ・動物がこれ以上増えないように飼い主自身に繁殖制限措置や動物の逸走(逃げ出し)防止、家屋の修繕等を行わせるか、又はその支援や指導を行う
- ・不妊去勢手術の費用や地方自治体の引取手数料が負担できない経済状況の場合、地方自 治体の助成や動物愛護ボランティアの支援があれば、それらを活用する
- ・動物が病気に罹患している、ケガをしている、栄養状態が悪い等、多頭飼育により適切なケアができていないか、経済的な理由からそれが行えない場合、所有権を放棄してもらい、地方自治体が引き取るか、動物愛護ボランティアが譲り受ける等して、新たな飼い主への譲渡につなげる
- ・行政機関のみでの対応が困難な場合は、動物愛護ボランティア、獣医師会等の協力を仰ぐ
- ・その際、人員や費用負担等についてもあらかじめ調整を行う
- ・動物の飼育に必要な費用等は飼い主が負担すべきものであり、公費による負担は最小限にしなくてはならないが、不妊去勢手術に係る助成制度、引取手数料の免除規定等を用意したり、それらに必要な基金の創設、ふるさと納税、クラウドファンディング等の資金調達方法をあらかじめ準備したりすることを検討する

必要に応じて、法令に基づく厳格な対応を行う

- ・動物が虐待を受けるおそれが生じている場合、動物愛護管理法第25条に基づき飼い主に状況改善のために必要な措置をとるべきことを勧告、命令等を行う
- ・状況が改善しない場合や早急に虐待を止めなければならないような緊急の場合は、動物 愛護管理法第44条の罰則規定に基づき、刑事事件として対応する
- ・狂犬病予防法に基づく登録や予防接種をしていない場合は、狂犬病予防法違反として対 応する

飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺の生活環境の改善のためには、多頭飼育問題の発見時に飼育されていた以上の動物の増加を抑え、既に増えてしまった動物を減少させることが必要です。

動物の個体数増加を抑制するためには、不妊去勢手術の実施等の適切な繁殖制限措置等が不可欠です。飼育数を減少させるためには、行政による動物の引取りや民間への譲渡が必要となります。ただし、飼い主の健康状態によっては、飼育動物を急激に減らすことによる生活の変化が悪影響を及ぼす可能性もあります。こうした場合については、社会福祉部局等と調整の上で計画的に引取りを進める必要が生じます。

また、飼い主には不妊去勢手術の費用を負担する経済力がなかったり、引取りに同意する 意思がなかったりする場合が少なくありません。

飼い主が動物の飼育を継続する場合は、不妊去勢手術を実施した個体のみを手元に残すことや、動物の逸走(逃げ出し)や外部からの侵入を防止する措置を講じなければなりません。 家屋が破損しているようであれば修繕が必要になりますし、飼い主が動物を屋外で飼育している場合は、屋内飼育や逸走しないよう係留するといった適切な飼い方を飼い主に助言する 必要があります。

経済的な問題から不妊去勢手術ができない場合は、不妊去勢手術に対する地方自治体や民間団体の助成が活用可能な場合があります(環境省「動物愛護管理行政事務提要(令和2年度版)」より「犬・猫の引取り等手数料及び不妊・去勢手術助成金」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2 data/statistics/files/r02/3 3.pdf) o

また、多頭飼育されている動物は、適切な獣医療を受ける機会がなく、寄生虫がいる、皮膚病や感染症に罹患している、負傷している等の状態であることがしばしばあります。生活困窮等によって飼い主が治療費用を負担できないことも少なくありません。飼い主が適切に飼育できない動物については、所有権放棄のうえ、地方自治体が引き取るか、もしくは動物愛護ボランティアが譲り受ける等により、適切な治療や社会化訓練を施し、一般家庭への譲渡に繋げます。中には、多頭飼育問題の現場から保護した動物に必要な医療費等の一部を動物愛護ボランティアへ届ける民間団体も存在します。

多頭飼育問題への対応を契機とし、飼い主が生活に困窮している場合に限り引取り手数料を減免する制度を設けている地方自治体もあります。安易な動物の引取りは避けるべきですが、多頭飼育問題事案の場合、時間が経過すればするほど動物が増加し、結果的に引取りが必要な動物がますます増えることが容易に想定されます。狂犬病予防法に則り、犬を引き取った事例もありますが、多頭飼育問題の解決には動物を減少させることが必要不可欠であるため、事案発生時に動物が引き取れないということがないよう、あらかじめ動物愛護管理センター等の受入れ体制を検討しておくことも大切です。また、動物について譲渡適性を判断し、可能な限り一般家庭等へ譲渡することが望ましいものの、治癒の見込みのない病気や、攻撃性がある等の動物については殺処分が必要となることもあります。殺処分を厭うあまり、多頭飼育状況下にある動物の引取りを行わなければ、多頭飼育問題はより一層深刻化するため、迅速な判断と対応が必要となる場合があります。

基本的に、動物の飼育に必要な費用等は飼い主が担うものであるため、公費等による負担は必要最小限にすべきですが、飼い主が不妊去勢手術や動物の引取り・譲渡に同意し、多頭飼育問題を解決する意志があり、また、飼い主を取り巻く周囲がそれを後押しできる環境にあれば、飼い主に対して助成等を行うという判断をする地方自治体があるほか、不妊去勢手術に助成している民間団体も存在します。ただし、多くの地方自治体における不妊去勢手術への助成は飼い主のいない猫を対象とするものであることから、管轄の都道府県・市町村においてどのような助成制度が存在するか、あらかじめ確認しておく必要があります。不妊去勢手術や引取りには費用がかかるため、地方自治体、民間団体にとっても財源の確保が課題となりますが、不妊去勢手術や引取りのための基金創設や、近年であれば、ふるさと納税、クラウドファンディング等の資金調達方法を活用している例もあります。

飼い主の不適正な飼育により動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれが生じている場合、 都道府県知事及び政令指定都市の長は動物愛護管理法第 25 条に基づき飼い主に状況改善の ために必要な措置をとるべきことを勧告、命令等を行う権限を有しています。また、明らか に虐待に該当する場合であって、飼い主が飼育状況を改善する意思がない悪質な場合や早急 に虐待を止めなければならないような緊急の場合は、動物愛護管理法第 44 条の罰則規定に 基づき、刑事事件として対応する必要がある場合もあります。飼育密度が著しく適正を欠い た、多頭飼育の状態で動物を飼うことにより衰弱させたり、病気や負傷した動物に適切な治 療を与えないといったことや、排泄物が堆積していたり、動物の死体が放置された施設で動 物を飼育することも虐待に該当します。

飼い主が狂犬病予防法に基づく登録や予防接種をしていない場合は、狂犬病予防法違反と

c. 周辺の生活改善

やるべきこと

- ・b.動物の飼育状況の改善を行った上で、悪臭や害虫・害獣の発生の原因となっているご みや汚物の堆積、動物の死体の放置等の対応・処分を飼い主自身か飼い主が依頼した清 掃業者等に行わせる、又はその行動を促す助言や指導を行う
- ・これにより、飼い主自身の生活環境と動物の飼育環境を適切な状態にし、周辺の生活環境への影響をなくしていく
- ・飼い主自身が行ったり、業者に依頼したりする経済的余裕がない場合、行政職員が対応 せざるを得ない状況が想定されるが、職員のみでの対応が困難な場合は、シルバー人材 センターやボランティア等の地域の協力を仰ぐ
- ・その際、人員や費用負担等についてもあらかじめ調整を行う

必要に応じて、法令に基づく厳格な対応を行う

- ・周辺の生活環境が損なわれている事態の場合、動物愛護管理法第 25 条に基づき飼い主 に状況改善のために必要な措置をとるべきことを勧告、命令等を行う
- ・状況が改善しない場合、家屋等管理者と連携して建物明渡し請求や強制執行等も検討する
- ・また、生活環境の改善のために、ごみ屋敷条例やごみ撤去の支援金制度を有する地方自 治体ではこれらを活用する

多頭飼育問題に陥っている場合、家屋の内外にごみ等が積まれることにより、悪臭や害虫の発生、家屋崩壊や火災等の危険が生じるいわゆる「ごみ屋敷」となっている場合も多く見られます。

飼料の残さや動物の糞尿等の不適切な処理や放置により、悪臭や多数のねずみ、はえ、蚊、ゴキブリ、のみといった衛生動物が発生しているだけでなく、しばしば動物の死体が放置されていることがあります。動物の排泄物や死体等を放置することは、飼い主の健康や生活に悪影響を及ぼすだけでなく、周辺の生活環境を悪化させることにつながります。過密な飼育や適切な繁殖制限措置がなされていないことによる発情や性衝動に関するストレスから過剰に吠える、鳴く等の騒音トラブルに発展することもあります。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているにもかかわらず飼い主が状況の改善に応じない場合、都道府県知事等は動物愛護管理法やそれに基づく条例により、指導や助言、勧告、命令、報告の徴収や立入検査等を行うことができます。また、命令に反した場合、罰金に処せられることもあります。飼い主が状況の改善に応じない場合、家屋等管理者による建物明渡し請求や強制執行により飼い主を退去させるという対応をした事例もあります。

こうした状況の改善にまず必要なことは、その要因となっている動物の個体数を飼育可能 な数まで減らすことです。

また、地方自治体によっては公衆衛生の観点から、いわゆる「ごみ屋敷条例」を制定し、不良な生活環境の解消、発生の防止等のためにごみの排出支援を行っているところもあります。とりわけ、経済的に困窮している人に対してはごみの撤去に関して支援金制度を設けている地方自治体もあります。また、関係機関やシルバー人材センターやボランティア等の地

域の協力を得てごみ等の撤去を進めることも考えられます。なお、長年ごみ屋敷の状態が改善されない場合、ごみ屋敷条例に基づき、最終的に行政代執行としてごみの一部を地方自治体が撤去した事例もあります。

【コラム 5】ごみ屋敷条例により多頭飼育問題の解決を図る事例:京都市

京都市は、平成 26 年 11 月に「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例(いわゆる「ごみ屋敷」条例)」を施行しています。

ごみ屋敷条例では不良な生活環境を、「建築物等における物の堆積又は放置,多数の動物の飼育,これらへの給餌又は給水,雑草の繁茂等により,当該建築物等における生活環境又はその周囲の生活環境が衛生上,防災上又は防犯上支障が生じる程度に不良な状態」と定義づけています。

ごみ屋敷条例の特徴は、「ごみ屋敷」状態を生じさせている「人」に着目し、その人に寄り添った「支援」を行うこととしている点です。ごみ屋敷の当事者を、迷惑の発生源ではなく、支援を必要としている人であると捉え、行政や関係機関、地域住民が取り巻くように支援をすることを目指しています。

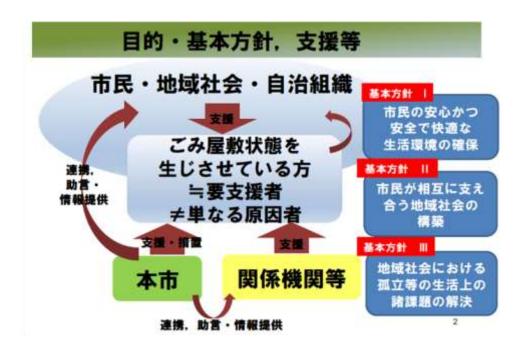


図 京都市における不良な生活環境を解消するための支援及び措置

(出典:京都市(2017)「京都市における不良な生活環境を解消するための支援及び措置について」)

区役所(11 か所)・支所(5 か所)の単位で、区長をトップとして設置する「対策事務局」が中心となり、区役所・支所の総務を担当する地域力推進室と、健康長寿推進課、障害保健福祉課、所轄の消防局が中心となって取り組んでいます。その他、まち美化事務所(ごみ収集)、生活福祉課(生活保護等)、子どもはぐくみ室、医療衛生センター、環境共生センター、土木事務所等が参画しており、それぞれが知恵を出し合いながら、対策を進めています。基本的には区単位での取組ですが、関係部局・機関が分野横断的に連携して対応しているところに特徴があります。また分野横断的な連携にあたって

は、情報共有のために個人情報の取り扱いに係る規定を設けています。

事案の存在は、市民からの通報や相談によって把握することが大半です。支援対象者は、本人に「ごみ屋敷」に住んでいるという認識がない場合や、改善意向があっても支援を求めることができない場合が多いため、本人から相談がなくても、ごみに限らず生活全般での困りごとがないかの声掛け等、可能な限りアウトリーチ型のアプローチをしています。

不良な生活環境と判定された対象者には、要支援者への支援の一環として関係機関や地域住民の協力を得ながら清掃作業支援も含めた様々な支援を行っています。

また、度重なる指導に従わない対象者に対して、平成27年に、行政代執行による強制撤去を全国で初めて実施しました。私有地に放置されているごみの強制撤去は、全国でも初めてのことで、注目を集めました。

(5) 再発防止

「再発防止」は、多頭飼育問題が解決した後、再び多頭飼育問題を引き起こさないように、 飼い主の自発的な行動変容を促して、新たな動物の拾得や購入及びそれに伴う繁殖による増加を防ぐとともに、近隣住民・地方自治体・関係機関等が飼い主の見守りを行う段階です。 再発防止は新たな多頭飼育問題の未然防止と表裏一体です。

多頭飼育問題を抱えている飼い主は困り果てて不安を募らせていることもありますが、一方で「動物の飼育状況が悪い、またそのことから周辺の生活環境を悪化させている」という自覚がなく、自分は動物に愛情を注いでいる、保護していると認識している場合もあります。そのため、多頭飼育問題の解決のために行政や動物愛護ボランティア等が献身的に取り組んだとしても、飼い主の側に問題意識が欠如したままで、ときには、動物を無理やり取り上げられたという被害者意識を持ち、地方自治体の職員に不満や反発する気持ちを抱いたり、再び動物を飼いたいという気持ちを抱いたりする飼い主もいます。

多頭飼育に係るアンケート調査結果等からも、多頭飼育問題は一度解決しても、新たな動物の拾得や譲受けをしたり、手元に残した少数の動物に不妊去勢手術を施さない、もしくは雌雄分別飼育に失敗したりした結果、再繁殖してしまった等、多頭飼育問題が再発することが多いことが報告されています。

飼い主の中には人間関係をうまく築けないことから、動物をかなり心理的なよりどころに している場合もあり、不妊去勢手術を施した上で、飼い主が管理できる数の動物を残すとい った対応や、飼い主が地域社会から孤立しないように地方自治体や近隣住民が配慮する、飼 い主と地域社会の接点となる場や人を維持するといった対処が再発防止に効果的な場合があ ります。

解決後も飼い主が動物を適正に飼育しているか、動物の個体数が増加傾向にないか等、地域や行政で見守ることも再発防止につながります。

近隣住民等による緩やかな見守り、民生委員や児童委員等担当による見守り、地域包括支援センターや社会福祉協議会等専門的な主体による見守り等、多層的なアフターフォローによって、再び多頭飼育の兆しが表れた場合に早期の発見・対応が可能になります。

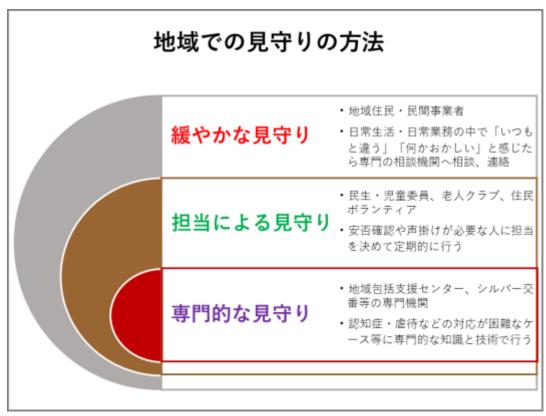


図 13 地域での見守りの方法

(出典:岸恵美子(2017)「セルフネグレクトの支援と予防の手引き」より引用)

飼い主が当該地方自治体の管轄地域外に転居した場合、再発防止の観点から、転居先の地方自治体に飼い主の情報を伝達することが望ましいですが、転居元の地方自治体の担当部局では飼い主の転居先住所を必ずしも関知し得ないことや、個人情報保護の観点から異なる地方自治体をまたいで個人情報を共有することが極めて困難なことから、現状では行政区分をまたいだ転居の後もアフターフォローを継続することは難しい状態です。

転居を重ねながら多頭飼育問題を繰り返す飼い主も存在することから、そうした情報をどのような形で共有し、多頭飼育問題を未然に防止していくのかは今後の課題と言えます。

(6) 対策に当たっての留意事項

① 個人情報の取扱い

多頭飼育問題の解決にあたっては、飼い主の生活を取り巻く情報を把握し、必要に応じて 関係主体と共有することが不可欠です。各関係主体等が持っている情報や問題意識を集約し、 共有することにより、迅速かつ効果的な対応が可能となります。

情報・問題意識の共有を円滑に行うためには、情報交換がスムーズに行えるよう関係主体間で日頃からお互いの信頼関係の構築に努めておくことが重要であるほか、個人情報保護への配慮が必要になります。

個人情報保護をめぐる法規制は、情報を保有する機関の種類によって、根拠法令が異なることに注意が必要です。地方自治体における個人情報保護条例はそれぞれの地方自治体の個人情報保護条例で規定され、その内容は地方公共団体により異なっています。

例えば、個人情報の利用及び提供の制限に関しては、原則として、個人情報の共有のため

には、個人情報の取得時に利用目的を明確化し、利用にあたって本人同意を得ておくことが必要となりますが、本人同意を得ることが難しい場合、他の法令の定めによることのほか、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるときに限り、同一の行政機関内や国の機関、他の地方公共団体等に提供を可能としているもの、情報公開運営審議会等に諮り認められた場合に限り提供を可能としているもの等、地方自治体ごとに様々です。

所属する地方公共団体の個人情報保護条例の規定を把握するほか、連携しようとする主体が民間の機関等である場合には、相手方が受ける規制についても認識しておくことが重要です。関係主体間における個人情報の取扱いについては、必要に応じて各地方公共団体における情報公開・個人情報保護の主管部局と緊密な連絡をとりつつ、共通認識を持っておくことが望ましいと言えます。

個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ



図 14 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal framework.pdf)

※地方自治体については、各地方自治体の「個人情報保護条例」、民間事業者については、個人情報取扱事業者 の義務等を規定した「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」(以下、「個人情報保護法」と いう。) に照らして検討する必要がある。

なお、厚生労働省による「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン (平成 16 年)」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン (平成 16 年)」、「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン (平成 25 年)」も適用の基本となる。

【コラム 6】他の法令等の定めによる個人情報の取扱い

①社会福祉制度の活用

飼い主に社会福祉的な支援が必要な状態かつ、多頭飼育問題が地域で大きな課題となっている場合、介護保険法で定める地域ケア会議や、社会福祉法や生活困窮者自立 支援法で定める支援会議の俎上に載せることも考えられます。

地域ケア会議は支援対象者への適切な支援を図るため、また、社会福祉法に定める支援会議(令和3年4月施行⁸)は重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域生活課題を抱える地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制の検討のために、支援関係機関等に対して情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされています。会議の事務従事者には守秘義務も課されています。あらかじめ、動物愛護管理部局等が会議に参画することで、必要な情報共有が可能となる場合があります。

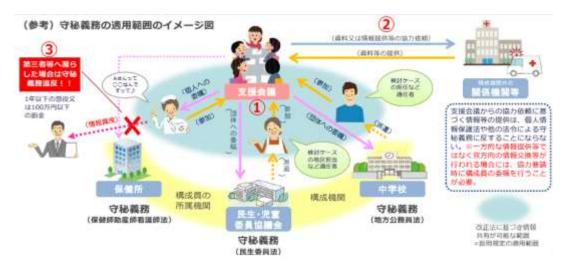


図 支援会議における守秘義務の適用範囲のイメージ図

(出典:厚生労働省「生活困窮者自立支援制度等の推進について ②改正生活困窮者自立支援法等の施行に向けて)

□介護保険法(平成9年法律第123号)

(会議)

- 第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の 効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識 を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下この条におい て「関係者等」という。)により構成される会議(以下この条において「会議」と いう。)を置くように努めなければならない。
- 2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援対象被保険者」という。)へ

⁸ 社会福祉法に定める支援会議は重層的支援体制整備事業を実施する市町村において開催することができるもの されるもの

- の適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- <u>5</u> 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

□社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

(支援会議)

- 第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を 受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関 係者(第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。)により構成される 会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。
- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の 交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに 必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、 支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

□**生活困窮者自立支援法**(平成二十五年法律第百五号)

(支援会議)

- 第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。
- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を 行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要

な支援体制に関する検討を行うものとする。

- 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると 認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見 の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう に努めるものとする。
- <u>5</u> 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援 会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

②その他条例による個人情報の取扱い規定

個人情報の利用及び提供の制限を条例に位置づけることで、円滑な情報共有を可能にしている地方自治体の例も見られます。

コラム5で紹介した京都市のごみ屋敷問題解決のための取組では、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」において、不良な生活環境に多頭飼育問題を含め、その対応のために個人情報の共有と守秘義務に係る条項を盛り込んでいます。

□京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例(抜粋)

(平成 26 年 11 月 11 日京都市条例第 20 号)(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)

(調査結果当の提供等)

- 第 17 条 市長は、第 15 条第1項の規定による調査若しくは報告、同条第2項の規定による調査、同条第4項の規定による報告*1又は前条第1項の規定による立ち入り調査若しくは質問の結果*2を自治組織及び関係する行政機関その他の関係者に提供し、不良な生活環境を解消するために必要な協力を要請することができる。
- 2 前項の結果の提供を受けたものは、正当な理由がないのに、<u>当該結果に係るものに関して</u> 知り得た事項であってその者を特定させるものを漏らしてはならない。
- ※1:第 15 条は、実施する不良な生活環境の内容及びその状態を生じさせた者の生活実態に関する調査(第 1項)、不良な生活環境を生じさせた者を確知することができない場合の建築物等の所有者または連絡先確知のための調査(第2項)、不良な生活環境にある建築物等の所有者に対する当該建築物等の使用及び管理状況についての報告の要請(第4項)を、市長が実施することを可能としている。
- ※2:第 16 条第 1 項は、市長が指定する職員が、不良な生活環境にある建築物等への立入調査及び関係者への質問を行うことを可能としている。

② 立入検査の体制

動物愛護管理法第25条第5項の規定に基づき、都道府県知事及び政令指定都市の長は、周辺の生活環境の保全や動物の虐待のおそれがある事態を是正するための勧告、命令に際して、必要な限度において飼い主等に報告を求めたり、立入検査を実施したりすることが可能です。

立入検査は、多頭飼育問題の全容を捉えるために有用ですが、その円滑な実施にあたっては、その根拠とする制度をあらかじめ明確にした上で、事前に飼い主等の了承を得ることが望ましいと言えます。

実際に飼い主の家屋等に立ち入る際には、身分を示す証明証を必ず携帯し、関係者にはこれを提示し、自らの身分を明らかにしなければなりません。トラブル防止の観点から2名以上の職員で対応します。

また、立入検査の対象となる飼い主が、容易に立入検査の実施を承諾するとは限りません。 居留守や拒絶のほか、暴言、暴力や威嚇等、円滑なコミュニケーションに支障をきたす飼い 主であることも考えられます。立入検査の実施にあたってトラブルが発生することが予見さ れる場合は、必要に応じて都道府県警察と連携し、警戒活動等の協力を事前に求めておくと よいでしょう。

立入検査では、動物の飼育状況や周辺の生活環境への影響のみでなく、家屋の状況、飼い主の状況、家族や親族の状況等について多様な視点から確認し、具体的な指導や支援につながる課題を把握できるよう、動物愛護管理部局と社会福祉部局等、様々な関係主体が連携して対応することが望ましいと考えられます。ただし、飼い主の自宅に関係者が大挙して訪問するということは、相手の心理的負担も大きいと考えられるため、事前に了解をとるか、日を分けて対応する等の配慮も必要です。

③ 動物由来感染症の予防

多頭飼育問題の現場では、衛生環境の悪化に伴い、動物間に寄生虫感染症も含む感染症が 蔓延している場合があります。感染症の中には、動物間のみで感染するものだけではなく、 動物種の違いを超えて、動物から人間に感染する動物由来感染症も存在するため、現地調査 や立入検査等を実施する場合には、感染予防に十分配慮する必要があります。また、感染予 防の装備をして立入りを行う旨をあらかじめ飼い主に伝えておくことも必要です。

現場に立ち入る際には、必要に応じてマスクや手袋、ゴーグル等、感染から身を守るための装備について関わる人全員分を準備するとともに、感染症の有無が確認できるまでは、動物との接触は可能な限り控えることが非常に重要です。

立入検査後は立入りを行った職員自身だけでなく、職場の同僚や家族への感染予防にも配慮し、現場の状況に応じて、手洗いや消毒、着衣の交換等の衛生対策を適切に行うことが必要です。

また、適切な感染予防対策を行うためには、動物由来感染症に関する知識を身に着けるとともに、連携先の活動主体とも情報を共有し、感染予防に対する共通認識を持っておくことが重要です。

対応にあたって、動物由来感染症が確認された場合は、必要に応じて迅速に関係部局等に 情報共有し、感染防止対策等について検討することが必要となります。

【コラム 7】動物の感染症

高い密度で動物が飼育されている状況下では、ストレスにより動物の免疫力が低下し、直接あるいは分泌物や排泄物を介して、または環境やダニ・ノミなどの節足動物などを介して、様々な感染症が広がりやすい状態となっています。そのような感染症の中には、人と動物の共通感染症(以下、「動物由来感染症」という。)も含まれており、動物そのものや動物由来の病原体に接する飼い主や行政職員、動物愛護ボランティアなどへの感染も懸念されます。

これらの感染症について、特に犬、猫の多頭飼育において問題となる動物由来感染症については具体例も示しながら紹介します。

1. 多頭飼育状態で蔓延する可能性のある犬・猫の感染症

ウイルス性疾患の多くはワクチン接種によって予防できますが、多頭飼育の動物では接種されていることは非常に稀です。また、症状が明らかでない場合でも病原体を保有しているケースも多く、保護後の飼育や譲渡に際しては他の動物への感染拡大に注意が必要です。細菌性疾患や原虫性疾患には動物由来感染症も多く存在します。原虫性疾患は土や水を介して人に経口的に感染する可能性があります。内部寄生虫(消化管内寄生虫)は、土を介した経口感染や、子虫による経皮感染のおそれがあります。皮膚疾患も多発しており、真菌による皮膚糸状菌症やノミの寄生、シラミやハジラミの寄生などが多く認められます。皮膚糸状菌症やノミや皮膚疥癬症は、人にも皮膚疾患を引き起こします。

表 多頭飼育状態で蔓延する可能性のある犬・猫の感染症

病原体	犬	猫
ウイルス	犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパー、犬伝染性肝炎、犬 伝染性喉頭気管炎、犬コロナウイルス感染症	猫伝染性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症、猫伝染性腹膜炎、猫白血病ウイルス感染症、猫エイズウイルス感染症
細菌	レプトスピラ症、コリネバクテ リウム・ウルセランス感染症、 パスツレラ症、犬ブルセラ症	コリネバクテリウム・ウルセ ランス感染症、パスツレラ症、 猫クラミジア症
真菌	皮膚糸状菌症	皮膚糸状菌症
原虫	クリプトスポリジウム症、ジア ルジア症	クリプトスポリジウム症、ジ アルジア症、トキソプラズマ 症
内部寄生虫	大回虫、犬鉤虫、犬鞭虫、糞線 虫、瓜実条虫	猫回虫、瓜実条虫
外部寄生虫	ノミ、シラミ、ハジラミ、皮膚 ^{がいせん} 疥癬、耳疥癬	ノミ、シラミ、皮膚疥癬、耳 が対性が 疥癬

2. 多頭飼育状態で特に注意するべき動物由来感染症

動物由来感染症は、動物の症状はない場合が多く(不顕性感染)、人においても多くは日和見的(健康な場合には感染しない)です。しかし、不顕性であるがゆえに動物間での感染が拡大することも多く、免疫機能の低い高齢者や基礎疾患を持つ人では重症化する傾向にあります。近年、特に問題となっている2つの疾患を紹介します。

1) 犬ブルセラ症

人のブルセラ症は、従来は牛や羊など家畜由来が主でしたが、現在の国内感染例では犬由来となっています。犬ブルセラ菌は、人には感染しにくく、発症しても多くはかぜのような症状のみですが、稀に発熱や倦怠感が長期化する例が報告されています。犬に対しては、非常に感染しやすく多頭飼育状態では蔓

延する可能性があります。死流産した胎児、排泄物等との接触や飛沫等の吸入により感染します。繁殖障害が主症状で、その他の臨床症状はほとんどありません。しかし、細胞内寄生菌であるため、体内からの排除は困難とされています。そのため、多頭飼育下での感染制御は非常に困難で、感染犬には安楽死も選択されます。国内の疫学調査では、一般家庭飼育犬の3%程度が抗体を保有しており、多数の犬を管理する保護施設では8%程度に増加していると報告されています。このことは、国内の犬は一定数感染しており、飼育密度が上がることで感染が広がる可能性を示唆しています。

2) コリネバクテリウム・ウルセランス感染症

人のジフテリア菌と近縁の細菌で、以前から様々な動物に化膿性疾患を引き起こすことが知られていました。近年、ジフテリア症と類似した症状の患者からこの菌が検出され、ジフテリア菌と類似した毒素を産生していることが確認されました。また、患者が世話をしていた慢性鼻炎を持つ猫から同じ遺伝子を持った菌が検出され、猫から感染したと判断されました。本菌は、感染犬猫との接触や飛沫により感染するとされています。日本では、人のジフテリア菌によるジフテリア症は1999年以降の発生報告は無いのですが、現在はウルセランス菌など近縁の菌によって発生しており、死亡例も報告されています。感染者の多くが糖尿病など基礎疾患を持っており、出入り自由の状態で猫を複数頭飼育したり、野良猫の面倒をみていたりしていることが報告されています。

表 多頭飼育状態で蔓延する可能性のある主な動物由来感染症の例

	式 多级码目 (A C C C C C C C C C C C C C C C C C C			
	犬ブルセラ症	コリネバクテリウム ウルセランス感染症		
感染源となる動物	犬	犬、猫		
病原体	Brucella canis	毒素産生性 Corynebacterium ulcerans		
動物での症 状	繁殖障害、精巣炎、精巣上体炎	鼻炎、皮膚炎など様々な化膿 性疾患		
人の症状	軽度感冒様症状。重症例は稀	ジフテリア様症状		
感染経路	流産死産胎子、悪露、感染犬の 尿、乳汁	。。 膿汁、鼻汁等との接触		
発生状況その他	大:繁殖施設等で集団感染 細胞内寄生菌のため体内 からの除菌は困難 人:動物取扱業者等で散発的	犬猫:咽頭、鼻汁等から検出 人:死亡例も報告		

3. 多頭飼育状態下で動物由来感染症が蔓延した実例

大阪府内で廃業した動物取扱業者が飼育していた犬 257 頭中、118 頭が犬ブルセラ菌に感染しており、大阪府や大阪府・大阪市獣医師会などが「大阪府ブルセラ感染犬等救援本部」を設置して対応し、感染制御と陰性犬の確定、および陰性

犬の譲渡を実施しました。対応にあたっては、犬の数の多さ、飼育環境の劣悪さ、 動物由来感染症の蔓延、所有権問題等、様々な問題を解決する必要がありました。

まず、1回目の検査結果に基づき、陰性犬と陽性犬を分離しましたが、2回目 以降の検査でも陰性犬から陽性と判断される事例が続きました。これは他の報告 例でも同様で、陰性と陽性の判断には複数回の検査を要します。陽性犬には抗菌 薬の投与を行いましたが、細胞内寄生細菌であるため、体内からの排除は困難な ことから、譲渡するのは困難と判断し、安楽死処置としました。

しかし、事件が広く報道されたこともあり、安楽死処置には動物愛護団体からの反対の声も大きく、犬達の所有権が曖昧だったこともあり、訴訟に発展するなど大混乱となりました。その後、所有権問題の解決もあり、事態は進展し、陽性犬の全頭安楽死処置を実施しました。陰性犬は、獣医師会会員有志の診療施設で預かり、健康管理や予防接種および不妊去勢手術を実施し、譲渡会を開催して、健康状態に問題のなかった陰性犬は全頭譲渡しました。譲渡後にも獣医師会会員獣医師の協力のもと、最終検査を行いましたが、陽性判定となった犬はいませんでした。関係者には2回検査を行いましたが、感染者は出ませんでした。

当初、恐怖の感染症との誤った報道がなされたことで注目され、安楽死を巡っては動物愛護団体からの激しい抗議活動があり、頭数の多さや飼育環境の劣悪さ、所有権の問題など対応には非常に苦慮しました。

また、犬達は長年のケージ飼育で排泄のコントロールができず、また、完全に 陰性とは断言できない状況でもあり、譲渡には不安はありました。しかし、多く の一般市民から希望があり、説明会を行って犬達の状況を理解していただいた上 で、全頭譲渡が可能となりました。

このように多頭飼育下では動物由来感染症も蔓延しやすく、そうなった場合、 譲渡が困難となる可能性も生じます。譲渡時にどこまで潜在的な疾病についての 検査を行うかなど課題も多いと思います。

(執筆:帝京科学大学生命環境学部准教授 佐伯潤)

④ 飼い主とのコミュニケーションポイント

飼い主とのコミュニケーションにおいて最も重要なポイントは、飼い主の人格や性格、置かれている状況を尊重し、信頼関係を構築することにあります。

飼い主のなかには、担当者の顔を把握していない、話を理解できない様子がみられる、動物の個体識別ができていない等の認知能力の低下による自立困難な人や、近所の住民、地方自治体職員に対する暴言、威嚇行動といった攻撃的な態度をとる人、動物に強く固執したり、必要な医療や社会福祉的な支援を拒否したりする人もおり、コミュニケーションが困難である場合があります。また、その背景には様々に入り組んだ家庭内の問題、経済的な困窮や社会福祉的課題を抱えていることが多いことから、コミュニケーションを通して信頼関係を構築するには社会福祉的視点が必要とされる場合が多々あります。

まずは寄り添う支援として、問題の背景の本質を探る必要があります。経済的困窮が課題であれば、就労支援や生活保護等の生活支援、疾病や障害といった要因であれば適切な医療機関等での治療の推奨や各種相談支援、介護支援の活用等が必要になります。また、動物への過度の愛情や執着のために多頭飼育問題が生じているのであれば、動物にとってより良い環境を提供するにはどうしたらよいのか、人と動物が快適にくらしていくための社会的ルールにはどのようなものがあるのかといったことの説明や、必要に応じた医療的ケアの提供が

求められます。孤立感が動物をよりどころとすることに繋がっているのであれば、地域社会 との関係構築に向けた支援等も必要です。

飼い主とコミュニケーションをとるに際に、飼い主と既に信頼関係を築いている親族や近隣住民、社会福祉関係者等のキーパーソンとなる人を探し、飼い主とのコミュニケーションの架け橋となってもらうことで、より円滑にコミュニケーションが図れる場合もあります。その場合、飼い主とキーパーソンの間で既に築かれている信頼関係を損なうことで、今後の支援等に差し支えることがないよう十分配慮しましょう。

また、飼い主と交わした約束を守ることも信頼を得る方法の一つです。例えば、飼育している動物の不妊去勢手術を実施する場合、本来であれば全ての動物の不妊去勢手術を一度に実施することが望ましいところ、まずは少数から預かって手術後は必ず飼い主に返却すると約束し、それを守ることで、本当に動物が返還されるのか、動物の健康が害されるのではないか不安に思っている飼い主から信頼を得たといった事例もあります。こうした積み重ねで信頼関係が構築され、動物の引取りや譲渡につながることもあります。

また、定期訪問や継続訪問するなかで、動物の状態だけではなく、飼い主の生活について も気にかけているというメッセージを伝えることも大切です。本人から困りごとを引き出し、 自ら決定できるよう支援等に係る選択肢を示したり、支援の提案を受け入れてもらったりす るなかで、信頼関係も構築されていきます。

多頭飼育問題の改善に向けては、飼い主が取り組むことを具体的に提示することが重要です。まずは動物のトイレ回りを清掃する、次はトイレに隣接する小さなエリアを片付ける等、小刻みに目標を設定し、目標を達成するごとに評価することで、自己肯定感が育まれ、対応がより円滑に進むことがあります。

なお、多機関が連携して多頭飼育問題に対応することは重要ですが、対応者が増えることで飼い主が混乱してしまう恐れがあります。飼い主への窓口となる対応者をある程度限定することは、飼い主の混乱を防ぐこととなるだけでなく、飼い主との信頼関係を構築しやすくなると考えられます。地方自治体職員には定期的な人事異動があることから、担当者が総入れ替えになることで、経緯が把握出来ない、飼い主とゼロから関係構築をしなければならないという事態にならないよう、チームで対応することが重要です。

信頼関係の構築には時間を要することを認識し、飼い主のペースにも配慮しながら、焦らずに継続的にコミュニケーションを続けることで、信頼関係を構築し、適切な支援等につなげて多頭飼育問題の解決を図りましょう。

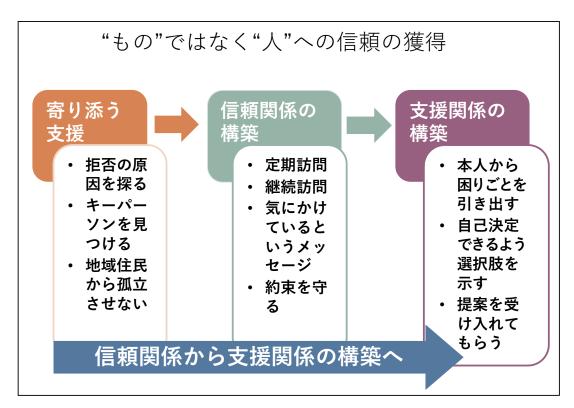


図 15 ものではなく人への信頼の獲得

(出典:岸恵美子「セルフ・ネグレクト高齢者への効果的な介入・支援とその評価に関する実践的研究」)

(5) 動物の引取り・譲渡に係る所有権放棄

多頭飼育問題を解決するためには、動物の増加を抑制するとともに、既に増えてしまった動物の個体数を減らす必要があります。

動物の引取りや譲渡を行う場合は、飼い主が動物の所有権を放棄することが必須条件になりますが、所有権放棄を拒絶することも少なくありません。多頭飼育に係るアンケートでも、動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題として、約8割の地方自治体が、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げています。所有権放棄に対する飼い主からの同意が得られない場合は、飼い主を説得する必要が生じます。

飼い主の説得にあたっては、飼い主がなぜ所有権放棄を拒絶しているのか、その理由を把握し、理由に応じた対応が必要となります。

動物に強く執着している場合は、飼い主の飼育可能な個体数を超えていること、それによって飼い主が大切にしている動物の飼育環境や健康に悪影響が出ていることを説明します。その上で、動物の飼育状況の改善のためには、個体数を減らすことが必要であり、そのことが動物のためになるということを伝えます。また、全ての動物を引取るのではなく、飼い主が特に愛情を持っている動物は不妊去勢手術を実施の上、飼育可能な個体数だけ手元に残すという対応も考えられます。

地方自治体による引取りは、即ち殺処分されるのだとの誤解から所有権の放棄を拒絶している場合は、一般家庭等への譲渡活動等の取組について説明し、理解を得ることも必要となります。

飼い主の同意が得られたら、書面等で意思表示の記録を作成しておくことが重要です。書面があっても、「無理に所有権放棄を同意させられたから、反故にすべきである」と主張する飼い主や、記憶力や認知能力の低下により所有権放棄をした記憶が曖昧な飼い主に対応した

事例では、警察立会いのもと、飼い主が所有権放棄に係る書面に署名するところを動画撮影 して記録する等の工夫をした例もあります。

⑥ 動物取扱業者への対応について

本ガイドラインは主に、ペットとして動物を飼う一般の飼い主を対象として作成していますが、ブリーダーや動物シェルターの運営団体といった多数の動物を取り扱う動物取扱業者も、飼い主の入院や死亡、経済的破綻、救護動物の過剰な受入れ等により、適切な飼育管理ができずに多頭飼育問題を引き起こす場合があります。動物取扱業者については、動物の健康及び安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、動物愛護管理法に基づき、周辺の生活環境の保全等に係る措置を定めた第25条や虐待等の罰則を定めた第44条の規定のほか、第21条等に基づく動物取扱業に係る基準の遵守が義務付けられます。動物取扱業に起因する多頭飼育問題(とりわけ動物の状況の悪化や、騒音等の周辺の生活環境への悪化)については、これらの制度に基づく行政処分等が適用されることになります。

具体的には、ペットショップやブリーダー等、営利のために動物(実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類)を取り扱う者は、第一種動物取扱業として地方自治体に登録をする必要があります。また、動物愛護ボランティアの動物シェルター等、人の住居と区分できる飼養施設を持ち、非営利で一定の数(例えば、犬、猫、うさぎ等は合計 10 頭)以上の動物を取り扱う者は第二種動物取扱業として地方自治体に届け出ることとなっています。これら動物取扱業者は、飼養施設等の規模や構造、飼養施設の環境管理、動物の繁殖等に関して定められた基準を守らなければなりません。また、犬猫に関しては、令和3年6月以降、より具体的な基準が適用されることとなります。例えば、犬猫の飼養・保管に従事する職員1人が飼うことのできる数は、犬については20頭まで、猫については30頭までとされています。

動物取扱業の監督は都道府県と政令指定都市が担い、必要に応じ立入検査が行われます。 不適切な事業者には勧告、命令等を行い、命令に違反した場合は罰則が適用されます。また、 命令に違反した場合、第一種動物取扱業者は登録が取り消されることがあり、取消後も2年 間は立入検査等の対象となります。

第3章 事例紹介

第3章では、多頭飼育問題の対応について、予防・発見に関する取組事例と、事態が収束 した発見後対応の事例を紹介します。地方自治体の動物愛護管理部局等へのヒアリングに基 づいて、動物愛護管理部局、社会福祉部局をはじめとする多様な主体が連携して対応した事 例を取り上げました。

1. 予防・発見に関する取組事例

(1) 滋賀県・甲賀市

① 「こうが人福祉・動物福祉協働会議」について

「こうが人福祉・動物福祉協働会議」は、平成30年4月から活動を始めた官民連携の緩やかな会議体です。滋賀県の動物愛護推進員の一人が関係機関に呼びかけたことをきっかけに、行政と民間双方の動物愛護管理関係者と社会福祉関係者が集まり、多頭飼育問題をはじめとする人と動物の問題について定期的に情報共有を行っています。甲賀市の生活環境課、医療福祉政策課及び障がい福祉課、甲賀市甲南地域包括支援センター、滋賀県の動物保護管理センター及び動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等が参画しています。また、多頭飼育問題を地域の問題のひとつとしてとらえ、人と動物の両方にアプローチすることが重要という共通認識と、「それぞれの得意分野を持ち寄る」、「他者を責めない」という方針のもと、普及啓発等の活動を実施しています。

② 事案を早期に予防・発見するための工夫

a. チラシ「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ~」

こうが人福祉・動物福祉協働会議では、広く普及啓発を行うことによってリスクを減らす「ポピュレーションアプローチ」の一環として、猫を飼うときの注意点をわかりやすく紹介するチラシ「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜」を作成しました。猫の多頭飼育問題事例が多いことから、猫の繁殖能力の高さや不妊去勢手術の重要性、猫を飼育するために必要な費用について、猫の生態を知らない社会福祉関係者や一般市民、飼い主に伝えることを目的としています。

本チラシには、効果的に情報を伝えるための様々な工夫がされています。一目でわかるチラシ形式としたほか、情報の受け手となるターゲットを設定して1枚のチラシのテーマは1つに絞り込み、相手のニーズに応じて渡せるようになっています。また、写真やイラストの使用、SNSのような会話形式のレイアウト、地域の話し言葉の使用、漢字とひらがなのバランスへの配慮等により、受け手に伝わりやすいデザインとなっています。

チラシは、「どんどん増えるで編」「産ませて大丈夫?編」「不妊去勢手術のススメ(問題行動への対処)編」「お金かかるで編」の4種類が作成されています。



どんどん増えるで編



お金かかるで編

(出典:滋賀県啓発リーフレット一覧

https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/inunekosougou/soudan/103704.html)

図 16 チラシ「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ~」

?她域猫活動? 活動する地域の自治会等の了承を得た上で、住民またはボランティアなどが、飼い これって多頭飼育崩壊!?早わかりフローチャート 主のいない猫に不妊去勢手術を行い、その猫を適正に管理する活動のことです。 地域猫活動の取り組みには、県で補助金制度があります。 ?多頭飼育崩壊? 無計画に動物を飼育した結果、飼い主の予想を超えて繁殖し、飼育、管理ができ ・このフローチャートを使うことで、多頭飼育崩壊危険度がわかります。 なくなる状態になることです。世話をしきれない動物により家の中は不衛生になり、 ・崩壊となる手前で、進行を止めるための啓発や関係機関に相談することが大切です。 動物も人も劣悪な生活環境で生活することとなるほか、飼育費用の増大により、経 洛的に破綻し、状況を解決できない状態となってしまいます。 オス・メス混在 よくわからない 2匹以上 飼っているネコ はい このネコはあなた 去勢・避妊手術 半年の間でネコの D~ ネコの数は はオスですか? のネコですか をしていますか 数が増えましたか メスですか? 1 オス又はメス同士 はい <u>いいえ</u> C~ B_^ Α~ Α~ <u>いいえ</u> している してそう 餌やりをして チラシ全部を渡 ネコの数は してください いますか していない 3匹以上 ネコの管理ができなくなると爆発的に増える可能性があるので、去勢・不妊手術 を勧めてください。他で産んでいたり、飼い主が頭数管理できていない場合があ E۸ るので、定期的な見守りをしてください。 (チラシ全部) 野良ネコ : 崩壊危険度: 大 放っておくと多頭飼育崩壊につながります。 去勢・避妊手術を勧めるとともに、現状確認、飼い方指導が必要になりますの A:崩壊危険度:低 で、下記連絡先へご相談ください。 (チラシ全部) 去勢・不妊手術をしていない場合は外へ出たときに妊娠する(させる)可能性 があるので、手術を勧めてください。 (チラシ①、③) E:地域猫対策事業の対象となる場合があります。 詳しくは下記連絡先へお問い合わせください。 B:崩壊危険度:低 見守りを続けてください。 連絡先:甲賀市役所 生活環境課 69-2144・福祉医療政策課 69-2155 滋賀県動物保護管理センター 75-1911 編集・デザイン:こうが人福祉・動物福祉協働会議

(出典:こうが人福祉・動物福祉協働会議 資料)

図 17 これって多頭飼育崩壊!?早わかりフローチャート

b. 「これって多頭飼育崩壊!?早わかりフローチャート」

こうが人福祉・動物福祉協働会議では、チラシの作成と併せて、地域の社会福祉関係者が 支援対象者宅での多頭飼育の状況を容易に把握し、どのように対応すれば良いかがわかる多 頭飼育問題のフローチャートを作成しています。「このネコはあなたのネコですか」という質 問からスタートして、猫の数、雌雄の別等について順番に回答していくと、支援対象者が多 頭飼育問題に陥っている可能性がどの程度あるかが簡易に判定できるようになっています。 リスクの大小に応じて、チラシ「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜」を渡してアドバイ スしたり、動物愛護管理の窓口に相談したりすることを想定しています。

c. 介護支援専門員・民生委員を対象とした研修

飼い主に接する機会が多く、多頭飼育問題を初めに探知・発見する可能性が高い社会福祉 関係者を対象として、多頭飼育問題について知ってもらうための取組も進められています。 地域包括支援センターが実施する介護支援専門員(ケアマネジャー)や民生委員等を対象と した研修会では、多頭飼育問題をテーマにしたワークショップが行われました。多頭飼育問題という言葉を知らない参加者も多く、支援対象者等が飼っている動物の問題で困ったとき に、解決のアプローチや相談先がわからないという現場の声も寄せられました。それを踏ま えて作られたのが図 17 のフローチャートです。介護支援専門員や民生委員等は、多頭飼育問題に陥るリスクの高い人の情報を多く持っていると考えられるため、研修によってこれらの 方たちの多頭飼育問題に対する感度を高めることで、問題の兆しを見逃さず、速やかな相談 によって適切な対策に繋げ、深刻化を防ぐことが期待されます。なお、社会福祉関係者の協 力を得るに当たっては、負担感の軽減に配慮しつつ、多頭飼育問題の予防・早期解決がスム ーズな社会福祉支援にも繋がるという認識を共有することも重要です。

d. 介護支援専門員を対象としたアンケート

令和2年度には、こうが人福祉・動物福祉協働会議の参画機関が共同で、甲賀市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に、多頭飼育問題の実態を把握するためのアンケートを実施しました。このアンケートでは、介護支援専門員(ケアマネジャー)が情報を持っている動物の問題を把握し、多頭飼育問題のおそれがある事案を探知することを目的としていますが、設問の内容を工夫することによって、多頭飼育問題に対する意識の向上もねらっています。例えば、「動物臭がする家がありましたか」という設問は、動物臭が多頭飼育問題のサインであることを知ってもらうきっかけになります。また、動物で困った事案があったときの相談窓口の周知も兼ねています。

このように、こうが人福祉・動物福祉協働会議では、官民が連携して、多様な人と動物が ともに生きる、誰もが住みやすい地域づくりをめざして活動を行っています。「我が事・丸ご と」、「自分のまちの課題は自分で解決する」というスローガンのもと、地域共生社会の取組 のひとつとして多頭飼育対策を位置づける試みが進められています。

(2) 長野県

① 研修会・勉強会の実施

長野県では、多頭飼育問題の解決のためには部局を超えた連携が必要との認識の下、研修会・勉強会等が実施されています。平成30年に、動物愛護管理部局や社会福祉部局、福祉事務所等が参加する研修会「地域福祉支援計画における多職種連携のための勉強会~多頭飼育崩壊事例と社会的孤立化について考える~」が開催されたことをきっかけに、社会福祉部局と動物愛護部局の連携が始まりました。

長野県は、例年9月の動物愛護週間に開催している動物愛護フェスティバルの一環として、令和元年にシンポジウム「人と動物が幸せに暮らすために~社会福祉の視点から多頭飼育を考える~」を開催し、住民が多頭飼育問題について知る機会を提供しました。地域の動物愛護ボランティアによる協力の事例紹介や、高齢者と動物の共存のあり方、動物が人にもたらす心理的な影響に関する介護支援専門員(ケアマネジャー)と医師による話題提供の後、長野県動物愛護センターがモデレーターを務め、パネルディスカッションが行われました。

また、介護支援専門員、ケースワーカー等の社会福祉関係者に多頭飼育問題について知ってもらう取組も行われています。多忙な社会福祉関係者の負担にならないよう、社会福祉の研修会等既存の会合の場を活用し、動物愛護管理部局による短時間の情報提供を行っています。内容は、多頭飼育問題とは何か、探知した時の対応、関係機関、環境省・長野県の取組、地域猫とは、猫の生態等といったものです。

また、動物愛護管理行政においては、関係部局、市町村職員等を対象とした研修会において多職種連携をテーマとした内容に取り組んだほか、今後さらに実例をもとにしたケーススタディ、ワークショップにも取り組んでいくこととしています。

② 長野県地域福祉支援計画における多頭飼育問題に対する対応方針の明確化

また、長野県は、社会福祉法の規定に基づいて市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「長野県地域福祉支援計画(2019年度~2022年度)」において、地域共生社会創造に向けての重点取組テーマのひとつとして「関係団体等との連携、協働」を掲げています。その中で、「社会的孤立による動物の多頭飼育崩壊等、複合的な課題を抱える飼育者に対し、多職種の協働や地域の連携、地域会議の活用、動物愛護ボランティアの育成・支援等、様々なアプローチから解決に向けて取組みます。」と、多頭飼育問題への取組方針を示しています。長野県は本計画の中で、地域に暮らす誰にも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとしています。

(3) 川崎市

① 多頭飼育問題に関する実態把握調査の実施

平成 27 年に川崎市の動物愛護管理部局が市内の多頭飼育問題の状況を把握するための調査をしたところ、多頭飼育に陥る飼い主には生活保護受給者や要介護者、障害者等、社会福祉的支援を必要とする人が半数近くいることが明らかになりました。この結果を受けて、川崎市は、社会福祉的支援を必要とする人々に近しい社会福祉関係者を対象とした普及啓発を行うことで、多頭飼育問題の早期発見・相談につなげ、予防に努めることとしました。

② 社会福祉部局との連携

川崎市の動物愛護管理部局は、社会福祉部局と連携して様々な普及啓発を行うことにしました。高齢者福祉部局の協力を得て、動物愛護管理部局及び社会福祉部局の職員向けに研修会を開催し、高齢者のペット飼育の現状や早期の情報提供の重要性について周知したり、地域包括支援センター所長会議でペットに関する講義を行い、地域包括支援センター職員への周知を図ったりしました。普及啓発は、繰り返しの情報発信が重要ですが、多忙な福祉関係者に負担とならないよう、社会福祉関係者を対象とする他の保健衛生分野の講習、地域包括ケアプロジェクト会議といった各種会議等の機を捉えて、多頭飼育問題や適正飼養に触れるといった工夫がされています。

さらに、川崎市動物愛護管理部局は、普及啓発活動の効果検証と、その後の普及啓発手法検討の参考とするため、地域包括支援センター、老人福祉センターの介護支援専門員(ケアマネジャー)、ホームヘルパーなどを対象として令和元年度にアンケート調査を実施しました。その結果、これらの飼い主に近い社会福祉関係者が動物の飼育状況に関する情報を持っており、動物に関する業務上の悩みを抱える人もいるものの、大半がどこに相談すればよいかわからない状態であることがわかりました。川崎市は今後、このような飼い主に近い社会福祉関係者に対していっそう相談窓口の認知度向上を図ることが重要と考えています。

なお、取組に当たって特筆すべき事項として、部局間連携を行いやすい組織体制が挙げられます。川崎市では、動物愛護管理行政を担当する生活衛生課は、高齢者福祉や生活保護等の社会福祉行政を所管する部局とともに健康福祉局に位置づけられており、区単位では、地域包括ケアシステムを担う地域みまもり支援センターの中に衛生課が含まれている等、同じ部局内に動物愛護管理部局と社会福祉部局があることから、情報共有等の連携がしやすくなっています。すべての地域住民を対象とする川崎市の地域包括ケアシステムは、保健医療福祉施策に留まらず、制度や分野を超えて多様な主体がつながることで誰もが暮らしやすい地域共生社会を実現することを目指しており、多分野を取り込んだ組織体制がとられています。

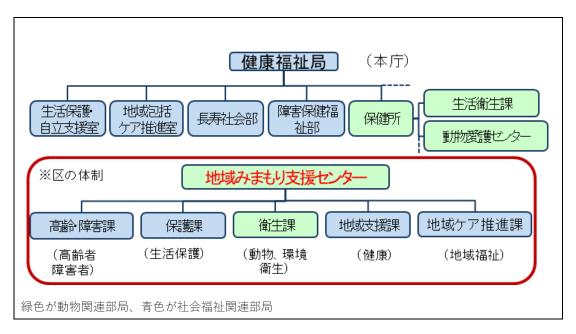


図 18 川崎市の動物愛護管理部局と社会福祉関連部局の組織図

③ 「ペットとくらす『さ・し・す・せ・そ』」の冊子・チラシの作成

川崎市は、多頭飼育問題は地域の問題であり、多頭飼育問題を予防し、早期に探知するためには、動物をきちんと飼うということがどういうことか、困ったときにはどこに相談すればよいかを広く市民に知ってもらうことが重要と考え、普及啓発のツールとして「ペットと暮らす『さ・し・す・せ・そ』」という冊子とパンフレットを作成しました。これは、ペットを飼育するに当たって基本的な知識を、わかりやすく伝えるものです(「さ:さいごまで飼う」、「し:しつけは最初が肝心」、「す:すぐに相談」、「せ:責任をもてる頭数で」、「そ:そなえはしっかり」)。高齢者のペット飼育や多頭飼育問題への注意喚起も含まれています。

川崎市では、これらを町内会・自治会の回覧板で回覧し、毎年11月に実施している適正飼養キャンペーンでも町内会・自治会に配布しています。また、高齢者をターゲットとした普及啓発として、高齢者向けの住宅雑誌の中に、「ペットとくらす『さ・し・す・せ・そ』」のページを設け、冊子を挟み込むといった広報も行いました。先述の社会福祉関係者を対象とした普及啓発活動でも活用されています。

また、川崎市動物愛護センターでは、市内小中学校や保育園等を対象に、動物を飼うことの責任や命の大切さを学ぶ教育プログラムを提供しているほか、一般市民を対象とした普及 啓発活動を積極的に行っています。





犬猫の寿命は15年ほど。 同う前に、15年後のことを考えて。



犬猫の性格はほぼ1歳までに決まります。 散歩のマナーや飼い主の言うことをきくような しつけは、それまでに。







2然の事故や災害は誰の身にも起こります。 1分に何かあった時の預け先や災害の備えを 1う前から考えて

お問合せ先 内偏一会保日(依日と年末年前を死く) 8830分~129(73時~17時

- ●小部区技術発展をセンター ●学区技術発展をピセンター 単立課 [044]203-3223 単立課 (044)556-8661 単立課 [044)744-8271 衛生課 [044)601-3362

(チラシ版)



飼い主の方も

親族などの周囲の方も

地域の方も







みんなで知って、安心なくらしを



(冊子版)

(出典:川崎市ウェブサイト: https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000087074.html)

図 19 ペットとくらす「さ・し・す・せ・そ」のチラシ及び冊子版(川崎市)

2. 多様な主体との連携により事態が収束した事例

様々な主体が関与して多頭飼育問題に取り組み、事態の収束に至った事例を紹介します。 飼い主の行動変容により比較的円満に収束した事例、飼い主の転居や死亡、強制退去等によ り終結した事例など様々なパターンがありますが、いずれの事例においても、関係主体がで きることを持ち寄り、一歩前に踏み出すことで多頭飼育問題が収束したと考えられます。

なお、個人情報保護への配慮のため、特定の個人を識別できないよう記載内容を一部加工 しています。また、年齢、所属等は当時のものです。

(1) 多機関連携による見守り―長期にわたる犬の多頭飼育問題事例⁹

<概要>

飼育動物	犬約 30 頭
飼い主	女性 (60代)。子と同居。別居の親がいる。
家の所有・状況	飼い主の親所有の持ち家(戸建)に居住。大規模災害で被災し、 避難所生活の後に仮設住宅に入居。その後、持ち家には犬のみ 残る。
経済状況	飼い主の親の年金が主な収入源。生活保護費の受給はしていな かった。
飼い主の健康状態	精神科通院歴があったようだが詳細は不明。発達障害の可能性あり。
発見から解決までの期間	10年以上(発見~現在も見守りを継続中)
関係者 ※主要なものは太字。以下同	県福祉事務所、市町村 (福祉/保健/ 環境衛生)、 地域包括支援 センター、災害関連支援機関(被災者生活支援/精神保健福 祉)、訪問介護事業所、民生委員、 県保健所(動物愛護管理) 、 動物愛護ボランティア、警察、区長、地域住民

① 背景

飼い主は 60 歳代の女性です。複数の犬が家の周辺で放し飼いにされており、半ば野犬化した状態でした。発見の数年前から保健所に苦情が寄せられていました。

② 発見(関係者:県保健所(動物愛護管理)、市町村(保健/環境衛生)、警察)

近隣住民から犬の放し飼い、鳴き声、排泄物等に関する苦情がたびたび県保健所に寄せられ、多頭飼育問題が生じていることが明らかになりました。県保健所はその都度、犬の登録、 予防接種、係留、不妊去勢手術の実施について飼い主に指導するとともに、市町村(**保健**/環境衛生)及び警察と連携して対応しました。

③ 発見後対応

a. 動物愛護ボランティア、地域との連携及び犬の引取り

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、市町村(環境衛生)、動物愛護ボランティア、警察、

9 日本公衆衛生雑誌 公衆衛生活動報告 犬の多頭飼育事例に対し多機関連携で取り組んだ 2 事例(劔 陽子) (https://www.jstage.jst.go.jp/article/jph/67/2/67 19-036/ pdf/-char/ja) 及び自治体ヒアリングに基づく。

区長)

翌年以降は動物愛護ボランティアとも連携し、敷地外にいる犬を見回り時に捕獲し、保健所での引取りを飼い主に勧めましたが拒否されました。その後、区長とも連携し、継続して巡回、捕獲を行いました。3年目に飼い主は犬6頭を動物愛護ボランティアに譲渡することを認めたものの、その後は返還を要求するようになり、「捕獲→指導→返還」の繰り返しとなりました。

b. 動物愛護管理条例に基づく措置

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、市町村(環境衛生)、警察)

併せて、県保健所は口頭での行政指導や、飼育状況改善のため指導票交付を複数回行いましたが、改善がみられなかったため、県の動物愛護管理条例に基づき、飼養施設の改善、飼養施設内での犬の飼育と係留について措置命令を行いました。その後も多頭飼育状態が改善されなかったことから、刑事事件化が検討されましたが、飼い主の刑事責任能力がない可能性があったため、見送られました。

c. 社会福祉部局との連携

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、県福祉事務所、市町村(福祉/環境衛生)、社会福祉協議会、警察)

近隣住民からの苦情が著しく増加したため、市町村の福祉課、県福祉事務所等も対応に加わることになりました。飼い主が不妊去勢手術を行わない理由は経済的困窮によるものと説明したことから、生活保護制度の利用を勧めました。

d. 捕獲強化の方針決定・関係者間での会議の開催

(関係者: 県福祉事務所、市町村(保健/環境衛生)、地域包括支援センター、災害関連支援機関(被災者生活支援/精神保健福祉)、訪問介護事業所、民生委員、県保健所(動物愛護管理)、警察、区長)

大規模災害の発生に伴い、飼い主家族が仮設住宅に入居したことにより、自宅には犬だけが残されました。犬に皮膚病が発生し、近隣住民からの感染症に対する不安の訴えもあったため、県保健所及び市町村は犬の捕獲を強化する方針を固め、住宅の所有者である飼い主の親から犬の捕獲等のための家屋立入りに対する承諾を得ました。また、捕獲した犬の引取り、譲渡に応じるよう飼い主にも粘り強く説得を続け、「係留や登録、予防接種、不妊去勢手術をすること。できないときは全頭保健所に引き渡すこと」と明記した誓約書に署名捺印をもらいました。

さらに、市町村が中心となり、関係主体による多頭飼育問題に係る対策会議が開催されました。飼い主の被災により、当該対策会議及び見守りには災害関連支援機関や、被災者の心のケアに関わる精神保健福祉関係者、地域包括支援センターも加わりました。また、飼い主の生活費は親の年金を頼りとしていたことから、認知症で介護を要する親の生活にも悪影響が生じており、地域包括支援センターが主催する親の介護支援に関する会議にも同関係者が参画することとなりました。

e. 犬の捕獲・引取り

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、市町村(環境衛生/保健))、動物愛護ボランティア)

最終的に、捕獲困難な4頭を除く約30頭の犬を捕獲し、保健所が引き取りました。動物愛護ボランティアも一時預かりや譲渡に協力しました。十分な説明をした上で一般家庭に譲渡しましたが、人馴れしない個体が多いことが課題となりました。

4 再発防止(アフターフォロー)

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、市町村(環境衛生/保健))、動物愛護ボランティア、 地域住民)

県保健所による巡視を行っているほか、社会福祉関係者、動物愛護ボランティア、地域住 民等、行政と地域による緩やかな見守りを継続しています。

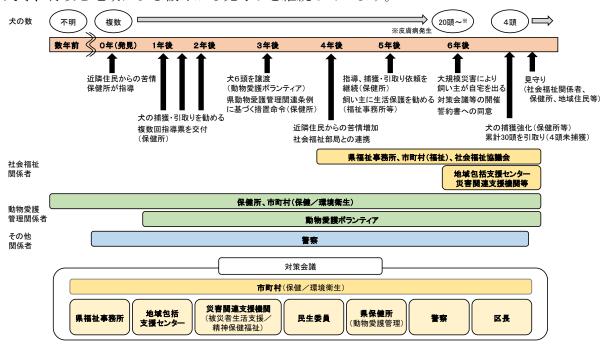


図 20 事例の経過

ポイント

本事例では、多様な関係主体の連携によって、飼い主の生活環境、動物の飼育状況、周辺の生活環境の大幅な改善がみられました。動物愛護管理の観点のみの対応では事態の改善が難しく、社会福祉関係者や地域住民などの関係主体が連携して多頭飼育問題に対応するという方針に切り替えたことにより、事態の収束につながりました。また、対策会議によって関係機関の情報共有と役割分担が図られ、円滑な対応や地域での緩やかな見守りが可能となりました。

大規模災害の発生によって生活環境が大きく変わったことで飼い主の心境に変化が生 じ、引取りの同意を得られたことも事態が大きく進展するきっかけとなりました。

(2) 不良な生活環境と動物由来感染症—高齢者による犬の多頭飼育問題事例10

<概要>

飼育動物	犬約 20 頭
飼い主	夫婦(80代)。別居の子ども夫婦あり。
家の所有・状況	持ち家(戸建て)は非衛生的な状態で、自動車に居住していた。
経済状況	経済的には困窮していなかった。
飼い主の健康状態	夫は大きな健康上の問題なし。妻は認知症の疑いあり。
発見から解決までの期間	1年1か月(発見~犬の譲渡完了まで)
	県福祉事務所、県高齢者福祉課、 市町村(福祉)、地域包括支援
関係者	センター、認知症初期集中支援チーム、精神科医、県保健所(動
	物愛護管理/保健予防)、県動物愛護管理センター等

① 背景

80 代の高齢夫婦が自宅の敷地内で犬を約20頭程度飼育しており、一部の犬は放し飼い状 態でした。

2) 発見

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、市町村(環境衛生))

犬の放し飼いに関する近隣住民からの苦情により、県保健所と市町村(環境衛生)が飼い 主宅を訪問したところ、高齢夫婦が自宅敷地内において約 20 頭の犬を飼育していることが わかり、犬の係留、不妊去勢手術の実施について指導しました。再訪時には犬は係留されて おり、不妊去勢手術を実施していくとのことであったため、動物の状況に関しては見守りを 継続することとなりました。

動物の飼育状況の問題以外にも、ごみが散乱しており生活環境が不良であること、妻に体 調不良や認知症の疑いがあること等から、飼い主の生活支援が必要と考えられました。

③ 発見後対応

a. 関係機関の役割分担と対応方針の決定

(関係者: 県福祉事務所、市町村(福祉)、地域包括支援センター、県保健所(動物愛護管理))

報告を受けた保健所長の判断により、県及び市町村の社会福祉部局に飼い主の情報が共有 されました。後日、県・市町村の社会福祉部局、地域包括支援センターが生活状況の確認の ため訪問を行ったところ、飼い主夫婦は家屋ではなく屋外の車に居住していることが判明し ました。その後、社会福祉関係者による話し合いにより、地域包括支援センターは介護サー ビスの紹介と定期訪問による支援、別居の子への連絡、認知症初期集中支援チームへの相談 を行うこと、市町村(福祉)は飼い主の介護保険の状況を確認すること、保健所は引き続き 犬の飼育状況の確認、指導を行うこととなりました。しかしながら、その後進捗確認がされ なかったため、認知症初期集中支援チームの介入までは3か月を要しました。

¹⁰ 日本公衆衛生雑誌 公衆衛生活動報告 犬の多頭飼育事例に対し多機関連携で取り組んだ2事例(劔 陽 子) (https://www.istage.jst.go.jp/article/jph/67/2/67 19-036/ pdf/-char/ja) 及び自治体ヒアリングに基づく。

b. 飼い主の生活支援開始

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、市町村(福祉)、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、民生委員、子ども夫婦、医師、区長、地域住民)

その後、認知症初期集中支援チームが主体となり、訪問と妻への入浴サービスを通じて生活支援を開始しましたが、夫の介護保険申請拒否によりそれ以上の支援につなげることが困難な状態でした。そのため、市町村、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームは民生委員、区長、子ども夫婦、飼い主夫婦の主治医とも情報共有し、更なる支援に向けて対応を検討することになりました。

c. 飼い主夫婦の死去及び犬の引取り

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、県動物愛護管理センター、地域包括支援センター、子ども夫婦)

介入の開始から数ヶ月後、認知症初期集中支援チームの支援対象者であった妻が事故死したことから、地域包括支援センターが飼い主(夫)の生活支援の主体となりました。県保健所及び地域包括支援センターが子ども夫婦に夫と犬への対応について相談していたところ、夫も死去したことから、犬全頭(22頭)を保健所が引き取り、保健所と県動物愛護管理センターに収容することとなりました。

d. 動物由来感染症の発生

(関係者:県保健所(動物愛護管理/保健予防)、県動物愛護管理センター、動物愛護ボランティア)

その後、県動物愛護管理センターに収容した犬が次々と死亡しました。その症状から、人にも感染する動物由来感染症であることが疑われたため、隔離収容されていた犬(母子)を除いて安楽死処分が行われました。保健所(動物愛護管理)は、犬舎を消毒し、飼い主夫婦の居住家屋や敷地の消毒について子ども夫婦に指導しました。また、保健所(保健予防)は犬に濃厚接触した行政職員や動物愛護ボランティアの健康観察を行い、市町村に情報提供を行いました。なお、隔離収容されていた犬は健康上問題がなかったため、動物愛護管理センターから譲渡されました。

e. 振り返り検証会の開催

(関係者: 県保健所(動物愛護管理/保健予防)、県福祉事務所、県高齢者福祉課、市町村(社会福祉)、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、精神科医等)

県福祉事務所の呼びかけにより、本事例の関係主体及び県(高齢者支援)、精神科医等が集まり、事例の経過を振り返る検証会が開催され、下記の課題が抽出されました。

- ・事案全体を統括する中心的な主体が不明瞭であり、かつ、相互の情報共有が十分でなかったことから、円滑な連携が困難だったこと
- ・責任の所在が不明な事項への関与が遅くなったこと
- ・動物由来感染症の発生に関する情報提供の範囲が不十分であったこと

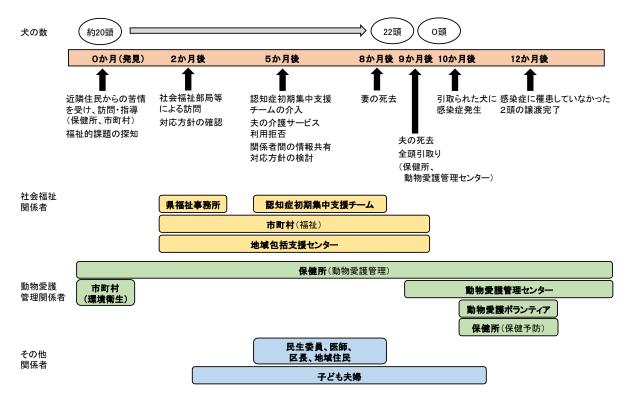


図 21 事例の経過

ポイント

本事例では、動物の飼育方法に関する苦情を端緒に社会福祉に関する様々な課題が見つかり、関係機関に情報共有されたことが飼い主への支援につながりました。

また、特筆すべき点として、多頭飼育問題の収束後に振り返り検証会を実施したことが挙げられます。関係主体がそれぞれの立場から事案を振り返って課題を整理・共有し、多機関連携のあり方や改善点について意見交換が行われました。本自治体ではその後、多頭飼育問題における多機関連携のキーパーソンとなりうる人材の育成のため、行政職員等を対象とした研修等が行われています。

本事例の振り返りから、事案に応じて全体を統括する主体を定めること、関係主体と十分な情報共有を行うこと、責任の所在が不明な事象については誰が対応すべきか早期に検討することの重要性が示唆されました。

(3) 社会福祉協議会と保健所の協力―高齢者単身世帯の猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	猫 10 頭
主たる飼い主	女性(70代)の一人暮らし。別居(県外)の子がいる。
家の所有・状況	市営の集合住宅に居住。家賃を滞納していた。
経済状況	年金、清掃の仕事の収入、娘からの仕送りが主な収入源だった。
	生活保護費の受給はしていなかった。
飼い主の健康状態	診断は受けていなかったが、認知症の初期症状がみられた。社
两V·主沙庭家状态	会福祉支援は受けていなかった。
発見から解決までの期間	6か月(最初の発見~解決まで)
	市生活福祉課、基幹型地域包括支援センター、地域包括支援セ
関係者	ンター、社会福祉協議会、県保健所 (動物愛護管理)、動物愛護
	ボランティア、市住宅部局

① 背景

飼い主は70代女性で、認知症の初期症状がみられました。子は県外に住んでおり、飼い主は市営住宅に一人で暮らしていました。居住する市営住宅はペット不可であるにもかかわらず、周辺にいる野良猫2~3頭を拾ってきて飼い始め、発覚時には10頭まで増えていました。

② 発見

(関係者:社会福祉協議会、県保健所(動物愛護管理)、市住宅部局)

発見のきっかけは、飼い主が市営住宅の家賃を滞納していたため、市住宅部局が社会福祉協議会に協力要請をしたことでした。その後、社会福祉協議会が県の保健所に相談し、社会福祉部局と動物愛護管理部局の双方による支援が始まりました。

③ 発見後対応

a. 検討会の開催

(関係者:市生活福祉課、基幹型地域包括支援センター¹¹、地域包括支援センター、社会福祉協議会、県保健所(動物愛護管理)、市住宅部局)

最初の発見から約1か月後、社会福祉協議会が主催する検討会において、社会福祉協議会の相談支援包括化推進員¹²、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、市生活福祉課、保健所、市住宅部局を交え、飼い主への支援について協議が行われました。

b. 飼い主及び親族との接触 (関係者:社会福祉協議会、県保健所 (動物愛護管理)、市住

¹¹ 基幹型地域包括支援センターは、地域包括支援センター(以下、本項では「センター」という。)の中で基 幹的機能を持つものとして位置づけられたセンターをさす。他のセンターの後方支援(困難事例への技術的支援)、センター間の総合調整のほか、地域ケア会議開催等を担う。

¹² 相談支援包括化推進員(福祉まるごと相談員)は社会福祉協議会に配置され、複合化・複雑化した問題や、いろいろな福祉制度の狭間にある住民の課題に分野を超えて横断的に対応する役割を担っている。

宅部局)

その後、認知症の疑いがあり対応に当たって配慮を要することから、社会福祉協議会、とりわけ相談支援包括化推進員が保健所、住宅部局も含めて調整の窓口となりました(本事例では、保健所が飼い主等の個人情報を取扱うことはありませんでした)。飼い主は当初、ルールを守らずに猫を飼育していることで責められるかもしれない、住居を追い出されるかもしれないと警戒していましたが、相談支援包括化推進員が繰り返し訪問を続けたことにより信頼関係が生まれ、心を開くようになりました。また、社会福祉協議会は、県外在住の飼い主の子どもにも連絡を取り、猫がいる状態では市営住宅に住み続けることは難しいこと、保健所による引取りの前に飼い主が譲渡先を探す努力をしなければならないこと等を伝え、協力を求めました。さらに、社会福祉協議会は、滞納していた家賃を年金から少しずつ返済できるよう飼い主を支援し、市の住宅部局に市営住宅の退去期日を延期してもらうための調整を行いました。

c. 猫の譲渡・不妊去勢手術 (関係者:社会福祉協議会、県保健所 (動物愛護管理)、動物 愛護ボランティア、飼い主の子)

相談支援包括化推進員とのやりとりを通じて、飼い主はペット飼育不可の市営住宅で猫を 飼い続けることはできないことを理解し、市営住宅に住み続けるために猫を全頭手放すこと に同意しました。保健所は繁殖防止等のため、飼い主が雌雄を分けて飼うことができるよう にケージを貸し出しました。社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健所が猫の捕獲と 個体識別を行い、保健所が性別を判定しました。その後、社会福祉協議会が窓口になって譲 渡先を探す活動が始まりました。1週間後、社会福祉協議会によって2頭が譲渡されました。 このとき、保健所は社会福祉協議会に対して、適切な譲渡に当たっての留意点(終生飼養、 室内飼い、所有者明示等に関する事前説明)について助言しました。その1週間後、飼い主 の子によって3頭が譲渡されました。

その後、飼い主が雌雄分別飼育を徹底できず、猫をケージから出したり、雌雄を同じケージに入れたりと、繁殖のリスクがある飼い方を続けたことから、残りの猫に不妊去勢手術を行うことになりました。動物愛護ボランティアの協力で動物病院へ搬送し、急ぎ手術を行おうとしたところ、既に1頭が妊娠していることもわかりました。残り4頭の猫の不妊去勢手術については、動物愛護ボランティアが動物病院を紹介し、社会福祉協議会が対応しました。手術の費用は全て飼い主の子が負担しました。2か月後、飼い主の子が残りの5頭を県外の自宅に連れていき、これをもって終結となりました。本事例においては、飼い主の子の協力を得られたことが解決の助けになりました。

④ 再発防止(アフターフォロー)

(関係者:地域包括支援センター)

問題解決後は地域包括支援センターが継続して見守りを行っており、現在、飼い主は動物の飼育はしていないとのことです。

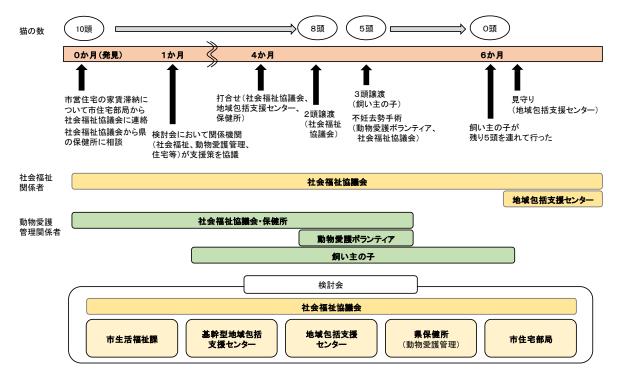


図 22 事例の経過

ポイント

本事例は、社会福祉協議会や保健所が通常の業務の枠組みを超えて柔軟に対応したことが問題解決の鍵となりました。保健所がケージの貸出しを行うことや、社会福祉協議会等が猫を捕獲し譲渡することは通常ありませんが、それぞれの担当が積極的に協力をしたことが解決につながったと考えられます。こうした対応ができた理由として、社会福祉協議会が、人間と動物の福祉は切り離せないという認識のもと、縦割りを何とかしたいという問題意識を持っていたこと、また、相談支援包括化推進員が既存の社会福祉支援の分野の狭間にいる人を横断的に支援する役割を担っていたことが挙げられます。この自治体では本事例をきっかけに、社会福祉部局と動物愛護部局の連携を図る取組が進められています。また、動物愛護ボランティアが猫の更なる繁殖の防止に貢献しました。動物病院への搬

また、動物愛護ボランティアが猫の更なる繁殖の防止に貢献しました。動物病院への搬送等を担ったほか、社会福祉協議会と動物病院を仲介し、不妊去勢手術の適切な実施につなげました。

(4) 支援を受入れない飼い主—猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	猫約 30 頭	
飼い主	男性(60代)。内縁の妻(50代)と同居。	
家の所有・状況	戸建ての持ち家に居住。ごみ屋敷ではないが、室内には猫の尿	
	臭があった。	
経済状況	生活保護は受給していなかったが、不妊去勢手術代が払えない	
	等経済状況は良好ではないと推察された。	
飼い主の健康状態	男性は精神障害の疑いあり。内縁の妻は障害者手帳(視覚障害)	
	を有していた。両者とも判断能力が不十分で、夫が妻をネグレ	
	クトしている状態であった。	
発見から解決までの期間	3年5か月(保健師の相談による発見~解決)	
関係者	地域包括支援センター、市高齢福祉課、市障害福祉課、市生活	
	福祉課、民生委員、 市動物愛護管理センター	

① 背景

飼い主は60代の男性で、視覚障害がある内縁の妻と暮らしていました。いずれも親族とは 疎遠で、近隣住民との付き合いはありませんでした。きっかけは男性が野良猫を飼い始めた ことで、経済的に余裕がなく不妊去勢手術をしなかったことにより繁殖を繰り返し、発見時 には30頭程度まで増えていました。

2) 発見

(関係者:地域包括支援センター、民生委員)

妻の支援を担当していた地域包括支援センターの保健師が、猫に気づいて動物愛護管理センターに相談したことで多頭飼育が発覚しました。猫は室内飼育されており、近隣住民からの苦情等はありませんでしたが、民生委員は飼い主が猫を飼育していることを把握していたようです。猫はある程度世話をされていましたが、猫の飼育にかかる費用によって飼い主らの生活が経済的に逼迫しており、健康状態が危ぶまれました。飼い主らに問題意識はありませんでした。

③ 発見後対応

a. 飼い主宅への訪問

(関係者:地域包括支援センター、動物愛護管理センター)

地域包括支援センターの相談を受けて、動物愛護管理センターが飼い主宅を訪問しました が、飼い主らの高圧的な態度により介入には至りませんでした。

b. ケース会議の開催

(関係者:地域包括支援センター、高齢福祉課、障害福祉課、生活福 祉課、民生委員、動物愛護管理センター)

地域包括支援センターの保健師が主導し、社会福祉関係者、動物愛護管理センターを含めてケースカンファレンスが開催されました。発見後しばらくは具体的な対応策の検討に至り

ませんでしたが、2年のうちに飼い主らの体調と経済状況が悪化し、生活及び動物の飼育が不可能になると思われたため、ケースカンファレンスにおいて対応方法が話し合われました。 飼い主らの態度は体調の悪化に伴い軟化していましたが、生活に困窮し、また妻が若年性認知症を発症して要介護度4と判定されていたにもかかわらず、社会福祉サービスの利用を希望しなかったため、主な担当課も決まらない状況にありました。動物愛護管理センターが猫の引取りを行うことは決定されたものの、費用負担の問題で実際の引取りは進みませんでした。

c. 猫の引取り

(関係者:地域包括支援センター、動物愛護管理センター)

地域包括支援センターの保健師は、猫を減らさない限り飼い主らの経済状況が改善しないとの問題意識を持ち、飼い主との調整を行って引取りの手数料を工面しました。これを受け、ケースカンファレンスから約4か月後に、保健師・ケアマネジャー同席のもと、動物愛護管理センターが23頭の猫を引き取りました。飼い主は引取りそのものには抵抗感を示しませんでしたが、5頭の猫を手元に残すことを強く要望しました。その後、不十分な雌雄分別飼育のため1頭が妊娠し、飼い主らはさらに子猫を拾ってきました。前回の引取りから約9か月後、夫の体調が悪化し、妻が介護施設に入所、最終的には夫も生活保護施設に入所することになり、残りの猫は動物愛護管理センターが全頭引き取りました。夫妻が施設に入所したことから、多頭飼育問題は再発していません。なお、引き取った猫については、譲渡適性を判定し譲渡等の対応を行いました。

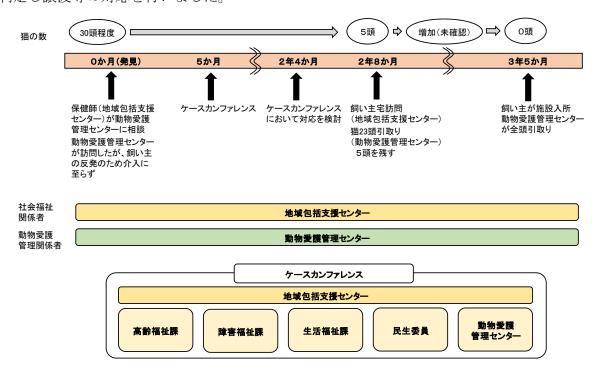


図 23 事例の経過

ポイント

本事例においては、地域包括支援センターの保健師が積極的に関与したことが解決に大き く寄与しました。本事例のケースカンファレンスを参考に、社会福祉部局と動物愛護管理 部局の情報共有を図る調整会議が開催されました。また、地域包括支援センターへの照会 により多頭飼育問題事例を拾い上げる等、早期探知の取組を行っています。

(5) 見守りの重要性―認知症患者による犬猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	大 3 頭、猫 16 頭
飼い主	女性 (70代)。一人暮らし。
家の所有・状況	住宅密集地での持ち家(戸建て)。屋内は衣服や生活用品等が散
	乱し、土足で入る状況。
経済状況	経済的に困窮しており、年金と生活保護費を受給していた。自
	己破産手続中であった。
飼い主の健康状態	軽度の認知症のため、社会福祉協議会が家計管理を支援してい
	た。対応期間中に犬への給餌を忘れる、動物が引き取られたこ
	とを忘れて給餌しようとする等の行動あり。
発見から解決までの期間	保健所による発見から4か月
関係者	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、
	県保健所 (動物愛護管理)、動物愛護ボランティア 、動物愛護団
	体、日本司法支援センター(法テラス)の弁護士

① 背景

飼い主は戸建ての持ち家に一人で暮らしていた 70 代女性です。当初、犬3頭、猫4頭(餌やりをしていた野良猫2頭を含む)を飼育していたところ、3頭の雌猫が短期間のうちに合計 12 頭の子猫を産んだことにより、犬3頭、猫 16 頭となりました。

2) 発見

(関係者:地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、県保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティア)

飼い主による糞の放置や悪臭等に関する苦情が近隣住民から県保健所に寄せられ、多頭飼育問題が発覚しました。地域包括支援センターにも同様に苦情があり、地域包括支援センターから動物愛護ボランティアを介して保健所に情報が伝えられました。

飼い主が軽度の認知症であったことから、保健所職員は普段から飼い主と接点のあった地域包括支援センターの職員等に同行して飼い主宅を訪問し、多頭飼育状態について把握しました。

社会福祉協議会が地域包括支援センターを経由して家計管理の支援を行っており、年金と 生活保護費は、週に数回生活費として飼い主に現金で渡すかたちをとっていました。飼い主 は生活費から動物の餌代を捻出していましたが、自らの食費を切り詰めたことにより、低カ リウム血症で心不全一歩手前の状態になったこともあったようです。

③ 発見後対応

a. ケースカンファレンス:関係機関の役割分担と飼い主への対応方針の決定 (関係者:地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、県保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティア、法テラス弁護士等)

飼い主の生活支援のため、地域包括支援センターを中心に、居宅介護サービス、デイケア、 社会福祉協議会等の関係者が集まるケースカンファレンスが定期的に開催されており、飼い 主の自己破産手続のため、日本司法支援センター(法テラス)の弁護士も参画していました。 今回、飼い主の多頭飼育問題への対応の必要性が生じたことを受けて、県保健所と動物愛護 ボランティアもケースカンファレンスに参加して、対応を協議することになりました。

譲渡が比較的容易な子猫は動物愛護ボランティアが譲り受けることとし、それ以外の動物については、経済状況も鑑みて、飼い主が管理可能な頭数(犬1頭、猫1~2頭程度)を残して保健所が引き取ることになりました。環境の急激な変化が認知症の進行に悪影響を与える可能性を考慮し、時間をかけて少しずつ引取りを行うことにしました。引取手数料は、社会福祉協議会による家計管理支援の中で事前に支出管理計画に組み込んで捻出することとなりました。一方、それ以上の繁殖を防ぐために繁殖可能個体の不妊去勢手術を速やかに行う必要がありましたが、引取手数料のように費用を一度に捻出することができず、妊娠個体を優先して順番に施術することにしました。

b. 犬猫の譲渡・引取り

(関係者:地域包括支援センター、社会福祉協議会、県保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティア、動物愛護団体)

飼い主への訪問指導は、新たな関係者を覚えることが難しい認知症の飼い主を混乱させないため、また、指導内容に一貫性を持たせるために、信頼関係ができている地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が担当することになりました。保健所からの助言を受け、地域包括支援センターの保健師と居宅介護支援事業所ホームヘルパーが、動物の数を減らす必要性を飼い主に説明し、所有権放棄の同意を得ました。

なお、近隣住民の苦情が飼い主に直接行くと塞ぎ込んでしまい食事をとらなくなるため、 苦情は地域包括支援センターと保健所で受け、対応の進捗状況を近隣住民に説明することと しました。また、保健所が多頭飼育問題の解決に向けて対応していることを近隣住民に理解 してもらうため、飼い主宅前に公用車を駐車する、屋外で飼い主と話をする等、指導が行わ れていることが周囲にわかるような工夫がされました。

健康状態が悪化した個体や飼い主が給餌等の世話を忘れる個体が出たタイミングで、地域包括支援センターが動物愛護ボランティアと保健所に連絡し、引取り・譲渡を実施しました。最終的には、動物愛護ボランティアが猫8頭を譲受け、一般への譲渡を行ったほか、保健所は犬2頭、猫5頭を引き取り、譲渡適性判定に基づいて対応を行いました。不妊去勢手術については、動物愛護ボランティアが動物愛護団体から助成を受けることができたため、速やかに実施されました。

飼い主には動物を増やさないことを約束させ、特に愛着を持っていた犬1頭と不妊去勢手 術をした猫1頭のみを手元に残しました。

4 再発防止(アフターフォロー)

(関係者:地域包括支援センター、居宅介護支援事業所)

飼い主は、犬猫を譲り渡したことを忘れてしまったり、以前と同様に野良猫に餌やりをしようとしたりすることがありますが、訪問した保健師やホームヘルパーが根気よく経緯を説明し片付けることで、動物を増やすことなく生活を維持することができています。

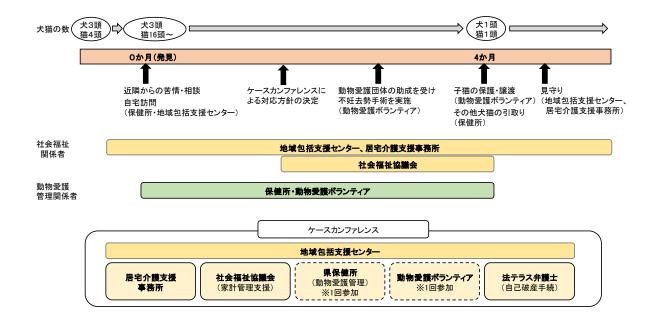


図 24 事例の経過

ポイント

- ・本事例では、地域包括支援センターと居宅介護サービスの担当者が非常に積極的に関与 したことが解決につながりました。
- ・飼い主が認知症であった場合、飼育動物を急激に減らすことによる生活の変化のため、 症状が悪化する可能性があります。本事例では、飼い主の状態に配慮し、事前にケース カンファレンスで関係者が減らす動物の範囲や対応を慎重に決めたことが円滑な多頭飼 育問題の収束につながりました。
- ・動物の引取りや不妊去勢手術実施前に、引取手数料や不妊去勢手術費用の負担者及び負担方法について関係者と調整する必要があります。
- ・飼い主との交渉に当たっては信頼関係の構築が重要ですが、その方法として、既存の信頼関係を活用することが有効です。飼い主が社会福祉関係のサービスを普段から受けており、信頼関係が構築されている場合、初めて飼い主と接触する部局の職員は、このような社会福祉関係者に同行するかたちをとると、相手から拒否されることなく円滑に交渉を進めることができるでしょう。多数の関係者がいる場合、個別の機関が飼い主に接触すると、飼い主を混乱させるおそれがあるため、状況に応じ、直接飼い主に対応する機関を絞ることが良いようです。
- ・近隣住民に対しては、地方自治体が対応していることを目に見えるかたちで示すととも に、進捗状況を説明する等配慮があると良いでしょう。
- ・再発防止のために重要な見守り活動は、介護支援に携わる社会福祉関係者が担いました。

(6) 共感と連携―障害者による犬の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	犬約 10 頭等	
飼い主	男性(30代)の一人暮らし。別居の親族がいる。	
家の所有・状況	自宅はごみ屋敷状態で、飼い主は自宅では生活せず、ホテル等	
	で暮らしていた。	
経済状況	経済的には困窮していない。	
飼い主の健康状態	精神疾患の病歴あり。数年間治療を受けておらず、社会福祉関	
	係者から病状の悪化が懸念されていた。認知症の症状等は見ら	
	れないが、意思疎通を図ることが困難であった。	
発見から解決までの期間	約3か月	
関係者	市障害福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市相	
	談支援事業所、市自立相談支援機関、 県保健所(障害者福祉/	
	動物愛護管理)、ペットショップ、市生活環境部局(廃棄物/公	
	害)、警察、町内会、親族	

(1) 背景

飼い主は30代男性です。家族との死別をきっかけに犬や物の収集をするようになり、ペットショップから犬を購入し、発見時には約10頭の犬を飼育していたことが確認されました。一方、所有した動物への執着心はそれほど強くなく、飼育している犬の数を把握していませんでした。なお、犬の世話については、給餌・給水のみ、飼い主からの依頼を受けた知人が行っていました。

2) 発見

(関係者:県保健所(動物愛護管理)、近隣住民、ペットショップ)

発見のきっかけは近隣住民から保健所へのごみ屋敷に犬がいるという苦情でした。また、ペットショップから同一人物が繰返し犬を購入するという相談がありました。保健所は、動物取扱業の監督の一環として、関係するペットショップへの立入検査を実施し、当該飼い主への販売状況を確認しました。併せて、販売前に行うこととなっている購入者への適切な飼育方法等に関する説明と動物の状態の確認を徹底するよう、ペットショップに依頼しました。

③ 発見後対応

a. 関係者間での会議の開催

(関係者:市障害福祉課、地域包括支援センター(保健師・看護師)、市相談支援事業所 (相談支援専門員)、社会福祉協議会(相談支援包括化推進員)、市自立相談支援機関、県保 健所(障害者福祉/動物愛護管理)、市生活環境部局(廃棄物/公害)、町内会)

飼い主に対する社会福祉的支援が必要な事案であると思われたため、保健所から社会福祉協議会へ相談したところ、関係者間で会議を開催することになりました。会議では、飼い主の障害者手帳や自立支援医療手続が更新されておらず、治療が必要であり措置入院の対象となりうること、近隣住民からの苦情や相談が警察や障害福祉課、町内会へ届いていることが共有されました。

b. 飼い主との接触・一部所有権放棄(関係者:社会福祉協議会)

その後、社会福祉協議会の担当者は飼い主宅を頻繁に訪問し、掃除を手伝ったり、犬の話をしたりして信頼関係を築きました。飼い方の指導の際、否定的な言い方をすると飼い主は攻撃的な態度になりましたが、「自分も動物が好き」という飼い主に共感するスタンスで話をしたところ、「保護」ではなく「譲り受ける」かたちで、4頭の犬の所有権が社会福祉協議会へ移されました。

c. 全頭所有権放棄

(関係者:社会福祉協議会、県保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティア、警察、飼い主の親族)

発見から1か月半後、この問題を知った地域の動物愛護ボランティアから警察への働きかけがあり、飼い主、親族、警察の立会いの下、飼い主が犬の所有権を放棄することになりました。動物愛護ボランティア、保健所 (動物愛護管理)、警察、社会福祉協議会、親族、給餌・給水を行っていた知人が飼い主宅を訪問し、残されていた5頭の犬を保護しました。本事案において保護された犬は全て子犬であったため、繁殖による個体数の増加はありませんでした。保護された犬は、動物愛護ボランティアと社会福祉協議会によって、県内外に譲渡されました。譲渡に当たっては、適正な飼育が行われるよう、自治体への登録、ワクチン接種、不妊去勢手術等を実施する条件をつけ、譲渡先は飼育経験者に限ることとしました。

d. 飼い主の入院 (関係者:社会福祉協議会、保健所 (障害者福祉)、警察、飼い主の親族)

全頭引取り後も、飼い主の治療のために継続的な説得が続けられました。最終的に、親族、 社会福祉協議会、保健所(障害者福祉)、警察の立会いのもと、飼い主は入院することとなり ました。発見から3か月後、親族が清掃業者に依頼し、飼い主宅の清掃を行いました。

④ 再発防止(アフターフォロー)

現在、飼い主は退院して自宅で暮らしていますが、見守りをしている社会福祉事業者によれば、動物や物の収集癖は特に見られないということです。

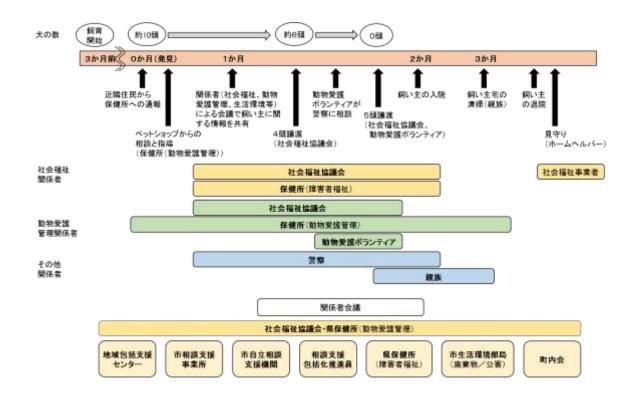


図 25 事例の経過

€ポイント→

飼い主が動物を入手する手段には、拾得や餌やり、譲受けのほかに、ペットショップ等からの購入があります。今回の事案では複数の店で購入されたため発覚しづらかったようですが、繰り返しの購入があるとしてペットショップからも保健所に通報がありました。飼い主と接点を持つペット関連事業者への協力依頼は予防・探知の有効な手段のひとつとなるでしょう。

飼い主との交渉に当たっては、飼い主の考え方を理解することが重要です。否定や批判、 責任の追及から入ると、関係構築がうまくいいかなくなるおそれがあります。この事例で は、飼い主の心情に寄り添い、共感を示すことで、円滑な所有権放棄につなげることがで きました。

本事例の解決には、社会福祉協議会による飼い主との交渉、動物愛護ボランティアの働きかけにより実現した警察の介入、飼い主の親族の協力が大きく寄与しました。また、過去の多頭飼育問題の対応経験を踏まえ、社会福祉協議会と保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティアのゆるいつながりが保たれていたことで、速やかに情報共有を行い対応することができました。特に、保健所(動物愛護管理)と動物愛護ボランティアは普及啓発活動等で普段から協働していたことから、本事例の対応に当たってスムーズに連携することができました。

なお、本案件においては動物愛護ボランティアが保護譲渡に関する調整の一部を担いましたが、本案件以外にも多数の多頭飼育問題に関する相談が寄せられたことから、動物愛護ボランティアの負担となっていました。そのため、本自治体では保健所が多頭飼育問題の窓口となり、案件ごとに、緊急度、改善の可能性等の情報を整理し、動物愛護ボランティアのキャパシティを鑑みて、必要に応じ協力を依頼するようにしているとのことです。

また、動物愛護ボランティアが二次的な多頭飼育問題に陥らないよう、保健所から犬猫を引き出す際には、動物愛護ボランティアにおける動物の収容状況を確認する等の取組を行っています

(7) 強制退去—県営住宅における猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	猫 94 頭
飼い主	両親(60代)と子(40代)の3人暮らし。全員が飼育に関与し
	ていた。
家の所有・状況	住宅街にある県営の集合住宅に居住。近隣住民から悪臭に関す
	る苦情がでていた。
経済状況	猫の引取り手数料を支払う余裕がなく、また、家賃、光熱費の
	滞納があったことから、経済的に困窮していたと考えられる。
	生活保護費の受給なし。
飼い主の健康状態	不明
発見から解決までの期間	2年4か月
関係者	県衛生課、 市動物愛護管理センター、県住宅部局、県営住宅の 管理者

① 多頭飼育の状況

飼い主は、60 代の夫婦と同居する 40 代の子で、3 人とも猫の世話をしていました。猫の 入手経路、入手時期は不明です。

② 発見 (関係者:県営住宅の管理者)

県営住宅(ペット不可)の管理者に近隣住民から飼い主宅の悪臭に関する苦情が寄せられ、 多頭飼育問題が発見されました。管理者はすぐに現地を訪問し、夫婦に指導を行いました。 飼い主が飼育をやめると言ったことから、しばらく様子をみることにしました。この時点で 県営住宅の管理者は、猫が 10 数頭飼育されていることを確認しました。

③ 発見後対応

a. 頭数の減少 (関係者: 県営住宅の管理者)

最初の発見から約半年後、県営住宅の管理者が再度訪問したところ、飼い主から5頭に減らしたと回答がありました。

b. 増加と再発の徴候(関係者:市動物愛護管理センター、県営住宅の管理者)

最初の発見から 10 か月後、妻から市の動物愛護管理部局に猫 50 頭の引取り依頼がありましたが、その直後に夫から撤回の連絡がありました。本人が所有権放棄を撤回したことで、動物愛護管理部局は介入を取りやめ、実際に猫が 50 頭いたかは確認されませんでした。動物愛護管理センターは県営住宅の管理者に情報共有しました。

c. 再び悪臭に関する苦情 (関係者:県営住宅の管理者、県住宅部局)

猫の引取り依頼からさらに約9か月後、県営住宅を管轄する住宅部局に対し、多頭飼育に伴う悪臭について匿名の苦情が入り、住宅部局が飼い主に対して厳重注意を行いました。

d. 県営住宅関係者と市動物愛護管理センターとの協力連携

(関係者:県の衛生課、市動物愛護管理センター、県営住宅の管理者、県住宅部局)

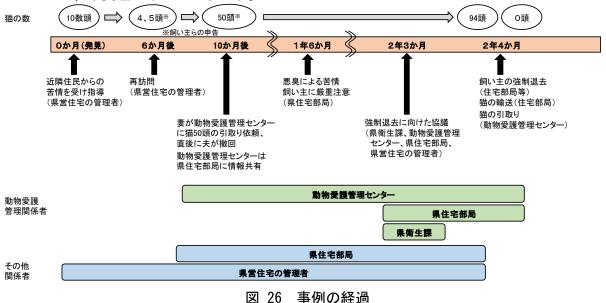
飼い主は県営住宅からの明け渡し請求に応じなかったため、強制執行が断行されることになりました。主体は県住宅部局と県営住宅の管理者です。県の衛生課と住宅部局、県営住宅の管理者は、事前に市の動物愛護管理センターに、飼い主が猫を置き去りにするおそれがあることから協力体制を組みたいと依頼しました。なお、事件になっていないことから警察の

関与はありませんでした。

e. 強制執行断行、猫の処遇

(関係者:県営住宅の管理者、県住宅部局、市動物愛護管理センター)

強制執行時、、猫は94頭になっていました。猫の引取りは複数回行われ、飼い主は所有権 放棄の無効を主張しましたが、強制執行断行の段階で所有権が失われることを法的根拠に、 最終的には94頭全てを動物愛護管理センターが引き取りました。飼い主は強制退去後連絡 が取れなくなり、引取り手数料は県営住宅の管理者が負担しました。多頭飼育されていた猫 が保護されたことがSNS等で拡散されたことで、猫は動物愛護ボランティアに譲渡され、さ らに一般家庭に譲渡されました。県営住宅側は猫の遺棄・虐待の疑いで飼い主を警察に告発 しましたが、不受理となったようです。



ポイント

本事例は県営住宅での案件であったことから、県営住宅の管理者や県営住宅を所管する県住宅部局が積極的に介入しました。猫の引取りについては動物愛護管理センター、動物愛護ボランティアの協力により解決しました。

多頭飼育問題は公営住宅においても発生する例があり、社会福祉部局のみならず住宅部局に多頭飼育問題に関する啓発を行うことで、頭数が少ないうちに発見し、早期に情報共有を図ることが望ましいでしょう。

(8) 早期解決―市営住宅における猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	猫 12 頭
飼い主	女性(30~40代)の一人暮らし。別居の姉がいる。
家の所有・状況	市営の集合住宅に居住。
経済状況	生活保護を受給していた。就業状況は不明。
飼い主の健康状態	明確な精神的、身体的、知的障害は認められなかった。
発見から解決までの期間	6か月(苦情相談による発見~解決まで)
関係者	市社会福祉部局、市動物愛護管理センター、市住宅部局

① 背景

飼い主は30代から40代の女性です。明らかな障害は認められませんでしたが、コミュケーションに多少難がみられました。野良猫を拾ってきたり、動物愛護ボランティアから譲り受けたりして、発見時には12頭まで増えていました。

② 発見 (関係者: 市動物愛護管理センター、市住宅部局)

発見のきっかけは、悪臭と猫の鳴き声に関する近隣住民からの苦情でした。ペット禁止の 住宅で猫を飼育したことを理由に、飼い主に対して市営住宅からの退去が要請されました。

③ 発見後対応

a. 飼い主宅への訪問(関係者:市社会福祉部局、市動物愛護管理センター、市住宅部局) 動物愛護管理センターの担当者2名で飼い主宅を訪問しましたが、応答がなかったためメ モを残しました。その後も連絡はとれず、1か月半後、市の住宅部局と社会福祉部局、動物 愛護管理センターの三者で再度飼い主宅を訪問しましたが、応答はありませんでした。

b. 関係者間の打合せと飼い主宅の再訪問(関係者:市社会福祉部局、市動物愛護管理センター、市住宅部局)

発見から3か月後、再訪問を前に、市住宅部局と動物愛護管理センターで打合せを行いました。市社会福祉部局が飼い主との接触の機会を得るため生活保護費を窓口払いとしたこと¹³、市住宅部局が飼い主に対する明渡通知を発行し訴訟を提起する準備を進めているが円満解決を望んでいること、飼い主の転居先としてペット可の市営住宅を探していること¹⁴、連帯保証人である飼い主の姉に立会いを依頼していることが情報共有され、再訪問時の役割分担等を決めました。

再訪問に当たっては、市住宅部局と動物愛護管理センターに加えて市社会福祉部局のケースワーカーが同行し、姉の立会いのもとで話合いが行われました。姉や市社会福祉部局のケースワーカーが同席していたことで、飼い主との面会、円滑なコミュニケーションが可能に

-

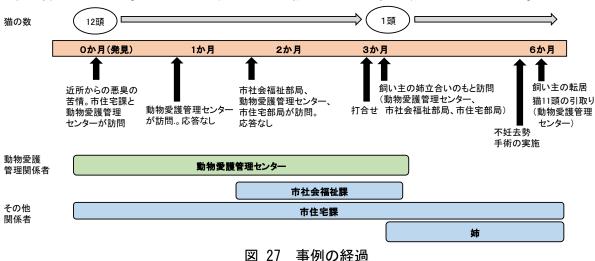
¹³ 実際には飼い主が市社会福祉部局を訪問しなかったため、飼い主宅訪問時に振込停止分の生活保護費を支給しました。

¹⁴ 通常、市住宅部局が退去する住人の転居先を探すことはありませんが、この事例では、当該住宅の指定管理者(市住宅課が委託者)の協力により候補物件を探すことができました。

なりました。動物愛護管理センターは、現在の猫の飼い方が不適切であること、適切な飼い方について、飼い主がわかるように丁寧に説明しました。退去にあたって、住宅部局が新しい物件探しに協力することを申し出ましたが、ペットの飼育可能頭数は1、2頭まで、不妊去勢手術の実施が入居の条件となっていました。1頭について不妊去勢手術を実施し、残り11頭の猫を動物愛護管理センターが引き取ることとなりました。引取りの手続及び引取り後の猫の取扱いについては事前に飼い主及び姉に説明し、引取りの手数料及び不妊去勢手術の費用は姉が負担することとなりました。

c. 飼い主の転居と猫の引取り(関係者:市動物愛護管理センター、市住宅部局)

多頭飼育の発見から6か月後、市住宅部局が用意したペット可の市営住宅に飼い主が転居しました。転居に当たって、猫の引取りが行われ、その後、譲渡適性に応じて、譲渡もしくは殺処分されました。飼い主の手元に残した猫には不妊去勢手術が施されました。



ポイント

事態が深刻化する前に対処することができた理由のひとつとして、ペット飼育禁止の住宅であったため、猫の数が比較的少ないうちに対応されたことが挙げられます。関係部局との連携、キーパーソンである飼い主の姉との調整においては、住宅管理部局が主導的な役割を果たしました。住宅部局や動物愛護管理センターからは飼い主と連絡をとることができませんでしたが、市社会福祉部局は飼い主と接触することができ、生活保護費の支給方法の調整や、ケースワーカーの立会い等によりコミュニケーションの円滑化に寄与しました。

また、市の動物愛護管理センターでは、飼い主がペットロス (ペットを失うことによる精神的・身体的不調) に陥るおそれもあることから、多頭飼育問題の対応に当たっては、 状況に応じて、飼い主の手元に一部の動物を残すことがあるそうです。

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

		(44) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
氏名	所属	役職	
打越 綾子 (座長)	成城大学法学部	教授	
岸 恵美子	東邦大学看護学部	教授	
佐伯 潤	帝京科学大学生命環境学部 くずのは動物病院	准教授 院長、獣医師	
佐藤 尚治	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	主任	
藤田 弓実子 (第1~4回検討 会:吉岩 宏樹)	川崎市健康福祉局保健所生活衛生課	課長	
横山 章光	あいわクリニック	院長	

オブザーバー:厚生労働省

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策検討会の開催経緯

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成 31 年	・検討会の背景と趣旨について
	3月15日(金)	・多頭飼育問題について
		・社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に向けた
		課題整理
第2回	令和元年	・動物愛護管理法の改正について
	8月8日 (木)	・アンケート調査の実施について
		・ケーススタディの実施について
第3回	令和元年	・アンケート調査の結果について
	12月19日 (木)	ガイドラインの骨子(案)について
第4回	令和2年	・アンケート調査の分析結果について
	2月27日(木)	・ヒアリング調査の結果について
		・骨子(案)をふまえたガイドラインの作成作業に
		ついて
第5回	令和2年	・社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する
	10月15日(木)	ガイドライン骨子(案)
第6回	令和3年	・社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する
	2月3日 (水)	ガイドライン(仮称)(案)